

# 昭和精神史における平生鈺三郎

— 機関説・学制改革・国体論 —

安 西 敏 三

一 はじめに—甲南学園創立百周年に当たって—

ただ今ご紹介にあずかりました安西でございます。甲南大学を退職しまして三年になりますが、今も尚、四号館にて学園創設者平生鈺三郎の日記の編纂に携わっております。日記本体の方は、昨年十二月三十日に十八巻を以て終了いたしました。日本史上恐らく分量において最大ともいえる日記、大正二（一九一三）年十月七日から昭和二十（一九四五）年十月二十四日まで、平生の齢で申しますならば、四十八歳から八十歳に至る三十二年間に亘るものであります。日記を認める以前については平生が大病を患って南米アルゼンチンのアレマーレ病院に入院中に認めた手帳に恐らく大幅に書き加えた自伝がございます。これは『平生鈺三郎自伝』として平成八（一九九六）年、阪神淡路大震災の翌年のことですが、不十分な校訂で申し訳なく思っておりますが、当時の理

事長であられた小川守正氏の御尽力もありまして名古屋大学出版会から平生の愛息の名を冠した平生太郎基金に  
 よって刊行することができました。平生日記については、学長職を退けられた経済学部杉原四郎先生が創立さ  
 れたばかりの総合研究所の企画研究として所長の立場から取り上げられました。これが大学での平生研究の嚆  
 矢でございます。『平生鈺三郎の日記に関する基礎的研究』がその成果で、昭和六十一（一九八六）年の九月に  
 「甲南大学総合研究所 叢書1」として刊行されています。今から三十数年前のことです。その後、数冊総合研  
 究所叢書として平生研究が刊行されますが、平生の本文については平生が様々の機会に講演したものを平生の縁  
 戚にあたる三倉三夫氏の御尽力の下、有斐閣出版サービス制作・販売、甲南学園編・刊行として『平生鈺三郎講  
 演集―教育・社会・経済―』が昭和六十二年に出版され、また三島康夫先生が日記の損害保険関係部分を編集さ  
 れました甲南学園監修『平生鈺三郎日記抄―大正期損害保険経営者の足跡―』上下二巻本が思文閣出版から平成  
 二（一九九〇）年に刊行されております。平生についての研究やエッセー、伝記などもその後、種々出版されて  
 おりますが、平生日記そのものの史料としての全体の公表はございませんでした。理学部の日下讓先生が総合研  
 究所長であられた時、平生日記の話がありましたが、巨額な出版費用を要するというのでその話は流れ  
 ました。しかし先人の難解極まる平生日記の文字の解説作業の恩恵を受けつつ、平生研究は続けられてきました  
 が、やはり平生日記の全貌を知りたいとの要望も多々ありました。そうしたなか、学園創立九十周年を迎え、再  
 び平生日記の刊行計画が挙がり、現理事長である吉沢英成先生のご決断の下、前の学長で平生研究にも従事され  
 た高阪薫先生や広報課の大野愛子氏などと共に、具体的に活動を開始した次第でございます。翻刻委員には森川  
 彰・松井朔子・故大国克子・池尻孝子・諸岡知徳・牧木綿子・神原由紀子の諸先生、そうして編集スタッフや事  
 務局も途中若干の入れ替わりもございましたが、編集には藤本建夫先生を始め、有村兼彬・杉村芳美・廣山康介・

永廣顯・平井健介の諸先生、外部からは森川彰・井上五郎・柴孝夫・瀧口剛・牧木綿子・三宅遵・諸岡和徳・湯川勇人の諸先生に、常任顧問には松井朔子先生にお願いし、また事務局には直原興二・井上康の両氏にも就任して頂き、印刷を引き受けられた天理時報社や甲南学園の総務部の天野裕介・溝上真理子・戸石（旧姓井上）真衣・志賀恵子・岩井泉の諸氏ら多くの方々のご尽力を得て、めでたく百周年を迎えるにあたって九年余りの歳月をかけて完結できました。現在は、膨大極まる日記の人名索引と、平生日記の欠落部分、即ち文部大臣就任直前に始めて文部大臣を辞任し、日中戦争が始まった年、この間の平生の発言などを収録した別巻の作成に勤しんでおります。今回の法学会の要請を受けましたのを機会に、その欠落部分の平生の思想と行動を中心にお話をしたいと存じます。日記のそれぞれの時代における平生については日記そのものの読解をお勧めいたしますが、その入り口と言っては何ですが、三巻までは私の、それ以降は藤本先生の手になる「後記」を参照して頂ければ幸いです。

さて法学会講演会というものの甲南学園創立百周年記念と副題に銘打たれておりますので、平生が甲南学園を創立した目的について改めて触れておきたいと思えます。既に何回かお聞きになっているかもしれませんが、今から百年前の大正八（一九一九）年四月二十一日に平生は、「嗚呼、今日呱呱の声を挙げたる甲南中学校よ、長へに健在にして、摯実剛健にし、志大に、気高く、能く将来を達観し、大局の打算を誤らざる報国尽忠の志厚き国家有用の材幹を養成し、以て国運の進展に寄与せんことを祈るなり。余は年来の宿志たる一端が其緒に就きたるを見て益進んで最終の理想たるべき東洋一の大学（人物教育を主とせる）の創立の計画に一步を進ん<sup>すす</sup>と欲するなり」（甲南学園平生鈺三郎日記編集員会編『平生鈺三郎日記』第三巻、学校法人甲南学園、二〇一一年、二八一頁。以下同）日記からの引用参照は片仮名を平仮名に、また当て字を通行体に直し、読み方についても適宜ルビを付

し、編者や刊行元、及び発行年を省略し、③二八一の如く記します」と日本晴れの好天気の下、甲南中学校の開  
 設を将来的には大学創設をも射程に入れた抱負をも込めて満足感に満ちた表現で以て日記に認めて居ります。平  
 生が新たな学校法人を立ち上げ甲南中学校を創設いたしましたのは、既に明治四十三（一九一〇）年に甲南幼  
 園を、さらに二年後には甲南尋常小学校を創立して居りましたからであります。幼稚園の卒園者を小学校に、そ  
 うして尋常小学校を経た後は高等小学校という段取りですが、元々甲南幼稚園にしろ、甲南尋常小学校にしろ、  
 住吉近辺に移住している、あるいは移住する「良家の子女」により十分な教養を身に付けさせるべき教育を施す  
 という理由で設立されたものですから（平生鈺三郎著・安西敏三校訂『平生鈺三郎自伝』名古屋大学出版会、一  
 九九六年、三一四—一五頁、⑩一九三）、高等小学校のコースよりは中学校・高等女学校へのコースが自然であり、  
 その為にも中学校の創設が日程に挙がっていたと思われれます。そこで甲南尋常小学校卒業生の進学先として甲南  
 中学校が、一年遅れて甲南高等女学校が設立されたのであります。女学校の方は安宅産業の安宅弥吉に任せ、平  
 生が自らの教育理念で以て甲南中学校を甲南幼稚園・甲南尋常小学校と接続する形で一貫教育を行おうとしたわ  
 けです。元々平生は甲南小学校の創設協力を請われて、資金面で自己負担一千元、現在でいうと幾らになるであ  
 りましょうか、少なくとも二千万円近くを支出し設立の責任を果たした時、「之れ、余が甲南小学校を自ら背負っ  
 て立たんと決意せし初めに於て、此時、余は教育に対する余の理想を実現するため、学校建設を終生の事業とす  
 るの決意を固うしたる濫觴なり」と綴り、甲南小学校創立資金を提供したことが平生の教育理念を活かすべく学  
 園の建設を生涯の事業と決意した事の起りであると同顧しております。平生がそれを機会に「心密か期する処」  
 の「余の理想」とは「人物陶冶を根本義とする」教育であります（同上、三一六—一七、三三三頁）。もちろん公  
 立学校の人数過多の教育を緩和すべく中産階級以上の国民は自己の力を以てその子女に普通教育を施すべきであ

るとの趣旨もあつたでありましょうが(②六一六)、甲南幼稚園・甲南尋常小学校の設立協力者から、自らの教育理念を主体的に生かす教育事業者として終生尽力する志が甲南中学校創設、さらには東洋一の甲南大学設立構想にまで至っている訳であります。この甲南大学構想について平生は、「余は甲南大学の設立を理想として直進邁往、常に其氣運を助成せしむるべき機会を逸せずして之を利用しつゝ、来りしが、今や余が最後に投げたる石は見事的中して久原〔房之助〕氏の二策壯提供となり、甲南大学設立資金抛集の団体組織となり、久原、河内〔研太郎〕、安宅〔弥吉〕、千浦〔友七郎〕、四本〔萬二〕、伊藤〔忠兵衛〕の諸氏皆之に賛同するに至り、余の宿望を貫徹せしむべき時機は七八年の後に実現せらるゝの希望確乎たらんとす」と百年前の五月十二日に意気高ぶつて記して居ります(③二九七)。

さらに「欧州に於ける新思想」、マルクス主義を始めとする所謂危険思想を指すと思いますが、その巢窟として英国が選ばれているとの説に平生は、英国は上流資本家階級が聡明闊達であるので能く下層人民の人情を解して適応する方案を實行しているので心配はない旨を述べ、「英国は教育の本旨を人物養成に配れるを以てなり」とその理由を語り、甲南大学の設立の趣旨を論じて「甲南大学は社会国家の為に貢献するを以て人類の本務なることを了解する体の人物養成を以て目的とす。決して一技一術の人を作らんとするにあらず。たとへ學術の蘊奥を極めたるの学者、充実せる知識を有するの技術家、理財に富めるの商工業家輩出するも、国を思ひ社会を思ふの人出でずんば国家は如何にして健全に発達し、社会を如何にして公平に維持せられんや」と断言しております(③三〇一)。そうして「余等は現代政府の執れる官僚的教育形式的教育に反抗して自由主義自発主義の教育を本領とせる学校の設立を断行し、以て其主義の実蹟を試みつゝ、ある」と述べて、日本の官立大学が凡て職業大学にして「毫も人物の養成人格の修養を主眼とするもの」ではないが為に卒業後は、「皆物質的利己的にして、社会国家の

盛衰消長に共鳴するものなきは当然のこと」として、「日本をして衣食に汲々とし自己の生存以外に人生の意義を了解せざる馬獸的國民の巢窟と變化せしめつゝあること」を通説するのでした(③三〇八)。「現代の教育制度が科学万能主義にして智育体育を主とするの結果、知識豊富、身体強健なるの少壯者を出すことに於て、或は完全ならんも品性高潔、理想深淵なる人物を陶冶するに適せざるは余が久しき以前より看破せるところに於て、余等が甲南学園を創立し小学校に次いで中学、高等学校、大学をも設立せんと鋭意努力しつゝあるは、この欠陥を補填せる教育を施し、以て社会の旨を開かんと試みつつあるに過ぎず」(③三二五)と思うのでした。平生に在つては、大学は崇高なる人格と高潔なる品性を要する「武士的紳士的」心魂を持たねばならないものであったのである(③三二九)。

しかしながら平生が描いた「人物養成」を目的とする東洋一の大学構想は資金的に多大な貢献をすることに決まっていた人物に依拠していました。その人物とは日本三大鉱山の一つにまで、第一次世界大戦後ですが、發展させた日立鉱山を買収した久原鉱業、さらにその付属修理工場を分離させ日立製作所を設立して経営拡大に努めていた久原房之助でした。しかし久原の事業も昭和二(一九二七)年の金融恐慌で打撃を受けたこともあり、甲南への永続的拠金も頓挫したと思います。久原はその後、事業を義兄の鮎川義介に譲りまして政界に入り、政友会の最後の総裁となり同党を解散し、大政翼賛会に入ることになり、平生の久原評価も変化し、興味深いものがあります。それはともかく久原や世界大戦で好況を呈し船成金とも擲揄された神戸財界も大正九(一九二〇)年に始まった戦後恐慌、さらには二年後には海軍軍縮による造船業界の不況が続くことになり、平生が期待した資金面での裏付けもなくなり、大学設立は諦め、その代わりに改正高等学校令によって可能となった私立七年制高等学校に望みをかけ、平生はそこで人物陶冶の教育を期することになった次第であります。ちなみに甲南大学

基金は久原、安宅、伊藤、河内、千浦、それに平生のみでその額は十三万円に過ぎず、大学資金としては約四百万円が必要で、毎年の拠金が二十万円に達しないならば設立の見込みは無かったというのであります。従いましてその他、三菱の岩崎久弥に協賛を願ったり(③四〇八—〇九)、所要金額の半額に達すれば財団法人を組織することができまので、平生は二十万円の拠金の勧誘に奔走するのです(③三五七)。しかし「余は甲南大学の基礎を置くことに力めつ、あるものにして到底余の生前に於て其完成を見ること不可能なり。而して余の後継者として其衝に当り之を完成して東洋一の大学たらしめ、パン亜細亜的大学として亜細亜人統一(精神的)のニユークレアスたるべき大学たらしむるものは少壮気鋭の実業家にして、志大気高く、且之を完備するの財産上の實力を有する忠兵衛氏ならざる可からず」(③五一六)と述べ、大学構想の実現には平生が後継者として期待している日本のカーネギーたらしめんとし、文明的商人と称えた二代目伊藤忠兵衛に託すことにしたのでした(③三八八)。

さて甲南中学校創立の前年の大正七(一九一八)年に高等教育機関の拡充を図るべく改正高等学校令が公布され、男子の高等普通教育の拡充が可能となった訳ですが、それは地主層と都市有産階級の要望に應える政友会の支持獲得の一環ともいわれております。そこには男子の高等普通教育を完成する目的で、特に「国民道德」の充実が謳われ、七年制を本体とする教育機関として、官立のみならず公立や私立の高等学校の設立も認められたのでした。先に述べましたように平生らは改めて甲南中学校を尋常科として発展的に解消し、その接続機関として新たに高等科を設け、七年制の甲南高等学校として設立認可に向けて行動することになったのであります。そこには原敬内閣の中橋徳五郎文部大臣も甲南中学校を七年制高等学校に移行するようにとの申し出があつたこともありましょう(③三二〇)。その際やはり資金面で百五十万円の基金が必要で、甲南中学校の校長として招聘し

演 講  
た小森慶助に少なくとも尚五十万円が必要であると言われ、平生は善後策を講ずることになります(③四〇六、四二五)。そこで平生は「甲南中学校を普通の五年程度の中学校として高等科の併設を見合わすか、或は目下の拠

金(年賦法を以て)せんとしつ、ある甲南大学の基本金を高等科併設基金として之に振替へるか、或いは高等科の併設を廃するも甲南大学は独立して之を創設するか、三案の一に決定せざる可からず破目に陥る」ことを拠金の中心ともなる久原に説明して考慮を促しますが(③四三九)、岩崎久弥の醸金の見通しもたったこともあり、一時は「甲南大学も亦この二富豪〔久原房之助と岩崎久弥〕の連撃れんげつに依りて他日六甲山麓に設立せられ、日本の国情国体及東洋、否日本道德を神髄としたる人格涵養、人物養成を主意とせる大学が、其光輝を六合りくごうに發揮するに至らんか」(③四五二)とまで認めるに至っております。嘗て久原に語った「若しこの山莊の地域に於け及学寮を建設して中学より大学に至る学級を設け、学生全部を寄宿舎に収容して訓育せば、所謂真の意味に於ける紳士を養成するを得んか」(大正六年十一月二十六日・②五三二)との抱負の具体化でもあつた訳であります。甲南中学創立の根底ともいふべき久原(③四二五)に会しての所感は、東洋一の人物陶冶を教育方針とする大学への創設にまで可能性が広まっていた訳であります。多大な資金援助をしてきた久原について平生は、「独力を以て自由教育主義の樹立に心を傾くるの人なりせば、我甲南学園も一敗地に塗れて今の盛大を見る能はざるべし……甲南高等学校の設立も可能となりしは実に久原氏の助力多きに在るものにして、余は此点に於て久原氏に感謝を禁ずる能わず」と感謝の意を認めて居ります(⑤五八―五九)。平生は大学構想が挫折した後の大正十二(一九二二)年一月には他日、二楽山上に詰込教育から解放され、個性教育・自由教育・体育徳育を先ず行つて、しこうして知育を施すべく形而上の学科(哲学・経済・法律・文学)を教授する東洋一の大学建設を夢見ていたのだした(⑤一九九)。

さて財政問題で、大学建設は諦め、七年制高等学校設立に結局は落ち着くことになった訳であります。高等学校どころか甲南中学校自体も予算不足問題に陥っており、甲南学園の危機は頂点に達しておりました。それでも高等科は完成したいとの思いが強く、(3)五五〇)、久原、安宅、伊藤、平生は大正九(一九二〇)年三月二十一・二十五・二十八日に協議し、結局は実現を構想した甲南大学基金を、甲南中学校は甲南高等学校として組織変更して、その運営母体である財団法人甲南学園の新たな発足に伴う必要経費に充てることにしました(3)五五三、五五五)。甲南高等学校設置に関する最終の会議では経済界変調の結果頓挫の可能性が濃厚でもありましたが、岩崎資金など維持会を設置して可能になった訳であります(4)五二三)。平生は高等学校設立が具体化する渦中にあつて「不撓不屈ふとうふくつ、真に人類社会に貢献を為すべき人物の養成を主とする天下唯一の学校の完成、創立発起者の目的達成の為め努力せられたし」と訴え(5)二四)、「余は我国の教育が形式劃一けいしきかくいつに流れて教育の根本精神を閑却せるを慨し、十有余年前任吉に一小学校を建設し、進んで四年前甲南中学校を創設し、今や其校を甲南高等学校に編制換を為し、以て自由教育主義に則りて真に人格崇高人物高大にして能く慮り遠く考ふる人物を養成せんとしつゝ、あり」として日本人の改良、国家の救済、新たな国民の創出に思いをはせるのでした(5)六〇)。

ところで甲南中学卒業生を甲南高等学校尋常科に編入する許可が事実上文部省から認められ、「五年前計畫せし余の理想の実行も第一段階を上りたるものといふ可し」と満足する一方、新たに小森校長が製作依頼した御真影の豪華さには公憤を覚えております。「御真影を校舎に安置して之を拝せしむる如き習は今後幾年の後には廃止せらるゝにならんと思ふ。陛下を神仏の如く礼拝せしめ偶像扱にすることは之れ時勢に逆行するものにして、如此きは思想の推移と共に決して皇室の尊厳を維持する所以にあらず、今後は国民をして皇室を敬愛せしむるの方針を執るべく親しみの中に礼を失はざらしむべし、決して敬して遠くるの方針を執る可からず。高価なる緞帳どんちやうを以

て真影を掩おほふ如きは実に旧思想といふべし、若しカーテンを要せば白羽二重若くは白絹を以てすべく、如此きは寧ろ神聖にして敬意を表するものにあらずや。我校は精神教育を主とし摯実剛健にして気宇大、意気盛なる青年を養成せんとするものなれば。可成なるべく虚飾を避くべきにあらずや」と(⑤一四九)。これは大正十一(一九二二)年十一月八日の日記に見られる記述であります。平生のこの時点での皇室観を見る上で興味深いものがありますが、皇室の偶像視、神仏扱いに対する批判であり、虚飾的崇拜批判であります。精神教育・質実(平生は「摯実」としてはいますが、ニュアンスはあるものの「質実」と同意と思えます)剛健・気宇壮大にして意気軒昂たる若者教育の場に豪華絢爛たる緞帳で覆う御真影は相応しくないという訳であります。しかし平生は昭和八(一九三三)年十二月十八日のことですが、甲南では「朝礼は毎月曜日朝、授業開始前に尋常科全員を運動場に集合せしめ、教員もまた之に列し、東に向かひ皇室に対して最敬礼をなし、以て皇室に対する敬意を表する者にして、日本の学徒としては尤も意義ある礼といふべし」(⑭四五七―五八)と述べ、これは高等科生徒に対しても行うことを勧告し実際そのようになりましたが、時代が戦時色を濃くするにつれて祭政一致を唱えることと相まって宗教的色彩を強めていったようであります。朝礼で宮城に向かって最敬礼をなし祭政一致の精神や大和魂を説き、日本人としての人格は敬神崇祖の志に富み、「日本道德の神髓」とみる教育勅語の趣旨に則り、行を慎み業を励み、一旦緩急ある時は義勇公に奉ずる覚悟を人格の修養と唱えるにいたっているからです(⑯七、⑰二六七―六八)。最敬礼は昭和九年に制定されました「甲南礼法」によれば「天皇、皇后、皇太后皇族に対し奉り行ふ敬礼なり」とありまして、不動の姿勢を取り脱帽したる後に先ず注目し、次に体の上部を前約四十五度に傾け、頭を正しく上体の方向に保って、帽子は右手にてその庇ひさしを摘つまみ之を右股みきももに接して掲さげ、帽子の内部を右股に対せしむ、というものでした。神霊に対する拝礼もそれに準じて居ります。「皇室中心主義の教育」というのも諾なるかなであります

(16五五八)。

ところで大正十二(一九二三)年一月十七日に平生は、小森慶助校長より甲南高等学校認可済みの通知を受け「余は実に欣喜雀躍を禁ずる能はず」(⑤二〇七)と認め、早速三十一日に甲南学園理事会を平生邸において開催し、甲南高等学校設立認可を受けての今後につき協議するのですが、そこで平生は「本校を余が主動となり多数有志家の賛助を得て設立するに至りしは、決して徒らに事を好むものにあらず、又個人の名誉心に出でたるにもあらず、一私人の名を後世に伝へんとする記念事業にもあらず。実に現代の教育制度は劃一を主とし形式に流れ、學術は単に職業を得んとする一方便となり、教を受くるものは単に卒業証書を得んとし、教を授くるものは単に自己の知識を切売して平然たる如きは実に教育の本旨を誤れるものにして、実教育は如此きものなるべからず」と論じ、「教育は須らく自由にして個性を尊重し人物を作るを以て主眼とせざる可からず」と断言するのです。それには官立ではなく私立でこそ可能であると言うのです。各生徒の個性を了解してその長ずるところと足らざるところを良知して個性に従ってこれを善導する方法をとるべしとの要望であります。私立学校は官公立学校と違い、官憲という独裁的権威者がいるのではなく、公税という恒久的財源があるわけではない。従って理事、校長、教職員が一団となって支持運営する必要があり、私学を權威たらしめるのは関係者が和衷協同して改善を図り進歩に努めることであるとして、「本校は決して有志者の専有物にあらず、理事の私有物にあらず、教職員の独占物にあらず、真の意味に於ける公有にして、我々本校に干与する同志の人々が、我々が懐抱する新教育主義を實踐せしめんとする公の機関なれば、其盛衰興亡は一に我々一同の和衷と熱誠如何に存すといふも誣言にあらず」(⑤二二〇)と述べるのです。また甲南小学校も甲南高等学校も財政上の関係から財団法人を別にするも「自由を尊び個性を基とせる教育方針を以て真の教育」とする点において同一であるとしております(⑤二二七)。

尚、平生は「甲南学校の入学生が富裕なる家庭の子弟にして学力が優秀ならざるもののみならんとする傾向あるは本校将来の爲め悲しむべきことなれば、本校に学力優秀なるものを收容して多数学生の刺激剤たらしめん爲め来年の応募期より入学を許可すべき人員六拾名の中拾五名位を授業料を免除することとし、学資に乏しき優秀なる生徒を收容しては如何」と小森甲南中学校長に提案したところ、文部省に於ても大に奨励しつゝ、ありとのこともあつて小森の賛成を得るのでした。そうして「余は若し学校の経済が許さざるに於いては余は年々之に相当する費用を寄付するも差支なきことを申出で、且卒業生中の優秀にして高等教育を受くるの資力なきものには余は拾芳会員中に收容して其志を達せしむるを以て、是亦実行せられんには如何と」と提言したのであります（大正十年十月二日・④三七〇—〇一）。定員の二十五パーセントを奨学生にするとの提案であります。ちなみに昭和初期の全国の高等学校の生徒の家庭の富裕度によりますならば、基準にもよりましようが、甲南は全国一で七十五パーセントが富裕層出身者で占められております。この数字は平生が提案した奨学生の割合と奇しくも一致して居ります。付言いたしますならば二番目が現在大阪大学になっております大阪府立の七年制高校であつた浪速高等学校の七十三パーセント、三番目が成蹊高等学校の七十二パーセントといたうことでもあります（秦郁彦『旧制高校物語』文春新書、平成一五年、一七三頁）。

こうして平生は甲南高等学校創立に凡てを賭けることになりませんが、当初は「内は教職員の不統一、学生の無節制、外に於ては悪声頻に臻り、この内情は已に文部当局の耳に入れることは余が東京に於いて文部省に縁故ある人より注意せられたるところなる」（⑥七二）と認めています様に、中々思うようには行かなかつたようです。そうして小森校長の辞任と爲る訳でありますが、平生は後任校長に創立者が思い描く理想と主義を理事会の前に朗読させ同意を得るのでした。それは「一、個性を尊重し個性に適應せる教育を施すを以て主義とす。一、形

式に流れ劃一かくいつに陥るの弊を排し、学識の進歩を計ると共に大に力を健康の増進、人格の養成に用ゆることを理想とす」という要望であります。そしてこの二つの目的を達せんが為に七つの要件を提示しております。第一は教授の方法と教科書の選択についてですが、大学及び実生活に無益な、または会得しがたいのは除き、学生の体力や脳力の浪費、時間の空費を省いて教授の能率増進に力を尽くすことであります。第二は入学後の試験についてありますが、それは教員が自己の参考の為に学生の学力を知らんが為に行うものであって、学生を鞭撻むちする道具として用いないことでもあります。第三は教員の選択にあたっては、深遠なる学理の研究者を避け、たとえ学力に於いて多少の遜色はあっても学生の教育に興味と誠意を持ち、教授に堪能な人を求めることでもあります。第四に校長は学生の訓育に全責任を負うこととして、その為に修身科は全校を通じて校長自ら担任することでもあります。第五に校長は本校を自己が創立する一家塾として、その学生は全員自己の門下として終始一貫本校及び学生の為に最善の努力をすることでもあります。第六に各科教授の方針に付いて各科教員は一致協力して校長の指揮に従い、校長を補佐して本校の校風の樹立に努めることでもあります。第七に甲南学園甲南小学校との連絡に付いては同校長と打ち合わせ、教育方針を一にすることでもあります(⑥八六)。この七つの要件を後任校長に課することになりましたが、その後任校長は第六高等学校、現在の岡山大学ですが、その校長でありました丸山環に委ねることになります。その丸山は甲南高等学校の教員氏名表を見て、名教師として名を為せる人が一人としていないことが甲南の振るわない原因であるとして、高等学校の学生は博文多識の良教師でなければ満足しないので甲南も素質の良い学生を集めて一つの權威ある学校にするためには良教員を選択招聘しなければならぬとして、これが至難の業であつて校長として尤も苦心するところであると自己の経験談を平生に述べ、平生が提示した先のステートメントを見て遠慮することなく意見を開陳するのでした。その熱心家なることを見て、平生は多少官僚

的の嫌いがあるけれども、時を置いてその理想を注入すれば官僚的気質や力も失って「自由民主主義」に同化すると考え、第二代校長に任命致します（⑥一五七―一五八）。結果は平生の期待を裏切ることになりましたが、良い教師を集めたことには評価されて居ります（甲南学園50年史出版委員会編『甲南学園50年史』甲南学園、一九七一年、一八八―一九頁）。

さて平生は甲南高等学校も軌道に乗らんとした時点で、人物教育を施しており平生が範とも考えていた英米の中等教育機関を東京海上の退職記念ともいふべき欧米外遊を機会に視察いたします。大正十三年、即ち一九二四年九月五日から翌年の四月十七日までの半年余りの旅行であります。英米のみならずフランスやドイツでも視察しますが、中心は英米でありました。自由教育・人格教育・個性尊重教育を施しているアメリカのドルトン教育への共鳴（⑤一八九）や日本の青年の修養地として英国を推奨する（③五一―五）との認識を持ち、「本校は健康人格の教育を主として知育を第二とし社会に向って立派なる人格者を出さんことを目的とするものなり。教育も知識の涵養も人類一生の仕事にして学生生活中の仕事にあらず、日進月歩の知識の取得は生涯を通じて補充増殖せざる可からず、青年時代に限定せらるべきものにあらず」と神戸一中、現在の神戸高校ですが、その受験第一主義を批判して、「甲南中学校は一生を通して身神共に健全にして知識も完全に発達せる人物を養成せんことを目的とす。彼は最短なる距離の競争に於ける選手を造らんとし、我は最も長き距離、即ちマラソン競争に於ける選手を得んとするものなり」と、受験中心教育が短距離競争の選手を生み出すも、甲南は長距離競争の選手を生み出すものであると、ウサギと亀との寓話ではありませんが、亀であっても最終的には知力の面でも勝者になるとの展望を持って述べ、それに相応しい教育の場として平生は「唯本校が則らんとする英米の教育方針が英米両国民の如き立派なる人物の輩出を促し、我教育の模範たる独逸教育が過般の大戦に於て劣れるものなることを立証

せんことはカイゼルの自叙伝に告白せしことなるを知るべきにあらずや」と論じていることからしても(⑤一八六)、平生が英米の教育への関心が高いことが分かります。この教育視察に付いては『甲南法学』第五十三巻第四号に掲載しました「平生夙三郎と甲南教育―英国的教育の模索―」をご覧ください。ここではそれと重なる面もありますが、平生が特に英国教育の如何なる側面に着眼して甲南に導入しようとしたかについて触れておきたいと思えます。

英国は東京海上時代の勤務地であった経験もあり、首都ロンドンには平生にとつては十七年ぶりでしたが、平生はオックスフォード大学出身の優等生でセント・ポール校、英国名門私立校、所謂パブリック・スクールで有名九校、即ちザ・ナインの一つですが、その卒業生より英国の中等学校について聞き入ります。英国では校長に教育方針や施設の使用法などを一任し、校長の自由手腕によつて学生を薰陶していること、そして人物養成を目的に濫りに科目を課すことなく、生徒間には自治を行わせ、各学年は一つの共和国をなし、それによつて責任観念を涵養していることを聞くのでした。他学生を率いる責任首長を設け、この首長に服する義務、相互一致協同して一つの共和国の幸福を増進する責任などを遊技場や教室において訓練させるといふのです。そして二三の名門私立校の訪問を勧められるのでした(⑥五一―一六)。

平生が訪問して校長による応対を受けましたのは、毛織物商組合が一五六一年に創設したマーチャント・テイラーズ・スクールと慈悲深き少年王エドワード六世によつて一五五二年に設立されたクライスツ・ホスピタルの二校でした。まずはマーチャント・テイラーズですが、公的機関より援助を受けず、学費と財団によつて財政が成り立ち、カリキュラムも校長の一存で全く自由であることを聴き、生物、化学、物理の教室を訪ねて実験中心の教授法、即ち生徒が講義を受けたことを生徒自ら實際行い、講義内容に確信を得るとの方法、また歴史の授業

は、ローマ史ですが、予習、講義、そして事実の因果連関についての問題が出され、それについて考えた結果を發表させる方法をとっていることを知るのでした。そして生徒と教員が同室にて同様の食事をする午餐を経験します。この学校で平生が最も着眼しましたのは、しかし特に教員恩給の件でした。年金保険契約という制度が甲南にも参考になると記しております（大正十四年二月六日・⑦三一四）。この学校は私が訪問した際に閲覧したガイドブックによりますと、一五八九年一月二十三日の冒険家ウオーター・ローレイ卿に宛てた詩人エドモンド・スペンサー卿の書簡に認めてあります当校の教育目標にしてその使命は、「道徳的にして寛大な訓練による紳士の養成である」、との文面を引用して紳士教育を謳っております。甲南中・高等学校との交流も打診されましたが、後日、校長の意見も添えて別のパブリック・スクールとの交流がある旨のメールを送りましたところ、スポーツも含めて、両校の交流は残念ながら流れませんでした。

さて次いで訪問しましたのが、慈悲深き少年王、それ故にアメリカの作家マーク・トウェーンがイギリスで資料を集めて描いた『王子と乞食』、日本では朝ドラの主人公にもなった村岡花子が邦訳しておりますが、そのフィクションのモデルともなったエドワード六世が創設したクライスツ・ホスピタルであります。ホスピタルを村岡訳では病院と訳しておりますが（岩波文庫、一九五八年、三〇三—〇四頁）、これは慈善学校の意であります。平生が「所謂貧民学校」と述べている所以です。しかし先に触れましたようにマーチャント・テイラーズと同様、歴史は古く、日本で言いますと足利時代ですが、その時代に設立されております。自身が出身校であるチャールズ・ラムの随筆文学の白眉といわれている『エリア随筆』の一節にも、その学園生活の叙述が充てられ、同じく収録されております「休暇中のオックスフォード」と併せ読むと十八世紀後半から十九世紀前半の英国中高等教育の一端を知る上で参考になります。パブリック・スクールは古典語中心で有名ですが、私が訪問したさいの校

長に依ればクライスツ・ホスピタルは数学教育が走りとの事でした。確かにその歴史を見ると、王立数学学校が加わったり、カリキュラムの作成にはアイザック・ニュートンなど歴史上著名な科学者も関与したりしていますので、自然科学系が強い他に類を見ない独立学校と言えます。平生講義で取り上げたこともあるのですが、受講生の中に、この学校で高校生の時英語を勉強したという学生がいましたので、夏季休暇中には寮を開放して英語講習でもしているのでしょうか。平生が訪問した時と今も変わらない光景を見ることができません。立派な教会や大食堂があり、オックスフォードやケンブリッジの大学のコレッジと比較しても勝るとも劣らない設備を誇っております。平生はチューダー朝以来現在まで続いている青服学校との異名をもつ青色のコートを着て、黄色いソックスと皮ひもを身に着けている制服姿の生徒に着眼しながら、校長の案内で各教室などを回り、生徒の行進を伴う楽団の奏楽を聴き、大食堂では午餐などの饗応を受け、十六歳より二十五歳まで秩序ある自由が幸福な生活の基本と教えてくれたその九ヶ年間の寄宿舎生活(⑭四六一)を恐らく念頭におきながら寮の様相など具に観察いたしますが、ここでも科学教育に目を向けております。参考書や講義で自らの実験を検証している姿であります。また音楽教育などを見聞して、富裕層の子弟の多い甲南に比して生徒が元気であることに驚き、いささかショックを受けております。校長と生徒との親密な関係にも、其の想像を絶する莫大な基金にも感嘆しております。基金に恵まれているため他のパブリック・スクールと異なり授業料など無償に近く、最近でこそ富裕層の子弟の入学も認められたようですが、入学に際しては他の私立学校へ行ける高額所得者か否かを問われ、所得制限を行っていたようです(Alan Ryan, *Liberal Anxieties & Liberal Education*, London: Profile Books, 1999, p.39)。平生はその校地の驚くべき広さと共にその財政的裏付けに羨望の念を以て記しております(大正十四年二月十二日・⑦九一―一)。尚、平生は五日後の二月十七日にクライスツ・ホスピタルの卒業生より平生手沢本として残ってお

演り *To my friend, H. Hirao from an "Old Blue" (T. F. n)* の署名入りの *Christ's Hospital A Retrospect*, by Edmund Blunden, London: Christophers をプレゼントしてもらっております。また平生はケンブリッジにあるリース・スクールで池田成彬の子息である池田潔に会っています(⑦一七)、その『自由と規律』(岩波新書、一九六三年)はパブリック・スクールの生活を著した古典として有名で、良き時代の良き学校の記録として今読んでも有益です。平生が見聞した時代のパブリック・スクールの一面が描かれているのですが、しかし名門中の名門といわれパブリック・スクールの今なお代表しているイートン・コレッジについては、気の弱い人間にとって地獄であり「札付きのイートン」との見聞録もあり(松浦嘉一『英国を視る——一九三〇年代の西洋事情——講談社学術文庫、昭和五九年、二二六頁)、両側面をみる必要があります。

さて高等教育について平生はケンブリッジ大学の名門コレッジでイートンの卒業生が多く進学するトリニティ・コレッジとキングス・コレッジを參觀しております。トリニティでは、その学堂に掲げられている卒業生の著名な肖像画を見て「我甲南高等学校の如きも如此き偉人名士が最初に輩出せんか、其後輩を刺激すること決して少々ならざる可し。私学に於いて尊ぶべき点は実に茲処に在り」と思うのでした(⑦一六)。またオックスフォード大学ではやはり名門コレッジと言われルウエー皇太子が学んでいるベルリオリ・コレッジ、雅子皇后も学んでおられますが、そのコレッジと英国皇太子で後のエドワード八世、シンプソン夫人との恋に陥り、王位をすてたウィンザー公が学んだモードリン・コレッジを訪問し、その寮の部屋が他の学生と同じであり、多数の学生と日常生活を共にしていたことを知り、貴族的にして民主的な英国を実感しております(⑦一八—一九)。また履修科目に触れて、上流社会の多くが古典を専攻し、ギリシャ・ローマの哲学や歴史、あるいは文学を学ぶのですが、平生は古典が超俗的学問であるがために崇高なる観念をもち、遠大な思想を培い、高尚な人物が生まれ、それ故に

深謀遠慮で以て国家を率いる俊才を輩出させるとの認識を持ちます（⑦一六）。そうして両大学出身者が率先して戦場に赴いたことに痛く感銘いたします。特に教育方針が第一に人格の、第二に指導力の養成にあることに、職業教育の機関化している日本の大学と比較して、感銘するのです（⑦一九）。そうしてロンドン市教育長ロバート・ブレイア卿の話から得た英国の偉人輩出理由として知った、宗教、歴史的影響、スポーツマンシップの涵養、家庭と学校との連携教育、これらのうちスポーツマンシップと家庭との連携教育を甲南教育に導入できると平生は判断します。特にスポーツマンシップについては「日本に於ける武士道と同一にして、正を踏んで恐れず、義に伏して屈せず、廉恥を尊び、犠牲を敢えてするの行程にして、この精神は個人間にも国家に対しても其光輝を発し、其真髓を表すものなり」という訳で「感嘆措く能わず」でありました（⑥五一）。また食堂を設けての学生と教員との交流も、後に平生が師弟一同一堂に会しての午餐をとり、師弟談笑の間に訓育をなす感化教育の一环として食堂を寄付していることから（昭和二年二月二十六日・⑧五五四―五五）、導入可能と見たであります。

平生は欧米漫遊中に寄ったブラジルを去るにあたって田附大使との教育談で、日本の教育がエデュケーションではなくてインスタラクションであって、それがために知識豊富な人物を輩出するも人格崇高にして性格剛健なる人物は出でずして国士は期待できない。よって私塾制が出来て塾主が自ら教育の任に当たるならば人材は輩出するのではとの話に応えて、それは英米に実例が多く極めて好ましいことではあるが、日本の如く私立学校を輩出するからでは駄目であるとしております。それは官立私立の特権を異にし、教授の待遇も異なっているからであるとして、それ故に学校に属するあらゆる特権を廃して、教務に携わる人物の待遇を均一にすることの必要性を持論として述べるのでした。日本は英米の様に民力が政府を動かす国柄ではないので政府が特権

演 を廃止すれば民間は追従し、良材も生まれるという訳です（大正十三（一九二四）年十二月二十八日・⑥四六三）。

講 こうして漫遊中、欧米教育の中でも特に英国教育の实情を視察した後に、平生は甲南教育の理念についてまとめます。それはしばしば言われ、また聞かされていると思いますが、大正十五（一九二六）年一月十六日において開催された甲南高等学校設立第三周年記念式に行われた式辞の一節、及び四月十一日に行われた第一回卒業式を兼ねた完成式における挨拶の一節、即ち「人格の修養と健康の増進を第一義として、個性を尊重して天賦の特性を啓発すべき知育教育を施さんとする主旨」（⑦六〇九・⑧六八）であります。こうした甲南教育への道筋は確かに順調ではありませんでしたが、高等学校卒業生が東大や京大の法学部や経済学部などごく少数の学部を除けば事実上無試験ないし無試験で、選ばなければ何れかの帝国大学に進学できることから、官公立の落後者の学校というイメージから漸次ステータスも高まっていきます。特に七年制高等学校は尋常科へ入学できれば、最難関

の高等学校入試から解放されることもあって、甲南は浪速と共に関西の七年制であったことから、その難易度はトップクラスになっていったと思います。東京でも戦後は一高と同じく東京大学になっていきますが官立の東京高校が最難関校で、次いで武蔵高校、並んで現在の日比谷高校である府立一中、そうして成城高校、成蹊高校という中学入試序列があったようであります（坂本義和『人間と国家―ある政治学徒の回想（上）』岩波新書、二〇一一年、四二頁）。こうしてなった甲南ではありますが、その教育理念は平生が文部大臣に就任して、全国的に活かそうとします。まえおきはこれくらいにして、それでは本題に入りたいと思います。

## 二 機関説と第六十七回帝国議会

### 1 天皇機関説をめぐる質疑応答

機関説というのほもちろん天皇機関説のことですが、これが事件として世上に浮上するのが、昭和十（一九三五）年の第六十七回帝国議会における天皇機関説をめぐる質疑応答であります。丸山眞男は日本の政治史ないし日本政治思想史上では非常に画期的なターニングポイントになっていると述べて居りますが（『宮沢俊義を語る』『ジュリスト』第六三四号、一九七七年三月・『丸山眞男座談』8、岩波書店、一九九八年、二七頁）、平生日記を読み平生の足跡を考えるにつけてもそれが言えるように私も思いました。天皇機関説排撃運動は平生も認めていますように燎原の焰ほのおの如く全国に波及し、特に美濃部達吉の貴族院本会議での「一身上の弁明」演説、というより講義とも称されましたが、それ以降、思わざる社会政治問題となり、単なる学説排撃運動の域を超えて所謂重臣ブロック排撃、岡田啓介内閣打倒運動へと進展し、「合法無血クーデター」と評されるほどの稀に見る成果を取めた革新運動史上に於ける一時代を劃すことになったのです。国体に関する国民の再認識再確認を促し、個人主義、自由主義、唯物主義などの西洋思想の清算に向かわせた思想的「大変革運動」と評せられ、国体明徴運動へと発展し、非合法流血クーデターの試みであった二・二六事件はその最も急進的尖鋭的な現れと位置付けられております。そうして国体明徴の具体的方策の一つとして昭和十年十一月には文部省内に教学刷新評議会が設置され（玉沢光三郎「所謂「天皇機関説」を契機とする国体明徴運動」昭和十五年一月、復刻版『社会問題資料叢書第一輯』東洋文化社、一九七五年、七六、二四八、二五七頁）、それは事件後の平生も一閣員となりました広田弘毅内閣にも受け継がれ、文教刷新が国体明徴とともに重要な政策となっていきました。平生にとって機関説は平

生も手にした日蓮上人の伝記を著し日蓮宗の一派である国柱会を起こした田中智学の子息で、特異な憲法論を展開しました里見岸雄の『日本国体学概論』四版（里見日本文化研究所出版部、大正一五年）の一節にある『孟子』と『荀子』の民本思想を論じているところの上余白に赤鉛筆で「？」を記しながらも、里見の見解である「何れも民の為の君主必要論で一種の機関説である」に着眼しております（里見同上、一八三頁・⑧四六六）。平生が里見から機関説が民本主義に結びつく考えであることを、疑問を持ちながらも学んでいるとも言えます。

さて問題の発端となりました昭和十（一九三五）年二月十八日の第六十七回帝国議会貴族院本会議での菊池武夫の発言です。しかし一年前の二月八日に商工大臣である中島久万吉が足利尊氏を称賛しているとして非難されました事件がありました。その際、中島は辞職いたしますが、菊池武夫は同時に学者政治家の思想の一掃と、不磨の大典である憲法解釈の不当性をそこで訴えております。また高等文官試験の委員長や委員の顔ぶれを見て、機関説を唱える学者を追放すべきことを述べ、名こそ出ませんが勅撰議員美濃部を批判して居るのであります。美濃部が弁明で「菊池男爵は昨年六十五議會に於きましても、私の著書のことを挙げられました」と触れているのはそのことを指します。これには後に述べる狂信的右翼学者と称されました蓑田胸喜が背後にいたと言われますが、菊池は貴族院で「我が国政界の有様が墮落いたしましたして、綱紀の頹廢せること実に久しいものがござります」と政界の腐敗が久しく続いていることを冒頭で述べ、伝統倫理の行政化、法律化、教育化を進めるために帝国大の学廃止、聖旨に適う新たな高等学府の創設、日本精神に適うような高等文官試験委員並びに試験問題の変更、これらを綱紀肅正の手段として述べ、そうしてその為に過去・現在の問題を捉え関係各大臣からの回答を求めるのですが、そこで先ず内務大臣・司法大臣・文部大臣に問題視する著作に付いて質問をします。それは「我皇国の憲法を解釈いたしまする著作の中で金甌無欠なる皇国の国体を破壊するやうなものがござります」と指摘し、さ

らに「闘争を扇動する」様なものがあるとしまして、「誠に学徒の師表となり、社会の木鐸を以て任ずべき帝国大学の教授、学者と云ふやうな方」の著述である点、「私は痛恨に堪へざる者でございます」と述べ、それらの著作を政府が認めているのか、認めているならば如何なる処置を執るのかと質問を發したのであります。菊池はまた怪文書などについての質問を續いてしておりますが、ここでは松田源治文部大臣の答弁を紹介して、菊池男爵のそれに対する応答を見てみたいと思ひます。

松田は、議長を通じて「如何なる教授が如何なる書物に、どう云ふことを書いたと云ふことを指摘して貫はなければ答弁する訳に参りませぬ」と応え、議長である副議長伯爵松平頼寿が議長を通じて文相の応答は通じたとして、菊池に再質疑を促します。そこで菊池は、「斯様な事柄には予て御注意が無いものと申上げるより外に致方がございませぬ、けれども具体的に申上げますから、之に対する御感想と御処置との極く簡明<sup>かんめいがいせつ</sup>剴切なることを要するのでございます」として、「第一に申上げます、法窓閑話……大正十四年九月十日發行、末広<sup>すえひろ</sup>巖太郎氏の著書でございます、法窓雑話……昭和の五年十月初版、昭和の九年六月二十三日再版の本でございます、同じく同人の著でございます、法窓漫筆……昭和八年一月二十日發行、一部是は削除を命ぜられて居る部分もあるので、非削除の儘売られて居ります」と述べ、「其外には、是は美濃部博士の御著述、憲法撮要、憲法精義と云ふやうな本がございます、それから美濃部さんが改造……でございますか、雑誌に、大変一木喜徳郎博士に私淑せられて、自分が公法学の研究を始めたのも全く是で、終生之に委ねたことは之に因すると云ふやうな意味の」と述べ、記憶が曖昧なことから中を飛ばして「更に調べますと、一木喜徳郎博士国法学……明治三十二年版、是の抜粋がございます、之をあなた御覧になりますれば偉大なるもので、是は要するに憲法上、統治の主体が天皇にあらずして国家にありとか民にありとか云ふ、独逸にそんなのが起こつてからのことでございますが、其真

似の本に過ぎないのでございます。我国で憲法上、統治の主体が天皇にあると云ふことを断然公言するやうなる学者著者と云ふものが、一体司法上から許さるべきものでございませうか、この文の後半は速記者の誤りか、菊池の意図とは逆の意味の発言になっておりますが、「是は緩慢なる謀叛になり、明らかなる反逆になるのです、之を断定し切らぬ、之に触ると面倒になる、多少迷惑が行くと云ふやうな卑屈なる根性であるから綱紀が張らないのでございます……法窓閑話、法窓漫筆、憲法撮要、憲法精義、一木喜徳郎博士の国法学説、三十二年版、斯う云ふものは明に反逆的思想である、之は少くも法律で司法大臣の手でいかなければ、内務大臣の手でおやりになつたら宜しかろう」と菊池の弁はさらに続くのですが、文部大臣松田源治の答弁は以下のようなものでありました。

「末広教授のことから御答いたします、今菊池男爵が指摘された書物の中には不穩当なる点もあります、而して是は法窓閑話は大正十四年で、十年前の書物であります、而して私が文部大臣に就任して以来、大学総長にも此問題に付て会見いたしましたして、さうして末広教授の思想はどうなつて居るかと云ふことを調べて呉れと云ふことを頼みました所が、その当時の小野塚総長は能く取調べました所が、ああ云ふ書物に書いてあるやうな思想は今持つて居らない、而して末広教授は学生の訓育に付ても自ら接触して、さうして学生の人格を陶冶して居る、それから学生からは非常に尊敬されて居る、十年前とは違つて思想に於いても余程改善されて居るのであると云ふことであります」と答へ、世の中から非難されている以上は『法窓閑話』の如き書物は自発的に絶版とし、問題を指摘されているものはその書物から削除していると述べ、かつ司法大臣に尋ねても末広教授が犯罪になることなく不起訴になつたことも併せ答へるのでした。そうして美濃部達吉について松田文相は天皇が国家の機関という美濃部の言説は甚だ不都合であるとの菊池の見解に対して、「私は天皇機関説と云ふものに向つては無論反

対でありますけれども、是はもうずっと以前から、天皇は国家の主体なりや、天皇は国家の機関なりやと云ふ論が対立いたして居りまして、是は今日迄其点は論議されて居りますから、斯かる点は学者の議論に委して置くことが相当でないかと考へて居ります」と答えるのでした。有名な上杉・美濃部論争もありましたが、学界では美濃部の唱える機関説が正統となっていたことは御承知の事と存じます。文部大臣に次いで後藤文夫内務大臣が演壇に立つて答えるのですが、末広の『法窓漫筆』は頒布禁止の処分をし、その他に付いては文部大臣の話と同様である旨を答え、美濃部に付いてはやはり学問上の論議で文相と同様な見解であると述べ、「尚ほ斯かる種類の著書はそれ／＼の用語等をも見ますると同時に、全体の趣旨をも併せて考へて、行政上の処置のことを判断いたすのであります」として美濃部の憲法関係の書籍が多年刊行され版を重ねているので慎重に考究し、「其用語措辞等に付きまして、当局の見る所に依つて適切な処置を致すと云ふやうな場合もあります訳であります」と述べまして「只今迄の所、直に行政上の処分をすると云ふやうな考を以て処して参つては居らないのであります」と答へ、行政上の処分をしていないことを弁じて居ります。次いで司法大臣である小原直が末広の先に述べました諸著書について昭和九年六月六日に荻田胸喜から東京地方裁判所検事局に対して告発があり、主任検事を定めて末広も召喚して取り調べました結果、用語や措辞に妥当を欠くものもあるけれども治安維持法の罪又は不敬罪、国憲紊乱に関する出版法の罪などを構成するには至らないということでの不起訴を決定したこと、ただ『法窓漫筆』にある「法治と暴力」と「暴力問答」は内務大臣に於いて治安秩序を害するものとしたことを述べて居ります。そして美濃部の著作に付いては文部大臣や内務大臣の答弁の如く、篤と研究しないと犯罪になるかどうかは直ぐに断定いたし兼ねると答弁しております。

これら文部・内務・司法各大臣の答弁に対して菊池の反応はと申しますならば、帝人事件やその怪文書問題を

挙げながら「今日の乱れたる乱世に於て、精神的には頹廢の極である」として、「台閣の諸公が斯の如き御気分でござるから司法官に反映して来る」と現状の社会の腐敗を内閣員の曖昧な態度が司法にも及んでいるとしまして「又文部大臣はさう云ふ訳で、憲法の議論のことは学者任せが宜かるう、俺は天皇機関説に反対だ、斯う云ふのである、一体「ドイツ」の学問のあれは輸入でござんせう、統治権の主体が国家なりと云ふやうな説が出る、丁度都合の好いやうなことだから、国家と言へば何でも宜いからと云ふやうなことで、「ドイツ」の学問の輸入ぢやございませぬか、皆んな「ドイツ」へ行つて学んで来た者が、説が無いから種を御売りになる、何もえらい独創なんぞ云ふ頭は微塵もない、学者の学問倒れで学匪となったものでございます」と中国の土着の匪賊、徒党を組んで出沒する盜賊の名称で用いられる土匪に準えた用語で学者を批判するわけであります。そうして「一体「ドイツ」は「ドイツ」でございます、共和国は共和国、各々学理を作つて居る、日本は日本です、日本憲法は独立した日本憲法、何処に是が西洋の理論で行かねばならぬか、斯う云ふものを学者の考究に任せると云ふことはい」と各閣僚の答弁を批判し、「世界の憲法の上でどう云ふ理論が出来て居らうと、それはちつとも構はぬ、機関説であろうと何であろうと、日本憲法は明かに機関説ぢやない」と述べ、「然るに美濃部博士にしても一木喜徳郎博士のものに致しまして、恐ろしいことが書いてある、議会は、天皇の命は何も服するものぢやない、斯う云ふやうな意味に書いてある」と断じます。具体例として解散の詔勅がでも議員が議事を開いて決議してかかるということにもなりかねない、機関説で出世した人たちだからそうならないとは限らない、「実に驚くべき私は御考であると思ふ」と論じ立て、「日本憲法を説くには日本精神で説かなければならぬ、一体憲法の出来る時には非常に、明治天皇様は御心配になつて、一日も枢密院の会議を御休みになつたことはない」と明治天皇の臨席での発言が伊藤博文が当初「皇帝」とした用語を「天皇」に改めさせたことなどを挙げて、万世一系の天皇が統治す

るということは統治権の主体が天皇にある以外の何物でもない論ずるのでした。屁理屈を捏ねてヨーロッパの学者を批判というよりは非難します。さらに一木の憲法論を捉えて、「元首の命を審査する権がある大臣は」とあるが、これは大臣が天皇の上意を審査する権があるということになり、権というものは対立関係に於いて起るもので、「日本には天子様に対して対立の関係があるう筈がない、何もない所が国体であります」と論じ立て居ります。

また三戸室敬光子爵が天皇機関説を取り上げ、天皇機関説を本として、そこから派生する幾多の悪い結果もたらせられるとして「天皇機関説なるものは、今日の大日本に於ては用ゆべきものに非ず、是だけのことを言つて戴きたいと思ひます」と文部大臣に問うのですが、松田文相は前説を踏襲しつつ憲法前文にある勅語を引用して天皇は統治権の主体であることを述べ、国家統治の主体が天皇に在ると考えてはいるが機関説と主体説の以前の論争を学者に委ねて良いと言つたのであると弁明して居ります。そうして次いで井上清純男爵が「万古易しなればならぬと云ふことは、誠に悲しむべきことであります、今日の一切の国難の根本は此思想の問題に帰すると思ひます」と述べ、天壤無窮に亘る天皇の大権に対して聊かの疑念も生じることにはないのに「世の師表であるべき所の学者が徒に西洋の国振りに倣ひまして、非常な間違つた説を今日まで其儘黙過されて居つたことは、今日の国難を招致した所以であると思ひます」と指摘して岡田啓内閣総理大臣に、明確な声明を下すよう希望するのでした。

岡田首相は、井上男爵の述べる通り世界に類のない国体で誰も疑いを持っていないと答えるのですが、井上は「此際明確にもう一遍天皇機関説を否認されて居られるのであるか、如何であるかと云ふことを明確に御声明を

なされむことを希望します」と岡田首相に対してさらなる要望をするのですが、岡田首相が「私も天皇は機関なりと云ふやうな言葉は、用語が穩当でないと考えて居ります」と用語の問題に置き換えましたので、井上は用語の間違いか、それとも思想の間違いかについて詰問を發します。それで岡田首相は、「美濃部博士の著書は、全体を通読しますると国体の觀念に於いて誤りないと信じて居ります、唯用語に穩当ならざる所があるやうであります、国体の觀念に於いては我々と間違つて居ないと、斯う信じて居ります」と答えるのでした。井上は我慢できずさらに美濃部の著書を読んで全体が肯定できるというならば大問題であると述べ、「天皇機関説を支持して居れるや否や、此問題を明確にして戴きたいのであります」とさらなる答弁を求めます。岡田は、「私は天皇機関説を支持して居る者ではありませぬけれども、学説に対して、是は私共が何とか申上げるよりは、学者に委ねるより外仕方がないと思ひます」と答えて終わります（以上『官報』号外、昭和十年二月十九日より引用・参照。但し片仮名は平仮名に外来語などはそのままとした、以下同様。尚『官報』の閲覧につきましては甲南大学図書館の高野重成、今野智子、若竹園美の諸氏にお世話になりました）。

## 2 美濃部達吉「一身上の弁明」

この貴族院における質疑で批判されました勅選貴族院議員美濃部達吉は、一週間後の二十五日の貴族院本会議で「一身上の弁明」を行います。それは天皇の行為は天皇の一身上の行為、私的行為ではなく国家の行為として効力が生じる、天皇統治の大権は憲法の規定に従うというものですが、掻い摘んで紹介いたします。美濃部は菊池男爵が六十五議會においても美濃部の著書を挙げ、「斯くの如き思想を懐いて居る者は文官高等試験委員から追払ふが宜いと云ふやうな、激しい言葉を以て非難せられたのであります、今議會に於きまして再び私の著作を挙げられまして、明白な反逆的思想であると言われ、謀反人であると言われました、また学匪であると迄断言せら

れたのであります」と述べ、これらの言辭は「日本臣民」として「侮辱此上もないこと」で学問を行う者にとつて「等しく堪え難い侮辱」であり、こうした言論が貴族院たる公の議場で公言され、それが議長からの取り消しの命令もなく看過されたことが「果たして貴族院の品位の為に許され得ることであるかどうかを疑ふ者でありまするが」と前置きをしまして、貴族院という公の議場で侮辱を受けた以上は黙過し難いと語り、不愉快極まりないけれども、万已むを得ざることに了承願いたいとして、学説批判の可否は批評者が相当の批判能力を備えていなければならぬ旨を述べます。法律学専攻者が軍学に嘴を入れて軍学者の専門の著述を批評することは物笑いに終わると論じ、菊池男爵の憲法学に対する造詣がどれほどであるかは知らないけれども、速記録から判断して果たして美濃部の著書を通読しているのか、通読しているにしろ理解されているのかに疑いを持つと論をすすめ、「恐らくは或他人の人から断片的に、私の著書の中の或片言隻句を示されて、其前後の連絡をも顧みず、唯其片言隻句だけを見て、それをあらぬ意味に誤解されて、軽々に是は怪しからぬと感ぜられたのではなからうかと想像せられるのであります、若し真に私の著書の全体を精読せられ、又正当にそれを理解せられて居りますならば、斯の如き批判を加へらるべき理由は断じてないものと確信いたすのであります」と述べるのでした。国体否認、君主主権否定と言われても美濃部は憲法上国家統治の大権が天皇に属することは天下万人疑う者はいないし、憲法の上諭、第一条、第四条を挙げて其の明白なることを論証し、それは美濃部の著作の中で「日本憲法の最も重要な基本原則であると繰返し説明して居るのであります」と語り、日本憲法の最も重要な基本主義は「日本の国体を基礎とした君主主権主義である」として、これに加えるに「西洋文明から伝わった立憲主義の要素を加へた」ものであると明言します。そうしてそれは万世動かすべからざるもので日本開闢以来變動のない、また将来にわたって動かすことのできないものであると言明していると美濃部は言うのです。そうして権利と権能との相

違に触れながら、天皇の大権は天皇一身に属する権利なのか、天皇が元首としての地位において総攬する権能であるかという問題で、それは法律上、権利か権能かという問題に帰すると論じます。さらに天皇の統治の大権は「絶対に無制限な万能の権力であるか、又は憲法の条規に依って行はせられ得る制限ある権能であるか」について説明をし、美濃部憲法学では天皇の大権は法律上の觀念としては権利ではなく権能であり、それは万能無制限の権力ではなく、憲法の条規によって行われる権能であると説明します。この二つの点が菊池武夫その他の疑問であると美濃部は見なし、その相違について解説をします。法律上の権利は利益を要素とする觀念であり、権利主体と言えば利益の主体、目的の主体であつて国家統治の大権が天皇の一身上の権利と言えば、天皇の一身の利益の為、一身の目的の爲になつてしまい、それが「我が尊貴なる国体に適するでありませうか」と述べ、歴史上如何なる時代においても「天皇が御一身御一家の爲に、御一家の利益の爲に統治を行はせられるものである」と云ふやうな思想の現れを見ることはできません」と『日本書紀』に見られる崇神天皇や仁徳天皇の詔を援用して説明し、それに比較するに西洋の国王が国を支配することは国王の一家の財産の如く考へる家産国家思想であるとして両者の違いを強調します。伊藤博文の『憲法義解』からの引用も挙げてそれを説明いたします。そうして天皇が「天の下しろしめしまするは天下国家の爲であり、其目的の帰属する所は永遠恒久の団体たる国家に外ならぬのでありますから、我々は統治の権利主体は国体としての国家であると觀念いたしましたして、天皇は元首として、言い換えれば国の最高機関として此国家の一切の権利を総攬し給ひ、国家の一切の活動は立法も行政も司法も総て、天皇に其最高の源を發するものと觀念するのであります」として、「是が所謂機関説の生ずる所以であります」と解説します。そうして機関説を説明して「国家それ自身を一つの生命あり、それ自身に目的を有する恒久的の団体、即ち法律学上の言葉で以てせば一つの法人と觀念いたしましたして、天皇は此法人たる国家の元首た

る地位に在まし、国家を代表して国家の一切の権利を総攬し給ひ、天皇が憲法に従って行われざる行為が、即ち国家の行為たる効力を生ずると云ふことを言ひ現はすものであります」と解説するのでした。

美濃部はさらに具体例を挙げて、繰り返し説明するのですが、歴代天皇の臣民に対する関係を「恵撫滋養」にあるとして、無制限な権力を振るうというのは正反対で憲法第四条の「天皇は国の元首にして統治権を総攬し此の条規に依り之を行ふ」、あるいは憲法の上論にある「朕及朕か子孫は将来此の憲法の篇章に循ひ之を行ふことを愆らざるべし」を挙げて天皇統治の大権が憲法規定に従って行われることを明言するのです。菊池武夫が例に出して批判した議会在天皇の命令に服従しないとの見解に対しても、美濃部は菊池が美濃部の著作を通読していないか、読んででも理解していないか明白であるとして、憲法第七条の議会在天皇の大命に依って招集され、開会、閉会、停会及び衆議院の解散を命じていることを挙げ、憲法の条規に依らない議会对する命令はないと言っていることを説明します。原則論であるけれどもその原則の例外として議会在立法、予算の協賛、緊急命令その他を承諾しまたは上奏及び建議を為して質問に依って政府の弁明を求めるものは議会の独立の意見に依って成すもので勅命を奉じ、勅命に従うものではないということであると解説するのでした。その外政府提出案、皇室経費などを挙げております。そうして菊池が大政輔弼の重責に当たっている國務大臣や陛下の至高顧問府である枢密院議長に対して極端な悪言を放ったことに、それは「畏くも陛下の御任命が其人を得て居らないと云ふことにならぬのであります」と断じ、さらに議会在勅命に従ってその権能を行うとするならば、天皇の信任ある重臣に対して如何に非難を吐くことが許されるのでありましょうかと述べ、それが許されるのは議会の独立性を前提としてのみ説明可能ではないかと、菊池の論理矛盾を衝いております。

憲法学に於いて既に三十年来主張して来たものが、今に至って非難されることは美濃部にとって思いも寄らな

いことでありましたが、所々から拾い集めた片言隻句を捉えて批判するより、著書の全体を通読して前後の脈略を明らかにしてその真の意味を理解し、然る後に批評せられたいと美濃部は弁明を終えるのでした。これには貴族院としては珍しく拍手が起りました。人数に付いては諸説ありますが、速記者が記しているので感動を覚えた議員が少なからずいたとあります。小野塚喜平次、伊沢多喜男、織田万、田中館愛橋などであったといわれ、右翼からの襲撃を警戒して警察から彼等には護衛がついたということです（宮沢俊義『天皇機関説事件―資料は語る―』（上）、有斐閣、昭和四五年、一〇一頁）。当の菊池武夫も午後の開議の冒頭で発言を求めて、美濃部議員に対する罵言を目的とするものではなく、どちらが罵言に当たるか分からないと言いながらも、「尚ほあの御本を全部通読いたしましたして、今日の御説明のやうに感ぜられますならば、何も問題にもならぬのでございます」と弁明し、討論になることもあるので発言はしないと述べたのでした。美濃部の演説後に「そうか、そういうことならあたりまえだ、これならいい」という類の独り言を聞いた松本丞の発言もありますが（宮沢同上（下）、五八〇頁）、事はこれで終わった訳ではありません。新聞などの美濃部に対する好意的報道もあつたと思えますが、徳富蘇峰のような敵意と反感を持って『東京日日新聞』でその社説を意識しての論陣を張つた言論人もおり、しかも後に述べますように神聖不可侵の「国体」という後光を背景に持ったのは蘇峰らの美濃部批判側で、美濃部擁護派は「国体」に反する、皇室を尊重しないとの批判を当時の雰囲気では受けることになりますので消極的にならざるを得なかつたでしょう（宮沢同上（上）、一〇三―一〇五頁）。

ところで美濃部の「一身上の弁明」の三日後の二月二十八日に美濃部は不敬罪で告訴されるに至ります。平生は当日の日記に「美濃部達吉博士の天皇機関説に対する菊池武夫男の非難に対し美濃部氏が約一時間に亘り其非難の当らざることを弁明する処ありしが、之は端なくも右傾派に属する諸団体に依り国体擁護聯合会が組織せら

れて、別紙の如き各方面に対する質問を広告するに至り、また一面紫雲莊の名に依り国体擁護論が広告せられ、今やこの天皇機関説は大なる思想的渦紋を描くこととなり、其結果や、又又不穩事件を誘起せずとも限られず。実に一波紋収まればまた一波を生じ、実に我々は混沌たる渦中に在るの思ひあり」(⑮四六〇—六一)と記して居ります。その平生の新聞記事の切り抜きですが、平生は菊池や美濃部の発言及び論評記事に就いては何ら日記に転記しておりませんが、美濃部批判の広告記事は切り抜いて問題の不穩な展開性に気づいております。日記に切り抜いている広告主の紫雲莊は、苦学生であった橋本徹馬が作った黒龍会その他の右翼団体とは違って多少知識階級との自覚をもっていた人からなる団体であったようです。その団体の名に依る記事は橋本自身が書いて(宮沢同上(下)、六三二頁)、皇道政治を説いて、美濃部が英国流の立憲政治を唱えていることを批判しております。また糞田胸喜が関与している原理日本社や黒龍会、政教社などの右翼団体の連名による末広巖太郎や美濃部を帝国大学や高等文官試験委員からの追放を論じた記事の切り抜きも平生は日記にはさんでおります(⑮七六一—六四)。

そうして平生が恐れていた契機ともなる報道が当日飛び込んできます。奈良県選出で黒龍会一派の右翼である陸軍少将の代議士江藤源九郎が二月七日に国体擁護連合会と呼応して衆議院予算委員会第二分科会において菊池演説に先駆けて美濃部の『逐条憲法精義』を引用して、美濃部の大権解釈が出版法第二十六条の国権紊乱の罪に該当するが故に発禁処分にする旨を後藤文夫内相に所見を問ひ質し、後藤内相が学問論議の是非は遽に判断しえないとその場では明答を避けておりますが、さらに江藤は二十七日の衆議院予算総会で美濃部学説を攻撃しております(宮沢同上(上)、一五一—一五三頁)。その江藤が二月二十八日に美濃部を不敬罪で東京地方裁判所検事局に告訴し、これが受理協議されることになったのです。平生は美濃部が法廷に於いて法の裁きを受けることになれば思想界に一大波紋を生じ、統帥権など天皇大権についての、延いてはそれこそ金甌無欠、傷一つない金の甌かぶ

のような欠点のない完全体をいうのですが、特に外国の侵略を受けたことのない独立強固な国家について言うのですが、その国体をめぐって喧々諤々の論駁が沸き起こることになり、日本国民としては好ましくない状態に陥ると判断しているのです。天皇の親裁こそが公正にして一点の疑いをも挟むことができない存在であり、天皇こそ世界に於いて最も無私なる主宰者にして主権者であり、臣民の福利を望む以外に欲望を持たない存在であるとの天皇像を抱いている平生にとって、その存在についての議論が起ることは一大事であったのです。そうして学者と雖も国憲紊乱、国体毀損の疑いのある言説は許容されるのではなく、河上肇の京大赤化事件と同様、国体毀損の恐れのある自説を批判力の乏しい学生に教授して吹き込むことは、平生に在っては批判するに値する説と化すのでした（⑮四六一）。ここに美濃部演説の反響の大きさに驚愕している平生の姿を確認することができますが、むしろ時代の精神状況は平生の恐れた方向を以て進行します。

### 3 国体明徴声明

三月二十日、遂に貴族院では「教学刷新に関する建議案」が提出され、満場一致で可決されることになりました。発議者は侯爵西郷従徳、西郷隆盛の弟の西郷従道の末裔でしょうか、その他五名、賛成者は公爵鷹司信輔、侯爵徳川義親ら四十一名で、野村徳七など平生の知り合いの名も挙がっております。その建議をみますと、「方今人心動もすれば輕佻詭激に流れ政教時に肇国の大義に副はざるものあり政府は須く国体の本義を明徴にし我が古来の国民精神に基づき時弊を革め庶政を更張し以て時艱の巨救国運の進展に万遺算なきを期せられることを望む」というものであります。軽はずみな過激な言論や活動に世間が動かされている今日、国の始まりの大切な基本方針に沿わないようなものがあり、政府は速やかに国体を明らかにして、日本古来の国民精神に基づき時代の弊害を改め、もろもろの緩んだ政治を盛んにし、この困難な時局を救い、国の行き末に対して万事、悔いのないように

することを望む、という類の意味でしょうが、それを決議するわけではありません。これは菊池らタカ派を緩和するための平生の殿様筋の岡部長景子爵ら貴族院多数派のハト派の意見を加え事態を穏便に進めようとしたものであったようですが、結局はタカ派的内容を取り入れたのでしよう「国体の本義を明徴」という文言があり、これは宮沢によれば「実は、何よりも、天皇機関説およびそれに縁の近い憲法学説ないしは政治思想を否定する意味をもたらされることになる」と解釈し得るものであります（宮沢同上、一三四―四一頁）。

さてその建議ですが、西郷がその趣旨を述べて、「政府は篤と我が国体の本義を明にし、苟も国体観念に群疑を生ずるが如き憂なきやうに致され……古来の国民精神に基いて時弊を矯正し、政治及教育を刷新更張すると同時に、広く古来の醇風美俗を奨め、質実剛健なる民風を振作して、益々国運の進展に全力を傾注せられるやう致したいと云ふのが本建議案の趣旨でございます」と説き、質疑者として男爵井田盤楠が賛成の意見を表明し、美濃部憲法の根本的誤謬が憲法解釈における倫理的事実、歴史を単に観念として片づけ、社会科学の唯物論的見地から憲法を扱っていると、それを暴論とまで言うのです。その他延々と美濃部批判を展開し、帝国憲法に現れている絶えない現実「我が歴史に一貫して居る御神勅の御精神を我々は擁護発揚し奉って、之を政治、教育、文物、一般の上に断々乎として実現することを希望して居るものに外ならないのである」として「問題は統制下の自由、自由の上の統制、此全体観に問題があると確信を致して居ります」と所見を述べた。さらに土方寧が人格と人格を併せ持つ天皇像を吐露して議長である近衛文麿公爵に注意されるほど建議案と無関係な論を展開いたしております。そうして歴史学者の三上参次が学問の自由を求めながら「天下に我國の如く特別な国体を持つて居る所の国に於ては、其特別な国体の妨げを為すやうな人文科学と云ふものは、相当の程度に於て取縮らるべきものが必要であろうと私は信ずる者である」と学問の自由に制限を設けることを主張し、明治天皇が

明治十九（一八八六）年に帝国大学を訪問したおり、法律、政治、医学、理学など非常に進歩しているのを喜びながらも東洋道德の教場を見せてくれなかったとの不満を挙げ、国家の政治は東洋古来の道德を学んで始めてなるものとして国史、国語、漢文を基にした修身学の必要性を説くのでした。最後に伯爵二荒芳徳が「国力の消長は、此国家的自覚の心の消長と正比例して居る」として日本精神の把握を以て外国思想を醇化し、日本精神によって消化できることを述べ、建議案に賛成の意を表明しております。かくして全会一致で建議案は建議として採択されることになりました。

そうして三月二十三日には衆議院においても、政友会が起草し、民政党と国民同盟に申し入れをし、共同提案として「国体明徴建議案」が満場一致で可決されます。時の議長は後に広田内閣の崩壊要因となりました「腹切り問答」で有名な浜田国松であります。その決議は、「国体の本義を明徴にし人心の帰趨を一にするは刻下最大の要務なり。政府は崇高無比なる我が国体と相容れざる言説に対し直に断乎たる措置を取るべし」というものでした。政友会総裁鈴木喜三郎は「天皇ありて国家あり、国家ありて天皇あるのではありませぬ」との演説をするも、岡田首相は「政府は慎重考慮の上、善処致したいと考えます」と、例に依っておなざりの意見表明がありました。が、決議案は満場一致で可決されました。

ところでこの様に帝国議会で国体明徴運動が建議されますが、衆議院では尾崎行雄が第六十七回の帝国議会において質問主意書なるものを提出しております。そこには議会においてすら言論の自由が許されておらず、軍部について批評するようなものはマスコミにあつても文意を隠蔽する。独り完全に言論の自由を行使するのは政治に関与しないはずの軍人とその追従者のみである。明治・大正・昭和の三代を通じて公許されていた学説、美濃部の天皇機関説などを指しますが、その学説すら今日は突然に政治的社会的懲罰を被らんとする一事を見ても、

軍人以外の言論が如何に圧迫されているかの一端を窺い知ることができると記し、その前には軍部が意気盛満よろしく「国家万般の事、一として意の如くならざるものなし」と想像し、遂に経済機構や学者の学説までに容喙するに至ったのは無理なきことかもしれないと論じ、首相を代わる代わる軍部より出し、総歳入の約半額を軍費に充当するなど、薩長全盛時代でも夢想する能わざる目下の事態に警鐘を発していたのです（宮沢同上、一七五―一七六頁）。学問の自由のみならず言論の自由も国体明徴の前で失われんとしていたのです。かくして美濃部演説の反響の大きさに驚愕したこともあったのでしよう、岡田首相は天皇機関説反対を言明しますし、四月九日には美濃部が不敬罪で告発され、『逐条憲法精義』『憲法撮要』『日本憲法の基本主義』の三著の発禁を余儀なくされます。このためそれらの著書を求めて買い手が殺到し、たちまち売れ切れ、古書店での価格も新刊本以上の価がついたといわれております。そうして四月十日には文部省は天皇機関説問題訓令を出し、京都帝国大学法学部は機関説論者渡辺宗太郎担当憲法講座を自発的に取りやめにしております。また五月三日には高等文官試験委員から美濃部達吉・宮沢俊義・渡辺宗太郎・野村淳治らの機関説を唱えていた委員を取り除く決定を下して居ります。事態は紆余曲折を経ながらも帝国議会の建議通りの方向に進展していくのであります。さらに四月二十三日には帝国在郷軍人会が天皇機関説排撃のパンフレットを頒布いたします。そうして遂にそれまで曖昧な答弁などで事態の鎮静化を図っていた政府岡田内閣も八月三日には政友会や軍、あるいは在郷軍人会、右翼諸団体方面などの圧力に観念して、「大日本帝国統治の大権は厳として天皇に存すること明なり。若し夫れ統治権が天皇に存せずして天皇は之を行使する為の機関なりと為すが如きは、是れ全く万邦無比なる我が国体の本義を愆（とが）するものなり」と主題とする声明をだすに至ったのです。しかしこれでも不満は収まる事ができませんでした。八月十二日に尊王絶対を信念とした相沢三郎中佐に依る永田鉄山軍務局長の斬殺事件が起こりますが、八月二十七日には帝国在郷

軍人会が対時局全国大会を開き、天皇機関説排撃を宣言いたします。そうして九月十八日には美濃部は貴族院議員の辞表を提出し、起訴猶予となつて声明を発表いたします。

ところが美濃部にも学者としての矜持があります。そこで確固たる信念で、己の学説を変えないことを声明し、このことが軍部にも伝わり、軍部を一層を硬化させ、当局も物議を惹起したことに衷心遺憾としましたので、美濃部は声明の取り消しを止むなくされました。そうして十月十五日に岡田内閣は、天皇機関説は我国体に反すると第二次国体明徴声明を出す破目に陥ります。そこには「漫りに外国の事例学説を援いて我国体に擬し、統治権の主体は天皇にましますすして国家なりとし、天皇は国家の機関となりと為すか如き、所謂天皇機関説は神聖なる我国体に戻り、其本義を愆るの甚しきものにして嚴に之を芟除せざるべからず」との文言を入れるのでした。

政府の手に依り国禁の説となり、美濃部説は抹殺されることになりました。同時に美濃部の師であり枢密院議長であつた一木喜徳郎も岡田内閣の法制局長官金森徳次郎も攻撃にさらされ辞任に追い込まれます。元々機関説排撃強硬派は枢密院副議長の平沼騏一郎らが君側の奸として一木ら天皇側近の重臣グループや金森を追放することであり、美濃部機関説はその為に利用されたと言われてもいますが、その意味では平沼一派にとって成功を見る訳であります。こうして翌十一月十八日には教学刷新評議会が設置され、国体観念、日本精神を根本に学問教育刷新の方途について公的に議論することになります。

美濃部達吉はこの近くの高砂の漢方医の子として生まれ、神童の誉れ高く、高砂小学校を三年か四年ですませ、現在の小野高校である旧制小野中学校を経て神戸の乾行義塾、今どうなっているかわかりませんが、その塾に入り、上京して第一高等中学校予科に十七歳の時、入学します。そして明治三十年七月に東京帝国大学法科大学政治学科を卒業し内務省に就職した後に学究生活にはいります。地元の素封家たちの奨学金支給や農商務省の役人

になっていた兄の援助などで勉学をするのですが、美濃部が最も影響を受け、後に学究生活に入る契機となったのが美濃部と共に檜玉に拳がった一木喜徳郎の国法学講義でありました。美濃部については昨年に岩波文庫の一冊として出版されました美濃部の『憲法講話』とその高見勝利の「解説」を、また天皇機関説事件を史料と共に考えるには宮沢の前掲書を参照してください。

ところで美濃部が天皇機関説を良しとする昭和天皇の信任が厚かったことは西園寺公望の私設秘書である原田熊雄の日記や侍従武官長本庄繁日記において夙に有名ですが（原田熊雄述『西園寺公と政局』第四卷、岩波書店、一九五一年、二三八頁）、岡田啓介内閣総理大臣もその点を踏まえて事件の鎮静化を当初は考えていたようです。しかし皇が皇室に及ぶことを危惧しまして表に現れることはなく（岡田啓介『回顧録』毎日新聞社、昭和五二年、八五頁）、事件は岡田の思わざる展開になっていったのであります。平生も指摘しておりますように岡田首相の曖昧な態度が、機関説問題を右傾的団体に点火させ燎原の火の如く蔓延することになっていくのです。既に触れましたように在郷軍人会も反対論が高調し天皇機関説反対決議をし、政界の一部が政府の致命傷になると考える者も出て、元老重臣も憂慮するところとなっていったのです。美濃部博士が三十余年間唱えたもので何ら異端的思想を生じることなく世人が見過ごしてきた憲法論が国体を傷つける可能性あり、との貴族院の尊皇を一枚看板として名を成し功を立てようとする数人の議員による大声疾呼が時勢と合流した結果、事件としての天皇機関説が生じたのであり、実に不可思議と平生は認めるのでした（⑮四八九）。

ところで憲法制定者伊藤博文は、井上毅の手になるものとしましても『憲法議解』におきまして、「上元首の大権を統べ、下股肱の力を展べ、大臣の輔弼と議会の翼賛とに依り、機関各々其の所を得て」と註解しておりますから（岩波文庫、一九四〇年、二二頁）、また第四条の「天皇は国の元首にして統治権を総攬し此の憲法の条規に

依り之を行ふ」を註解して「蓋し統治権を総攬するは主権の体なり。憲法の条規に依り之を施行するは主権の用なり。体有りて用なければ之を専制に失ふ。用有りて体無ければ之を散漫に失ふ」（同上、二七頁）と著わしておりますから、美濃部理論に影響を与えたといわれますイエリネックの法理論を持ち出すまでもなく美濃部が国家法人説を唱え、元首たる天皇を機関と解釈しても不思議ではありません。さらに「国家は一の公体にして私体に非されはなり憲法は国家の各部機関に向て適當なる定分を予へ、其の経路を有たしむる者にして、君主は憲法の範圍の内に在て其の大権を施行する者なり」（「憲法説明」、清水伸『帝国憲法制定会談』岩波書店、昭和一五年、五〇四頁）も天皇機関説が首肯される所以でありましょう。機関説反対論者は伊藤ないし井上のこうした側面には目を逸らしているのであります。

#### 4 機関説事件の遠因

ところで蓑田の影響を受け美濃部を批判した菊池武夫は元奉天特務機関東三省政府軍顧問として「我軟弱外交」を「激越なる口調」で批判しておりますが、それを聞きました平生は、陸軍が兵力を以て満州を占領しようとしていることを知ることができるとして、「如何に彼等が外交を無視し国際条約を考慮の外における單純なる意氣の持ち主」で「如何に陸軍当局が我兵力の微なることを宣伝して兵力増加を謀りつつある」ことを知らしめた人物と描いております（⑫四八〇―一八一）。満州事変から一か月に満たない昭和六（一九三一）年十月二日のことであり、第二次若槻礼次郎内閣の時であります。その前年の昭和五年十一月十四日には、内閣総理大臣浜口雄幸が東京駅頭で佐郷谷留雄に狙撃され、その重症の為、幣原喜重郎外相が首相臨時代理となり、浜口の病状悪化のため総辞職し、若槻が民政党総裁に就任して組閣していたのです。その前月には橋本欣五郎など桜会の一部将校が大川周明らと軍部クーデターによる宇垣一成内閣樹立をはかった三月事件がおきており、政党政治の崩壊の兆しが

窺える時代状況でした。平生は浜口狙撃の報を大阪駅での号外をみた群集の低調な話を耳にして知ったのですが、平生は「驚倒せんばかり」にショックを受けます。浜口は公人としても私人としても謹厳正直にして「今の世に珍しき有徳の政治家」であり、その内閣が世間に重きをなしているのも浜口の「公正廉直、問然すべからざる品格の所有者」であるからとして、特に放漫弛緩の政治を行っていた田中義一内閣の後をうけ、緊縮節約の政策を徹底せるに相応しく、常に輿論の趨勢を察して枢府との争論においてもそれを背景として正論を持して譲ることなく、ロンドン海軍軍縮条約を締結しているからであります。普通選挙が実行され国民の政治的自由も確立しているのに、首相狙撃という行動は「立憲の常道を踏み外したる狂的といふべきなり」と平生は怒りを込めて認めているのです(①六四一—四二)。

そうしてこの浜口狙撃事件に狂喜した人物がいます。他ならぬ天皇機関説事件の黒幕にして「狂信的右翼病患者」と言われました蓼田胸喜です。蓼田は現在の熊本大学である第五高等学校から東京帝国大学法学部に進み、上杉愼吉に師事するも、法学部の「索漠理論と頹廢学風」に耐えられず文学部宗教学科に転科し、同学の先輩井上右近の影響を受け、井上の紹介で三井甲之を中心とする結社に接近し、東大卒業後、文学部大学院に留まり、大正十一(一九二二)年に慶應義塾大学予科に就職しまして、約十年余り論理学を担当し、その後は国士館専門学校（現慶応義塾大学）の教授を務めておりました。浜口が狙撃されたとき、慶應時代の同僚であった奥野信太郎によれば、蓼田は「雀躍して喜び、各教室をめぐって国賊ついに国士によって誅せられると叫んで歩い」たということです。それを見た学生たちはあちこちの黒板に「胸喜(≡狂気)乱舞」と落書きをしたと言います。講義は第一期の少しするのみで、あとはマルクス・レーニン主義の攻撃と国体明徴に終始し、学期試験は明治天皇の御製三首書けば及第点を与えたと言われています(掛川トミ子「天皇機関説」事件—日本ファシズムの知性への攻撃—橋川

文三・松本三之介編『近代日本政治思想史Ⅱ』有斐閣、昭和四五年、三二八―三三三頁。「驚倒」せんばかりの嘆きをみせた平生と「狂喜」して乱舞した蓑田はしかし、十年後には知り合いとなり、平生は蓑田の訪問を受け、蓑田に出版助成金を提供したり、後に触れますように東京帝国大学法学部の東洋政治思想史の初代担当者津田左右吉について報告を受けることになります。

ところで平生が浜口を高く評価しますのは、先き程の正論を踏む政治家としての資質や金輸出解禁、即ち金本位制に復帰し経済界の活動に合理化の波がもたらされるとの政策もさることながら(①一八六、一九三―九五)、軍備の為に日本が行き倒れになってしまわない為の軍縮、即ちロンドン軍縮会議における米国との妥協案を国家のため採るべきものと認めたことにあります(①三二一、三二二)。平生にとりまして浜口は正に「憂国の至誠」なのです。平生は、内閣は政治の最高機関であるとして、軍令部長が政府の軍縮政策に異を唱えて辞職するも、内閣は辞職する必要無しと判断しております(①三二六)。平生はさらに特別議会における衆議院での朝野両党首、即ち民政党の浜口雄幸と政友会の犬養毅の論戦をみまして、野党が反対の為の論戦に臨んでいると見て、ロンドン軍縮会議について政友会が軍令部の帷幄上奏の優越を是認して責任内閣の国防に対する責任と権能とを否定しようとするのは、貴族院や枢密院ならまだしも、責任内閣を主張する立場にある政党の談論としては不可解であると論じます。いわんやそれが政党政治確立のために長きにわたって軍閥と戦ってきた犬養を首脳と頂き、その党の将来を指導すべき鳩山一郎を有する政友会の議論とあつては「奇怪千万といふべし」と断じるに値するものでした。鳩山が軍備の程度を決するは軍事専門家に任し第三者の容喙すべきでないとの根拠から政府が軍令部長の意見に反して国防計画を決定したことに政治上の責任を問うことは政党政治家として立憲政治の意味を理解していないと言わざるを得ないと論断するのです。そうして国防計画は軍備に尽きるものではなく、軍縮問

題を国防会議によって決定しようとする場合、それが国家の財政と国際関係との現実に照らし合わせて決定されなければならぬのは言うまでもないことで、財政と外交と軍備用兵の見解が一致を見ない場合、何れの見解が優位を占め、何れの機関が決定権をもつべきかという問題こそが最も重要である、と平生は言うのです。それに反して政友会は軍備国防に関する以上は統帥大権を輔弼している軍令部なり、軍事参議院なりに優位を認め、それらの機関に決定権を与えようとしているが、これは軍事を国家最上最大の国務として他の国務は全てこの目的のために奉仕するという軍事国家のすることであると断じます。そして国民生活の安定と民衆の福利、文化への貢献を目的とする文化国家、あるいは責任内閣制を中心とする立憲政治とは相いれない思想をとるのではなく、国際関係を見極め、国民負担を考えて国防のことを決定することこそが立憲政治下の内閣の責務であると言うのです。財政も外交も軍事専門家の仮想的国際戦争の準備の為に犠牲とする主張は軍国主義国家においてのみ見ることができるとあると平生は断言しているのです(⑩三四七)。堂々たる憲政擁護の弁であると思います。こうした平生の論理は、浜口を元気づけるに十分なものであったでありましょう。

現実には浜口は統帥権干犯問題が起こることを憂慮してか、美濃部達吉に憲法上の助言を求めていたようです(原田前掲第一卷、四一―四二頁)。即ち法人としての国家の元首は天皇にあるが、その統帥大権というよりは編成大権を統帥大権と混同し、軍の編成も政府の管掌するところではなく、陸海軍自ら決し得るとし、軍の編制に関する命令や勅令に依らない軍令によって定められたものが多いことを根拠に、また軍備に関する条約の締結も、政府は陸海軍の意見に反して決定でき得ないとの議論があったとしても、「断じて憲法の趣意とする所に非ず」と美濃部は断言します。経費の支出を要する軍の編制は予算を以て議会の協賛を得ることを要し、国の予算に影響する軍隊の編制及び常備兵額を定めることや軍備又は戦争に関する条約を締結することは「純然たる国務の作用

に属し、専ら国務大臣の責任を以て行はる」のであって、その決定について参謀本部または海軍軍令部と交渉しなければならぬとしましても、「法律上は敢て其の同意を要するものに非ず」というのが美濃部の解釈でした（『美濃部達吉『憲法撮要』改訂五版、有斐閣、昭和七年、二三一—三三二、三三五—三六頁）。この解釈は訂正四版でも変わっていませんので美濃部の持論であったと思います（同上訂正四版、昭和元年、一二六、三〇九頁）。美濃部の解釈は軍縮について決定権を政府が持つのは合法的であり、それは統帥権干犯にはならないということであり、浜口内閣のロンドン海軍軍縮条約締結に法的正当性を与えるものでした。平生もそれを受け、後年ですが憲法政治が政党政治であり、それは公正無私の政治でなければならず、ファシストの軍人や似非政治家が濫りに政党政治を嫌悪してクーデターを行おうとすることは天皇や国民にとつても許されるものではなく実行することはできない、と第二次国体明徴声明の四日後の昭和十年十月十九日の日記に府県会議員総選挙の結果を見て、憲法政治の揺るぎないことを喜びで以て認めていました（⑮五九二）。

さらに遡りますが、大正十一（一九二二）年にワシントン会議で海軍軍備制限条約や中国に関する九か国条約、中国関税条約などが、高橋是清内閣の時ですが、締結され、軍縮が時代精神の時、衆議院では国民党提出の陸海軍大臣武官制廃止建議案が修正可決されております。原敬首相が暗殺された時ではありましたが、世は大正デモクラシーと呼ばれることになる時代でした。平生はそれが可決された翌日の二月二十六日の日記に、「余は一日も早く陸海軍大臣は軍人ならざる可からざるの制度が廃止せられ、世界的達観を有する人がこの地位に就かんことを希望せざるを得ず」と認めております。平生が「未来の軍閥統領、山県元帥の後継者」といわれた陸軍大将田中義一の新聞記者に語った記事に対する批判の結論として述べた言葉です（④五〇〇）。第一次世界大戦後の日本でもベルサイユ体制を謳歌し、世間一般も民主主義と平和を称賛する時代で、軍部は建軍以来、初めて日陰者の不

運を体験することになっていました。軍人には嫁の成り手がいないとか軍服を脱がないと街を闊歩できないという状況を呈していたのです。民主政治は文官による軍部支配の原則を標榜します（緒方貞子『満州事変―政策の形成過程―』岩波現代文庫、二〇一一年、五三―五四頁）。こうした軍部大臣文官制を法的に擁護したのが美濃部達吉であります。美濃部は軍部大臣武官制では国務大臣として政府の一員であると共に帷幄の、作戦計画を立てる所ですが、一員として軍令の機密に参与することになり、また議会に關係のない武官大臣が行政に加わることになり内閣の統一を妨げる可能性があり、慣習上議院内閣制がほぼ確立していると見る以上、美濃部は軍部大臣文官制を主張していたと解釈することができます（美濃部前掲『憲法撮要』改訂第五版、三〇一頁）。

これらが、美濃部が帝人事件における人権派弁護士として弁を為したこともさることながら、軍部から睨まれ、後の機関説を持ち出している美濃部攻撃の一つの遠因を為したと思われる。そうして平生は天皇機関説事件がさらなる展開を帯びていく時にスズ夫人とともにブラジルを訪問し、民間外交宜しく貿易その他の面での成果をあげて帰国します。そして御進講を終え、その年の暮れには貴族院の勅選議員として岡田内閣から推薦を受けて貴族院に席をもつことになり、翌年の総選挙後には初登院となるはずであったのですが、しかし大事件に直面いたします。日本史上最大のクーデター事件といわれます二・二六事件が勃発したからであります。

### 三 二・二六事件と広田弘毅内閣

#### 1 二・二六事件

平生が貴族院令第一条第四号にある「国家ニ勲勞アリ又ハ学識アル者ヨリ特ニ勅任セラレタル者」として貴族院議員に勅任されたのは、正式には昭和十（一九三五）年十二月三日のことです。翌十一年一月二十七日（月曜

演 日)『官報』号外の「○第六十八回帝国議会 貴族院議事速記記録索引」には、「議員の異動 「勅任」として  
講 「平生夙三郎君 一二、二七」の記述があります。平生が貴族院議員として昭和十年十二月二十七日に登録され  
たことの公示です。そして翌年の一月二十一日に政友会が内閣不信任案を提出し、議会が解散され、二月二十日  
に総選挙が行われました。結果は立憲民政党が二百五議席を獲得し第一党を占め、立憲政友会は一七一議席で民  
政党に敗北しました。その六日後に陸軍皇道派青年将校が一四〇〇人余りの隊員を率いて拳兵し、内大臣齋藤実、  
大蔵大臣高橋是清、教育総監渡辺錠太郎らを殺害し、永田町一帯を占拠、国家改造を要求したクーデターを試み  
た二・二六事件が勃発し、即日、岡田啓介内閣は総辞職、内務大臣後藤文夫が臨時首相代理に任命され、三月四  
日には公爵近衛文麿に大命降下があるも、近衛は拝辞しました。

事件当日、平生は特別議会の開会には議会の解散もあつて四月二十日過ぎとのこと故、その間に健康の回復と愛  
孫を訪ねようとハワイ旅行を決めました。事件の連絡を受けるも予て予想していたことではありまし  
たが、それが大事件とは考えていなかったものでありましょう、ハワイ行の歓送会に出席していました。しかし事  
の重大性に気づき翌二十七日のハワイ行きを取り止めています。平生の眼には、事件は陸軍の少壮将校の間に数  
年來醸成せられてきましたファッショ的思想の発露にして、その中心人物は一介の武弁にして経済や財政の知識  
も無く、単に軍部の勢力を盛んにすれば富国強兵を謳歌できると単純に独断している真崎甚三郎と彼を担いでい  
る青年将校であると認識し、行動主体である青年将校を不忠不義の悪漢でなければ狂人と見なしたのです(⑮六  
四四―四五)。

貴族院議員勅任から二・二六事件に至る政治過程について平生はインフルエンザから肺炎を患っていたことも  
あり日記に詳細な記述はありませんが、基本的には岡田内閣とそれを支えている民政党を支持しております。し

かし国体明徴を廻る解散総選挙もあり、貴族院議員推薦に絡ませたの政治ないし選挙資金提供の要請には怒りの念を発していました(15六三四)。勅選されるに値する業績に対する自負の念があったからでありましょう。二月十七日には三井会議室での講演において平生は、明治維新以降資本主義の隆盛を見るも、その批判として一方、マルクス主義が摂取せられて共產主義の実現を試みる者もいるが、目下政府の弾圧が功を奏している状況である。他方、右翼ファシズム的思想の勃興があり、特に軍部内にその思想が燎原の火の如く伝播し、政党と財閥とが結託してそれぞれ私利を図っている状況下にある。そのため彼ら党人や富豪は軍部の排撃の標的となつてゐる、と論じております。陸軍省軍務局長永田鉄山が相沢三郎中佐に刺殺される事件の相沢陳述を見るにつけての平生の判断ですが(15六四〇)、この演説の六日後に事件が起きたのです。平生の予測はあたつた訳であります。しかし想像以上のものであつたのです。

世界的に見ましても自由資本主義は爛熟期を過ぎ、ソ連の国家社会主義は確かに一般的ではないかもしれませんが、イタリアのファシヨ政治、ドイツのナチス万能政治、米国のニューディール政策、英国の協同組合運動などと併せ見るにつけても、日本の左右の動きは資本主義の弊害を国家権力の干渉に依り強制的に調整しようとする国家社会主義が抬頭している一つの現象ではないかと平生は認識しているということです。一国の産業は国民に生活を与えることである、国民の福利と国家の隆盛を第二として、自己の財貨を増殖することを主眼とすれば、国家の威力を以て商工業を統制する国家社会主義が台頭するのもしむを得ない、自己の財貨の増殖と国民の飢餓や失職を顧みることなく法に違反しない限りの自己の欲望の達成が広まつている以上は、国民を安全に生存させる責任を持つ国家が前面に出ざるを得ないとの状況認識であります(15六四八)。

平生は事件二日後にも、世界を通じて国家社会主義が盛んになつてきているが、その形態こそ異なれ、軍隊の

大部分、少壮政治家、社会主義的思想家、一部の経済学者の間にあり、統制経済や国家社会主義でなければ国体の尊厳を維持し日本の国威を宇内に輝すことができないと主張する狭義の国家社会主義を金科玉条とし、武力でそれを実現しようとする思想の宣布が、未経験にして社会の知識に疎い興奮せる少壮士官を扇動して事件を起こさせたのではないかと認識します。そうであるが故に生温い手段で彼等を鎮撫すれば同様な事件が再発するのは必定である。真の殉国の政治家が現れて強固なる内閣を組織して国家百年の長計を樹立しなければならぬ。一時を糊塗する妥協的内閣では再び宸襟を悩ますことになる。このように平生は明言するのでした。そうして資本家も現在の資本主義では国民一般を満足させることはできないので国家の利益を専一とする事業を本務とするところが君国、皇国もよく使われませんが畏まった意味合いを持つと考えられていましたかもしれませんが、この当時は一般的には君国をよく使ったようです、その君国に尽くす道であると認めるのでした(⑮六五〇)。

ところが読売新聞の関係筋より、軍部の結束が強く軍部に好意を持つて軍部の主張を実行する内閣を組成しようとして、首班に平沼騏一郎の名が挙がっているのを聞きまして平生は激怒します。平沼の如き狭量にして野心ある人物が首班となれば、鎖国的外交方針を採り、小乗的ナショナリズムに依拠する政策は必定であり、広義のナショナリズムに通ずるインターナショナリズムを排撃することになり、日本は益々孤立主義に陥る。さらに軍器や軍需品の大部分を外国に依存していることも知らずして軍部に媚びることで首相の地位を得ようとする平沼の如き狭義の愛国者に政治が一任されるならば、「日本の前途や寒心に堪へざらん」と嘆息します。そして平沼では国家の衰退を招き、延いては政府は国民の怨府となると認識するのでした。平生としては口を開けば国家の危機を叫び、軍備の拡大を口実とする軍人の野望のために国家が犠牲となることは最も好ましくないことであり、戒めるべきことであつたのです。新内閣は御神勅のいう天壤と共に無窮たるべき国柄であることを弁え、焦燥周

章して功を急ぐことなく、徐に国運の進展を図り、穩健なる理想を抱いた堅志剛胆にして如何なる危殆に臨むも狼狽することなき沈勇の士こそが首班に相応しいとの考えを抱くのでした(15六五二―五四)。

## 2 広田弘毅の組閣

ところで近衛拜辞の翌三月五日、元老西園寺公望は外務大臣広田弘毅を適任として推挙、広田は大命降下を拝受して組閣に入ります。平生は広田に拝受した誠意に感謝して打電をしますが、翌日の新聞に「内務大臣 川崎卓吉 外務大臣 吉田茂 大蔵大臣 馬場鉄一 陸軍大臣 寺内寿一 海軍大臣 永野修身 司法大臣 小原直」との面々が紙面を飾って居り、通信、文部、商工、農林、拓殖の諸大臣の椅子は、永田秀次郎、下村宏、大谷尊由、中島知久平、頼母木桂吉に分配されるとの記事を読みます。平生は意外に思い、寄木細工の観ありとの感想を持ち、所謂知名の士と民政・政友両党から各一人を充てたに過ぎず、異彩もなく、時局を乗り切るには心細く、陸海軍大臣を別にして深み無き小才子集団と嘲笑するのです。外交以外に知識乏しく、政財界の内情に通じた相談相手もなく、一官吏との組閣は真に惜しむべきであると落胆します。そして甲南高等学校の卒業式に臨み、「人生は長きマラソン競争である」として、常に教育勅語の趣旨を服膺して君国のため社会のために奉仕することを熟望する、と訓示するのです。ところが式を終えた十二時過ぎに広田の組閣方針に陸軍が危惧を抱き、組閣危機の号外を手にすることになります。非常時局を乗り切る見込みなしと陸軍が入閣受諾した伯爵寺内寿一大将の入閣拒否を図り、組閣が頓挫する様相を呈したからです。寺内は組閣本部を訪問し広田に陸軍の総意を伝え、陸軍の意向に沿わない閣僚候補者が拒否される可能性を示唆したのです。平生は号外によっても広田組閣の脆さを知ったのであります(15六六〇―六一二)。

平生の日記はこの広田組閣の脆弱性を認め<sup>上</sup>た三月五日で切れています。翌六日以後、昭和十三年一月十七日ま

でのほぼ一年十か月余りの日記は欠落しているのです。戦時中の空襲による焼失によるのか、不都合な叙述があるとの認識の下、意図的に焼失ないし隠蔽させたのか、あるいは多忙を極める公職の従事が日記を認める時間的余裕を許さなかったのか、さらには国家的要職に就いたがために意図的に日記を中断したのか、さらには広田内閣時の情報資料として没収あるいは隠蔽されたのか、様々な憶測があります。これまでも健康上の理由で部分的に日記を中断したことはありましたが、一年以上に亘るものはありませんでした。様々な理由が考えられるとしても、文部大臣に就任するまでの二十日間、文部大臣在任時の十か月、そうして文部大臣を辞任した後のほぼ一年間の日記の空白ないしは認めてあったとする日記のノートの不在は不可思議であります。ここではその欠落部分の時代の平生を他の史料を通じて紹介したいと思います。

さて先程もふれましたように陸軍部内の総意を代弁する陸相候補寺内寿一が組閣に難癖をつけておりますが、その広田への要求は自由主義的色彩を帯びた入閣予定者を排除することになりました。「むかし一ツ橋の中学校にてたび／＼喧嘩したりし寺内は軍人叛乱後陸軍大臣となり自由思想を制圧せむとす」とは三月十八日の永井荷風の弁であります（『永井荷風日記・断腸亭日乗』第四卷、東都書房、昭和三四年、二二七頁）。尚、「一ツ橋の中学校」とありますが、これは高等師範学校附属中学校のことで、現在の筑波大学附属中・高等学校のことです。広田は寺内の意向を呑み三月九日に内閣が成立するも、平生夙三郎が文部大臣に親任されるのは三月二十五日のことであります。陸軍によって排除されましたのは親英米派と目された外交官にして重臣リベラルで元勲大久保利通の次男であります牧野伸顕の女婿、後に平生の愛孫大島信の義父となる外務大臣候補にして組閣参謀長吉田茂、天皇機関説事件を引き起こした美濃部達吉の処分が甘いとの理由で司法大臣留任予定の小原直、朝日新聞社副社長でリベラルと目されていきました拓務大臣候補の下村宏です。また岡田内閣で文部大臣であった川崎卓吉も内務

大臣候補でありましたが、軍部の意向で民政党員であるとの理由で商工大臣に回され、さらに民政党と政友会から各一名の入閣を要請した陸軍でしたが、党人の入閣には広田が踏ん張ったのでしよう、寺内に両党から各二名の四人を充てることに譲歩させました。

このように陸軍は寺内を通じて執拗に広田の組閣に干渉し、陸軍の意向を受けた内閣との評価を広田内閣は得ることになったのですが、その構成を見れば党人は四名に過ぎず、他は陸海軍大臣と内務省出身官僚が主要閣僚を占めており、軍官協力内閣と言えるものでした（北村公彦「広田弘毅」宇治敏彦編『首相列伝・伊藤博文から小泉純一郎まで』東京書籍、二〇〇一年、一六四頁）。後に実業家平生が文部大臣に親任されますが、その立ち位置が如何に特異なものであったかが分かります。

平生が文部大臣に就任する経緯については、広田の推挙もさることながら、広田の組閣に干渉した陸相候補寺内寿一が与つて力があつたとされますが（「人物紙芝居」『文芸春秋』第一六卷第七号）、当初は平生も貴族院議員にして東京帝国大学名誉教授の三上参次とともに文部大臣就任を固辞しております。従いまして二度目の要請に平生は応えたという訳であります（『大阪朝日新聞』昭和十一年三月二十五日）。西園寺の秘書である原田熊雄のメモや口述筆記によれば、広田は外相候補でない同姓同名の内閣調査局長官吉田茂、あるいは拓務大臣になる永田秀次郎を文部大臣に考えていたようですが、しかし永田に付いては陸軍が永田を自由主義者という理由で拒否する可能性がありましたので、結局平生か平生家の殿様筋にあたる貴族院議員子爵岡部長景を、あるいは東京帝国大学総長長与又郎や元京城帝国大学総長山田三良、さらには東京帝国大学法学部教授男爵穂積重遠法学博士なども念頭に置いていたようですが、結局は平生か岡部の何れかになったようです。最終的には岡部は貴族院の研究会での評判が悪いとの近衛文磨の言もあって、また陸軍も岡部が推す平生ならば良とする情報も加わって広田は

平生に決め、三月二十四日午後二時に平生が熱海から上京し広田と会って決定を見た訳であります（原田前掲第五卷、一七—二二、三三、三六頁、同別卷、二三七、二四〇—四一頁）。尚、陸軍が了承したのは、岡部の推薦もさることながら寺内と平生が昵懇の間柄でもあったからでした。平生と寺内とは寺内が大阪の第四師団にいた頃から軍人にも経済が分かり経済人も軍の有様が分かるよう相互理解のために設けられた軍事研究会を通じて旧知の仲であったのです。

昭和六（一九三一）年初頭に貴族院議員関直彦が東京に軍縮国民同盟を結成し、その支部ともいふべきものを大阪に設けるべく平生らに呼びかけ、それに賛同した関西財界人によって大阪軍縮促進会が結成されていたのですが（河合哲雄『平生鈇三郎』羽田書店、昭和二十七年、復刻版、甲南学園、平成三十一年、六五二頁）、その面々と胸襟を開いて腹藏なき意見を述べ合い、国事を語り合うべく第四師団参謀総長後宮淳大佐の肝煎で阿部信行師团长やその幕僚らと共にあったのが軍事研究会でした（⑫四五六）。その主宰ともいふべき後宮参謀長が満州軍司令部附を命ぜられ送別の席が設けられたのですが、その場で新任の第四師団長寺内中将と平生は面識を得ることになったのです（⑬一六）。陸相候補寺内の背後に平生を国土とみなした軍務局長になっていました後宮が陸軍として文部大臣に平生を推したこともあると思われます（正田浩由「北支那方面軍事経済最高顧問平生鈇三郎と経済委員会・日華経済協議会の発足」『早稲田政治公法研究』第九十三号）。また二年後の『実業之世界』昭和十三年五月号にある「平生鈇三郎氏の縦横快談」に平生自ら「広田内閣に我輩が入ったのも寺内君から話があったんですね」と語っています（佐藤卓己「『実業之世界』社長・野依秀市から見た平生鈇三郎」、『平生鈇三郎日記』第五卷附録、二〇一二年、五頁）。この平生の発言は見方によっては広田内閣が合法無血クーデターによってなった内閣であることを告白している様にも思えます。この時期が文部大臣空白期のものであるか否かにもよりますが、首

班広田ではなく陸相寺内が文相を決めたとも読めるからです。既に陸軍統制派が肅軍の名の下に非合法有血クイデーターを起こした陸軍皇道派を利用して政治の実権を握る契機を見ることもできるのです。この問題はともかくと致しましても軍事研究会を通じての軍部との接触が平生をして事件以前に荒木貞夫を首班とする軍人内閣の構想など一見して軍事国家への道を指標しているかの如き提言を敢えて主張することにもなります（瀧口剛「平生鈺三郎と政財界」安西敏三編『現代日本と平生鈺三郎』晃洋書房、二〇一五年、七八頁）。平生は確かに軍部受けが良かったと言えます。当時の財界人は私利私欲に走っていると軍部には見えていたようですが、平生はその中に在って財界人には珍しく公に尽くす人物と見えたからでありましょう。しかし平生は軍部に付いては厳しい評価を下して居ります。軍人が政治の運用や経済機構にまで立ち入って自らその指導者の位置に立つことは決して正道ではなく、政権が軍人の手に帰することは革命発生の第一歩をなすものと見做しているからです（⑮二四二―四三・⑯四三六）。しかし軍人に政治の何物かを知らせんがために逆説的に敢えて軍人に政治を任せることも主張しております。軍人が政治に関与することによって真の政治があるいは国力が如何なるものであるかを悟らしめ、政治経済に軍部が関与することの誤りであることを自覚化させるためであります（⑬三八七）。軍部が檜舞台に現れず黒頭巾を着て人形を操るような政治は平生にありましては「上独り下万人を嘲弄する」ものであったのです（⑰四四三）。

話が少しそれましたが、入閣後に三女である月野富美への四月六日付けの平生書簡が残っております。そこには「小生が今般勅命に依り文部大臣の重職に任ぜられ天皇陛下より親しく任命せられましたことにつきましては、この非常時に当たり余生を君国のため捧げることがせめて男児の本懐と思ひ入閣しました」と認めてありまして、平生の国家への奉仕の意気込みを確認することができます。しかも文部大臣とあっては「若し余が政治方面に出

るの時あれば、それは余をして文部大臣たらしむるの時」と既に大正十三（一九二四）年二月三日の日記に認めて居りますように（⑥七〇）、その席への意欲はあつたようです。また他からの推挙も確認しております（⑧三六八）。漢字廃止、官立私立学校の特権廃止、国民教育の改善、私立学校の保護奨励、補習教育の完成、職業教育の場としての大学廃止、専門学校における教授法改正など、枚挙に暇ない課題が山積しており、総理大臣級の大人物を文部大臣に充てるべきであるとも論じて居りました（⑥二四六）。

### 3 文部大臣としての抱負

平生が貴族院議員として総選挙後開催され初登院する予定でありました特別議会である第六十九回帝国議会は戒厳令下の五月に延期されたのですが、平生はしかし国務大臣としての登院となつたのであります。平生の文部大臣就任初期の抱負をみますと、人物教育に対する平生の並々ならぬ情熱が伝わってきます。その背景には平生が甲南で実践してきました教育に対する自負と自信がございます。人物教育とは精神教育に連なるものでもあり、知識の詰らないし知識の切り売り教育、而してそれが要請される上級学校への受験教育の場と化している初等中等教育機関の予備校化の是正の問題です。藩閥から学閥へと、学歴主義の時代が到来していたのです。それは全国規模でいえば同世代人口の数パーセントに満たない、旧制高等学校に限って言えば一パーセントにも満たないほんの僅かな高等教育志願者のための入学準備のための知識重視教育でありました。商人に、あるいは百姓に学問はいらぬ、女に学問はいらぬという時代でもありましたが、都市中間層や地方名望家層の進学熱は高まる一方であつたのです。優秀な児童・生徒でも経済的その他によつて進学できない時代状況ですが、改正高等学校令や大学令などが公布され一つの県に一つの高校、高等専門学校の大学への昇級化などが進んでいた時代です。もちろん知識の詰込が知育と認識されていたことにも重大な問題が潜んでいます。帝国議会での質疑応答

を見ましても、知育中心の教育が批判されています。こうした知育批判の風潮に異議を唱えたのが後に平生の後継校長となる天野貞祐でした。天野は昭和十一年六月に「わが国の教育は知育に偏して徳育を疎かにしてゐるといふ主張が社会の諸方面から為され今や殆ど定説として通用している」との時代思潮に言及しまして、それに抗すべく「知育の徳育性」を著したのです。天野も平生と同様、各学校が独立性をもたずして受験予備校化している現状を批判します。しかしそれは知育偏重どころか知育が極度に歪められ傷つけられているからであると指摘するのです。そうして徳育については教育そのものが広義の徳育、否人生そのものが人間完成の道程、修行の過程としての徳育であり、その重要性は論を俟たないと断言いたします。天野は知育偏重批判の背景に知識の尊重が道徳生活を阻害する、ないしそれと無関係であるとの考えがあるのを問題視します。そして知識の獲得には、知識そのものへの没頭を要し、知識の法則秩序の絶対性を承認し、それに無条件に服従しなければならぬと主張し、そこに私を捨ててその秩序の中へ自己を没却することが要求せられ、ごまかしが効かないと天野は言うのです。知識に依る客観性の前に独断を生む主観性は放棄しなければならず、そこに純粹愛が育成され、道徳性の根源を培うと、天野は知育の徳育性について説明しているのです。真理の前に人は頭を垂れ、虚偽の無力さを認識させる徳性の育成も知育を基とする学問にこそあるという訳です（天野貞祐『道理の感覚』岩波書店、昭和一二年、一五五―一六三頁）。

平生も天野も詰込主義に則る学校の予備校化には共に反対しているわけですが、平生は武士道亡き後の徳育の手段を既に触れましたように、スポーツに見出だしているのです（⑥五一―）。中でも公正、正直、協同、勇気、規律、服従などの美徳を齎してくれる集団競技ラグビー・フットボールに着眼します。日本でもつい最近ラグビーのワールドカップが開催され、その人気を高めています。それは平生によれば武士的訓練を成して紳士的精

神を涵養するというのです（⑩二二一—二二、三〇五）。平生が繰り返しラグビーを奨励し、その精神を説く所以であります。しかも英国にみられました体育の重視はまた身体の頑強さをも齎すのですから、平生にとって二石二鳥であったと思われます。それは武士道に代わるものとして最も相応しいスポーツでありました。ラグビー・フットボールは、その名の通りラグビーの地で生まれたフットボールですが、そこにありますラグビー・スクールは一五六七年にロンドンの食料品業者でありましたローレンス・シェルフが設立したパブリック・スクールです。この学校は近く日本でも東京に開設するとの報道がされていますが、既にイートン校やハロー校と共に英国の名門校を代表する存在になっております。そうなりましたのが、ラグビー校の改革を任せました、オックスフォード大学の近代史欽定講座の教授も務めましたトーマス・アーノルド、『教養と野蠻』の著者マッシュユリー・アーノルドの父親ですが、彼の尽力によると言われております。アーノルドがオックスフォードのオリエル・コレッジの学寮長からラグビーの改革を頼まれたのでした。そこでアーノルドは労働に価値を置くキリスト教的な道徳を強化する、その意味では中産階級の要望に応えるものでありましたが、言ってみればピューリタニズムの精神を、それまでの古典とスポーツに加えるに、その教育の場に導入したのであります。そうしてクリスチャン・イングリッシュマン、キリスト教的英国紳士とも言うべき人物の養成を旨とする学校となり、それは大英帝国を担う人材と化すことから筋肉質的クリスチャン養成校とも半ば揶揄されながらも、アーノルドはかくしてパブリック・スクール改革の第一人者といわれ、以降パブリック・スクールの設立が進み「紳士を作る工場」とまでパブリック・スクールは称讃されるようになりました。そうして何よりもラグビー校を有名校にしましたのが、アーノルドのラグビー校をモデルにしましたトーマス・ヒューズの『トムブラウンの学園生活』であります。ラグビーを訪問しました時、その図書館の前にはその銅像が立っております。この学園小説は吉田茂の義父大久保利

通の次男牧野伸顕が第一次西園寺公望内閣の文部大臣の時に、第一高等学校を改革するために東京帝国大学農科大学や法科大学の教授を務めるあの新渡戸稲造を兼任で校長にしました。明治三十九年四月の事です。そうして新渡戸はラグビーを改革のモデルにしたと言われます（竹内洋『日本の近代12 学歴貴族の栄光と挫折』中央公論新社、一九九九年、二二六―二七頁）。「Tom Brown's Schooldays」を読みたる者は必ず愉快なる Rugby の生活を通して表れたる無邪気にして朴訥親切なる Tom とデリケートにして敬虔なる Arthur と温容玉の如く愛情溢るるが如き Arnold 先生の人格とに多大の注意を惹かれしならん。而して余はこの Rugby Life が我向陵生活に甚だ類似し、此処に幾多の Tom の如き運動家、Arthur の如き思索家を見出し且つわが新渡戸先生の如何に Arnold 先生に比すべきかを感じずんばあらず」との矢内原忠雄の回想も無下なるかなであります。矢内原は本郷向ヶ岡に在った第一高等学校での新渡戸とのわずか一年間の出会いに付いて回想しているのです。言語に絶しているトム・アーノルド先生に対する思慕の念こそが矢内原の新渡戸を想う唯一のよすがと語り、ラグビーがそうであったように一高もアーノルドを模した新渡戸によって校風が大いにリファインされたことを矢内原は回想しているのです（『矢内原忠雄全集』第二十四巻、岩波書店、一九六五年、六六二―六四頁）。この学園小説は高校生の時に英語の副読本として、確かオックスフォード・ピクチャー・ブックとして手にした覚えが、その最後のトムがアーノルドを慕う挿絵と共に記憶にあります。ただ平生は新渡戸に対して奨学生推薦の件で厳しいものがあります（平生前掲、三〇九―一〇）、新渡戸の『武士道』の冒頭部にヒューズの小説の一節が登場するのも、あるいはそれと無縁でないかもしれません（新渡戸稲三著・矢内原忠雄訳『武士道』岩波文庫、二七頁、Thomas Hughes, *Tom Brown's Schooldays*, Oxford World's Classics, 1989, p.313）。新渡戸校長以降、一高は人格教育に力を入れることになったと言われますが、アスレティズムを導入してのそれであったかは分かりません。ラグビーは有

名校でありますから、イートンやハロー、さらにはウインチェスター、あるいはクライスツ・ホスピタルと同様に見学者も多いのでしょう、ガイド付きの案内があり、私もそれに無料で参加しましたが、十五名ぐらいの生徒を前にした授業を観ることもできました。またラグビー・フットボールを始めたといわれるエリス少年の像も写真におさめました。平生が目を付けましたのは、そのラグビー・フットボールであります。集団スポーツを人格陶冶の手段としますアスレティシズムなどは平生のいたく感動するものでもあったでしょう。平生は鬼畜米英の時代にはいてもその精神を完全に捨てることはありませんでした(18二二)。しかしそれは男性的にして国民精神の育成としてであります(17四八六)。いずれにしてもラグビーは武士的訓練をなして紳士的精神を涵養すると考えております。公正・正直・協同・勇氣・規律・服従などの美德を齎すのであります。徳育と体育はどのように見事に結合するのであります。知育は一生を通じて完成すると見ます平生が徳育・体育を専一とすると述べる所以です(5二〇一)。関連して平生は国家個人の繁昌幸福の基準は、*faith, industry, foresight, cooperation* (誠実・努力・先見・協力)の四徳であると米国人の言葉を紹介しておりますが(5二五五)、それは英国発祥のラグビー・フットボールとも共通する面がございます。

平生にとって知育は確かに長いマラソン競争に相応しく一生を通じて獲得されるものであり、各人の天賦に則したものでなければなりません。恰もそれは平生の説明によれば音楽におけるピアノのキーボードの如きものであります。同じ音を出すキーボードではなく違ってゐるからこそ調整を上手くすれば耳に心地よく聴こえてくるのです。平生は繰り返しますが、「教育は須らく自由にして個性を尊重し人物を作るを以て主眼とせざる可からず」と宣言しています(5二二〇)。平生のいう個性は知育との関連で論及され、それは天賦の才能が人それぞれ相違しているのです、その相違した才能を引き出すのが知育であり、そのためには少数教育でなければならず、

知識を一律に切り売りする教育とは違うということがあります。個性の尊重とはその謂いです。むしろ個性を語るるとき、平生日記には登場することがありませんが江戸儒学に一大旋風を起こした徂徠荻生惣衛門の存在を無視することはできません。徂徠は朱子学者が「聖人学びて至るべし」と論じ、画一的教育を主張しているのを批判して、「氣質は天の賦する所、豈に變ず可けんや」と「氣質」ではありますが人各々天賦による氣質を持っている、即ち「人各々資稟に随ひて以て材に達し徳を為し、諸を国家に用ゆ」と説き、「学は寧ろ諸子百家曲芸の士と為るとも、道学先生と為ることを願はず」（『徂徠先生学則』享保一二・一七二七年）とまで断言し、正統化しつつあった朱子学の没個性主義的聖人論を批判し、国家に有益な個性を磨く智徳論を展開しております。それが少数教育の手で可能としておりますのも寺子屋や私塾における面前教育を考えれば案外伝統としてあったかもしれませぬ。事実平生はそれを甲南教育の精神と同一であると述べております（⑪三五）。平生は朱子学が江戸期の經典の注釈として權威あるものであったことを認識していますが、その中であつて何故、吉田松陰の門下に優れた人材が輩出したかを問うております。それは松陰その人の感化に依つたと言うのですが、塾教育にある面前教育だからこそ可能であつたと思つていたであらう。平生は単なる教育技術者をとるものではないことの証でもあります（⑭三四）。

さらに注目したいのは、官学と私学との関係、さらに大学の有様の平生の見解が語られていることでもあります。平生は高校までは人物養成が主であるので国家による監督が必要であるが、大学は好きなことをやる場でもあるので、国より独立して私立で行くべきことを主張しているのです。小学校では他日成長して学識を消化吸収すべき健康な体を鍛える健康第一主義を採り、中学・高校では人格の向上を図り知育と体育を兼修し、大学では学識の獲得と学問の研究に重点を置けば、大学教育を受けた人は人格・健康・知識の点で大衆の模範となり国民の典

型となって指導者としての立ち位置を得ることができると平生は確信していますが、これには大学卒業者がその名に相応しくない行動を目にしての確信でもあったのです(⑮一一八)。その点を踏まえての甲南教育の完全とは言わないまでも成功例を挙げながら語っているのです。特に米英の大学を例に挙げて、大学は官立よりも私立で独立してやっていくのが学問の権威とも言っていますのはこの時期にあつては興味深いものであります。これは大学の自治と学問の自由を唱えているといつて良い発言であるからです。既に述べましたように、平生は甲南高等学校を設立して、欧米各国の中等教育機関を訪問していますが、学都オックスフォードを訪問してシエルドニアン・シアターを見学し、大学総長が学位を授与する椅子の下に如何なる身分の人と雖も跪坐するのを常としていることを聴かされ、これこそが大学の権威といふべきか、と視覚的にそれを感じていました(⑦一九)。大学の権威は学問の自由を前提とし、国家からも、世俗的価値からも独立して始めて言えるものであったのです。以上は平生が文部大臣に就任した直後の談話や対談、あるいは鼎談での発言をそれらが掲載されている雑誌記事を参考にして述べましたが(「平生文相に物を訊く」『文芸春秋』第十六卷五月号、「平生文部大臣のお話」『兵庫統計』第六十二号、「平生文部大臣と語る」『教育』第四卷第六号六月号)、それでは平生の帝国議會での発言を見てみましょう。『近代日本総合年表』第三版(岩波書店、一九九一年)に平生鈺三郎の名が登場しますのは昭和十一(一九三六)年五月九日の「文相平生鈺三郎、貴族院本會議で、漢字廃止の論を述べ、世上に論議を呼ぶ」と同年の七月四日の「文部省、平生鈺三郎文相の主導で、〈義務教育八年制実施計画要綱〉を決定、学制改革論議高まる」、そして同じ箇所翌十二年六月にその計画が解消されたことを記した二回のみであります。歴史上に名を遺しているか否かを検索する手段として年表を見ることは多いのですが、その意味では漢字廃止論と学制改革において平生は歴史上の人物となっておりますのであります。二つとも文部大臣時代の平生を語る意味で無視でき

ないものですが、文部行政としての漢字廃止論は留保をしながら取り止め、学制改革については具体化する道筋をたてて予算化するまでに漕ぎつけたことがその結果であります。帝国議会での平生の答弁では、文部省の官吏の手になるものも多いと思われませんが、漢字廃止論と学制改革については、平生の見地による答弁と考えて間違いないと思います。まずは漢字廃止論について見てみましょう。

#### 4 第六十九回帝国議会と漢字廃止論

平生の帝国議会での最初の発言は五月六日午前十時十二分開議の貴族院本会議での、広田総理の施政方針演説との関連での応答でありました。しかし平生をして一躍有名ならしめましたのが、スズ夫人など家族も傍聴しました五月九日の貴族院本会議での国務大臣の演説に関する件で、加藤政之助が取り上げました漢字廃止の質問への応答です。それは広田内閣の政綱書にも施政方針演説にも掲げられていませんが、その日の貴族院はその問題で幕が切つて下ろされました。平生の漢字廃止論者としての傾斜はカナモジカイを立ち上げた山下芳太郎との出会いに始まりますが(④二二九)、加藤の質問は平生が昭和四(一九二九)年八月六日に兵庫県高砂夏季大学での講演を活字化したパンフレット『漢字廃止論』(カナモジカイ、一九二九年、甲南学園編『平生鈞三郎講演集―教育・社会・経済―』甲南学園、昭和六二年、一三六―五二頁再録)を取り上げている批判的質問です。加藤は大東文化学院総長を務め、二松学舎、斯文会など漢学・漢文関係の学校や団体との縁もあり、それらの存否に拘わる漢字廃止論に神経を尖らせていたのです。平生自身はスズ夫人もこの時こそと面白そうに答弁していると日記に認めていることから高揚感に満ちて議場を後にしたようです。ここでは例えば警察犯罪処罰令にありませぬ文を例に出しまして、「公衆の目に触るべき場所に於て袒裼、裸程し又は臀部、股部を露はし其の醜態を為したる者」は「人の目に付く場所で裸になつたり肌を脱いだり又は尻や股を出し見苦しい風体をなしたる者」に、大坂

河口での札に「虎疫こえき猖獗しょうけつ河水飲用厳禁」とあるのは「コレラが流行はるから河の水を飲むな」と改めることを提唱しております。しかし問題は二日後にも、さらに衆議院でも質疑応答があり、結局、勅語類との関連にも及び、十一日の議会では公爵西園寺公望の秘書である原田熊雄も口述していますように事実上の取り消しを表明せざるを得なくなりました（原田前掲、六六頁）。駄目押しは、五月十八日の貴族院予算委員会での東京慈恵医科大学学長である金杉栄五郎との質疑応答です。金杉は漢字の日本文化に有する意味を歴史的に論じ立て、勅語関連の用語例で国体に反することにもなり機関説問題にも相当するとその展開を暗示し、平生の諸説を認識不足と決めつけ、漢字廃止論の放棄を平生に勧告するに至っているのです。平生は誤りであるならば取り消すと明言しますが、以後、平生の口から漢字そのものの廃止についての言動は消え失せることになるのです（有村兼彬「平生鈇三郎と漢字廃止論」、安西前掲編、一八五―九九頁）。然しながら漢字制限ないし初等教育には片仮名を教え、結果を見て漸次漢字を混えての教育を施すことを唱え（⑬三四〇）、委任統治の島民には片仮名文字で以て小学教育をしている事例を挙げ（⑱一七、一〇八）、東條英機首相には大東亜共栄圏内の占領地に片仮名文字での日本語修得を進言したりするなど（⑱九五）、トーンを落としたものの国民として漢字の重圧より脱せしめんとする平生の情熱は衰えることはなかったようです。

ところで教育学者の城戸幡太郎は平生の帝国議会での漢字廃止論の主張を弱めたことの原因をその答弁の拙さにあつて漢字廃止論そのものではないと見ています。城戸は、「これは文部大臣としての平生氏の失策であり、終りに取消的釈明までせざるを得なくなった」が、しかし「漢字使用の歴史は古い。しかし国民生活の将来は遠い。国語国字の問題は過去を顧みて絶えず将来を望まねばならぬ。老人はえて過去を語りたがるものであるが、平生文相の抱負はまだ若い将来があつて望ましい」として、唯一貴族院において平生の漢字廃止論に加えるに持論で

あるローマ字論とも絡ませて好意的質問をしている物理学者で、昭和十九年に広田内閣が実質的に制定した文化勲章を受章した帝国学士院選出貴族院議員田中館愛橋を引き合いに出し、「平生文相も意を強うして従来の主張を曲げることなく、自ら国語審議会の会長となり、臨時ローマ字調査会の会長として大いに国語国字の問題を研究調査して抱負の実現を期せられんことを切望する」と平生にエールを送っています（『教育』第四卷第六号）。平生の漢字廃止論は議会答弁以後、自身変容を伴いながらも唱えておりますが、戦後の民主化過程にあった昭和二十一年（一九四六）年六月五日には、日本ローマ字会とカナモジカイが日本式ローマ字と横書カタカナの普及と漢字全廃の推進を声明し受け継がれています。そして同年十一月十六日、日常使用する漢字の範囲を定めた当用漢字が国語審議会で決定され、一八五〇字の漢字が政府の訓令・告示を以て公布、その後も改革をみていることを思いなすならば、平生が貴族的ないし専制的政治の遺物的性格を見て取って、尚立憲政治確立の阻害要因と見なした漢字習得の弊害は（⑬三九三）、完全ではないにしろ達成されたと言つてよいと思ひます。漢字廃止論を唱えた背景にあった国語を漢字の禍害より自由にすることを生涯の事業として位置づけていた平生の思想は（⑪四二）、戦後の教育基本法に謳つてある政治教育の必要性と共に、引き継がれていたのであります。

##### 5 学制改革と辞任問題

次に学制改革論議ですが、これには民政党の斎藤隆夫の質問演説に見られますように、必要ではあるが困難であると広く認識されていたようです。平生の名が年表に残るに相応しく平生はその実現に向けて職を賭してでも実現を図るべく邁進します。基礎学力六年では軍事上、産業上の先進国にはなれない、六年では詰込教育になり心身発達の阻害要因になるなど種々の理由がありましたし、他の議員もそれに賛同はしていても実現困難とみておりました。しかし平生は帝国議会閉会後にそれに向けて精力的に行動していることが、原田熊雄の口述などが

ら分かります。平生は七月六日に原田や貴族院議員十名余りを晚餐に招待し、義務教育の年限を八年に延長する必要性を頻りに説いて原田に相談します。そこで原田は平生に寺内陸軍大臣を納得させ、陸軍大臣から馬場大藏大臣に強く言わせる必要がある旨、助言しております（原田前掲、一〇五頁）。原田は五月二十九日のメモに「文相から他の方にも勿論金が要ることを云ふ」とありますから（原田同上別巻、二四七頁）予算編成の問題に早くから気にかけていたのでしょう。さらに藤井利誉の編纂になる『何故？義務教育は今延長せねばならぬか』とのパンフレットも義務教育延長促進同盟から七月二十四日には刊行され、平生を側面援助しております。

平生の具体的な義務教育延長案の骨子は三つありました。第一案は「一 義務教育の年限を延長して八年とする。二 小学校はこれを尋常と高等とに区分し、修行年限を尋常六年、高等二年とする。三 尋常及び高等の教科課程を整理し、全体として統一ある課程に改め、尋常に於ては、国民一般に須要なる基礎的教養を施し、高等に於ては、特に国民的教養の徹底を期し、且つ教科課程の画一を避け、土地の状況に応じて、児童将来の生活に適切なる教育を施す。四 小学児童保護者は、児童を十四歳まで就学せしむる義務を負う。学年の中途に於て十歳に達する児童は其の学年を終るまで就学する。五 中等学校との連結は大体現制通り。六 高等学校尋常科、中学校、高等女学校、盲学校聾哑学校の中等部並に文部大臣の指定したる学校の高等小学校に相当する部分は、児童の就学に関し、これを市町村立高等小学校と同視す。七 年限延長に伴う所要教員は、師範学校第二部及び専攻科を拡充してこれを養成する。八 年限延長に要する経費は、当分の間国庫に於てこれを負担す。九 昭和十二年度より二年間は教員養成のため準備期間とし、昭和十四年度より実施し、一カ年を以て完了するものとす」であり、昭和十四年度より実施し、五カ年を以て完了するものとす」であり、第三案は「一より五まで第一案に同

じ。六 第一案の六に次の一項を加う。青年学校普通科（二年）の就学を以て、市町村立高等小学校の就学に代うるを得しむること。七 青年学校普通科は昼間制を本則とし、土地の状況によりて夜間制となすを得しむること。八 青年学校普通科の教授及び訓練時間数は、毎年二百十時間を下らざること。九 青年学校代用に伴う教員は、青年学校教員養成所を拡充してこれを養成する。十 高等小学校教員の俸給の半額は、国庫に於て負担する。十一 青年学校代用に伴う所要経費は、国庫に於て負担する。十二 昭和十二年度は、教員養成のための準備期間とし、昭和十三年度より実施す」でありました。経費から見ると第三案が他の両案に比して約五分の程度軽減されることとなりますが、平生は第一案で閣議に臨む予定でした。しかし事前に三案が省外に漏れ、第三案を広田内閣の国策会議に上程するの已むを得ざることになったのです（河合前掲、七七二―七五頁）。この三案をスクープしたのは東京朝日の政治部記者で後に平生の最後の秘書となる藤井丙午でした。藤井も義務教育延長問題に興味を持ち、輿論喚起に多少の筆陣を張ったこともある記者でした。国庫と地方財政に膨大な負担を伴うこともあって、文部省としては三十年来の懸案事項であったがため、平生もその実施案の作成には慎重を期し、ことに予算案の編成には河原文部次官や菊池普通学務局長など極少数の首脳部の間で極秘裏に策案していたのです。その内容を藤井記者がすっぱ抜いて朝日の第一面の大半を埋める程の報道となり、藤井はむしろ得意げに文部省の次官室に行ったところ、河原春作次官が藤井に、大蔵省との折衝前にすっぱ抜かれて、朝から平生文部大臣がカンカンに怒って、機密を漏洩した責任者を出せと立腹している旨を話します。藤井としては良い意味での特ダネであったのですが、若気の至りで思いも及ばなかったとして、河原次官のためにも文相官邸に出かけましたところ、開口一番「藤井君、君がスクープしたのは君の記者としての腕前だから文句を言ふわけにはゆかぬが、大体役人といふものは他に取り柄がない。ただ一つ秘密を守るといふことだけは取り柄だと思つてゐた。ところ

が極秘中の極秘事項を漏洩ろうえいするようでは容赦が出来ぬ。しかも君の記事には大蔵省と折衝するための第一、第二、第三案まで素つ破抜かれてゐる。こっちの策戦が目茶苦茶になって手の打ちようがなくなつてしまつた。わしは断じて責任者を処分する」と大変な権幕に会うのです。そこで藤井も理屈を述べ、義務教育延長に伴う地方財政の負担が少なくなすむ案であることから地方自治体の反対が解消するとの考えもあつてスクープしたことを述べ、それで平生は納得しはしましたが、機密漏洩の責任問題は頑として聞き入れないので、さらに藤井は平生に大なり小なりの機密事項を毎日一つづつ、素つ破抜くので、その都度、責任者を処分しなさいと口上しましたので、平生は「よし判つた。責任問題は撤回しよう。そのかわり、これからは重大記事を書く時は事前にわしに連絡してくれ、わしも君に何時でも面会して何もかも話すことにしよう」ということになつて、藤井は大臣会見のフリーパスを得ることになつたといふことです（藤井丙午「平生先生と晩年の秘書」、津島純平編纂『平生鈇三郎追憶記』拾芳会、昭和二五年、一三一—三四頁）。そうして一年に満たない昭和十二年六月二十日に平生は藤井丙午郎宛として政界の現状と将来についての観測と身上についての手紙の返事を出します。それは藤井に「我国の情勢は一に君国本位の旗の下に真の挙国一致の信念を以て協力するの外なき」ことを説き、海陸軍部、朝野の政治家の統一を求め、実業家に対しても君国本位を目標とすべきことを説くものでした。その後、「貴君の身上に關しては小生二十二日午後九時東京へ帰着いたしますから二十三日以後に於いて電話打合はせの上來訪下されば具体的に御相談を受けることにいたします」と認めております。平生が日本製鉄取締役会長に就任するのは六月二十四日ですから、それに伴つて藤井が平生の秘書となつたのです。相談直後の秘書決定ということですが、藤井は戦後、経済同友会の創立に尽くし、昭和二十二年には参議院選で全国区から当選し参議院議員となりますが、日鉄が八幡、富士両製鉄に分割されますと八幡製鉄の総務部長に復帰し、副社長となり、両製鉄所が再度合併し新日本製

鉄になると副社長となるも役員人事をめぐっての紛糾後は相談役に退きますが、財界と政界のパイプ役として財界政治部長の異名をとるに至ります。昭和四十九年からは自民党公認の岐阜地方区選出の参議院議員となっております。

かくして昭和十一年八月二十五日の閣議において即日承認された広田内閣の七大国策、十四項目を見ますと、そこには広田内閣の「庶政一新国策」に関する全貌が明らかとなっていますが、その具体案の作成が政府の急務となり、予算計画に伴う財政状態を考慮する必要上、馬場鏐一蔵相の下で予算化され、次の諸計画案が決定されました。そこには「文部省―義務教育八カ年制度」があり（広田弘毅伝記刊行会編『広田弘毅』復刻版、葦書房、平成四年、二〇一―〇二頁）。平生が強く推し進めました義務教育延長案が予算化されるに至っているのです。

しかしこれに至る過程を見ると、平生の学制改革への並々ならぬ情熱に広田も困惑していたようです。広田は原田熊雄に電力問題に次いで教育刷新の問題について問われて、「実はこの問題の起つた根本が国体明徴にあり、従つてその内容は要するに教育の内容改善といふことであるにも拘はらず、文部大臣は義務教育年限の延長―義務教育八年制といふようなことを考へてをるやうだけれども、それは全く違ふ」と述べているのです。広田は平生の議会答弁を充分聞いていなかったのか、国体明徴の方に教育刷新の本質があると考えていたのです。原田は、広田と会いました八月十八日に馬場鏐一蔵相と晩餐を共にして寺内陸相が財政と政治についての基礎觀念がなく思い付きで行動するので非常に危険であると述べた後に、「それから平生文部大臣が一番いま危険な状態にある。またあれが辞めるとかなんとかといふことになる、それからどんな波乱が起こるかもしれないから、なんとか一つ辞めないやうにする方法はつかんだらうか。先日も中島（立憲民政党の中島彌団次衆議院議員―引用者）大蔵政務次官が文部大臣に土佐の漁獵の話をして、『土佐ではいつも若い元気な奴が一ぱい舟に乗って海草を採りに出

かける。それで若い元気に委せておけば、いくらでも採れる時には採つたもので、舟が沈んでしまふほど夢中になつてたくさん採る。危いからそこを年寄の船頭が乗つて楫かをとり、舟が沈まないやうに、また危険のないやうにして、『漁獵をする』といふ話をして『文部大臣は結局閣僚の中で全く長老であるから、この内閣の船の安全といふことについて大臣が先に立つて楫をとるべきである。だから貴下の自重を望む』といふやうな話をしたところ、これには文部大臣も一言もなかつた。で早速、文部大臣のことはどんなことがあつてもなんとか辞めてくれないやうに、一つ頼んでもらひたい」という話であつた。それで原田は一つ何とかすると云つて蔵相と別れ、各務謙吉が文相と非常に懇意で、「もう主張が通らなければ潔く辞めたらいい、ぢやないか」という類を言つている一人であると聞いているので、三菱商事取締役船田一雄に電話して各務を通じて平生の説得に乗り出そうとしたが、各務が不在なので船田に「実はかういふわけで文部大臣が非常に固くなつて、『自分の主張が通らなければ潔く辞める』とかなんとか言つてをる。また各務謙吉もさういふ風な意向らしい。で、甚だお気の毒だけれども、一つ各務さんの所に行つてよく話をして、ぜひ辞めないやうにさせてもらひたい。いまとにかくこの内閣が、肅軍は無論のこと、なるべく全体の空気を安定させて行くやうに一生懸命努力をしてをつて、全面的の政治の動向が正しい方に向き、たとへば外交といひ、軍の態度といひ、内政といひそれは物足りないところもあるかもしれないけれども、まづ大体世の中の人心を安定に向けるやうに、すべてが努力してゐる。ちやうどさういふ方向に向つてゐる時に、それも非常に急を要するとか、どうしても一日も遅れてはならんといふ問題なら別だが、義務教育年限の延長ぐらゐのことで文部大臣が自説を固執して、内閣の不統一といふやうなことで内閣が倒れるとか、或は動揺するやうなことがあると、折角の全体の空気がまた元に戻るやうな憂もないことはない。まだすべてが安定する途中にある今日、一個の自分の管掌の問題について自説を主張するためにどうかういふことがある

と甚だ申訳ない話であつて、とにかくこの際は大乘的に――謂はば陛下に対する輔弼の責任は単に文部大臣としてでなく、即ち國務大臣として全面的な政治に対する責任があることもよく考慮して――、この際は慎重な態度をとつてもらふやう、各務さんあたりからもよく言つてくれるやうに一つ話してもらひたい。で、かういふ風なことにについては、公爵も平素から非常に心配してをられたのであるから、その話もぜひ各務さんにして、文部大臣に説いてもらひたい」と頼むのでした（原田前掲第五卷、一三六―四二頁）。文中公爵とあるのは西園寺公望のことですが、広田を推挙した責任もあつたのでしよう、二・二六事件後の早期の内閣の瓦解は一国の不安定を齎すこととはあつても安定を齎し得ない。西園寺はそれを危惧しているのです。

そこで原田は船田から早速各務に会つて話をしようということになり、さらに翌朝、岩倉道俱男爵が来訪して平生文相の話が出たので、岩倉からも軽拳のないやう平生に話し、また岡部子爵にもよく話し、また枢密顧問官の林権助男爵は平生と昔から懇意でもあり、平生の秘書官の岩井尊人とは特に深い関係があるので、原田は船田と同様な話を林にしたところ、林は同感の意を示しながら「外交の方面から見ると折角外交が大体一元化して謂はば常道に乗つて行かうとする大事な時であるから、なるべく動揺のないやうにしたいと自分は思つてゐる。早速平生に会つて見よう」ということになつたということです。また寺内陸軍大臣にもう少し慎重である態度をとつてもらひたいとの関係で原田は軍事参議官である阿部信行陸軍大将を訪問したおり、文部大臣の話が出たところ、阿部は「自分は大阪師団長の時に平生氏が関西実業家の重鎮であつた関係から、殊によく知つてゐる。軍人についていろ／＼諒解してゐない点があつたから、諒解させるためにちやうど当時参謀長の後宮少将を以てしば／＼会合させた実業家の中の一人であるから、殊に平生氏とは懇意だ」という話が出たというのであります。そして八月二十二日には西園寺が二・二六事件の後始末を早くしないと安定しないとの念を持つていたので、原田は

九月二十四日に北海道で行われる大演習までにはケリをつけるのではないかと述べ、同時に寺内陸相や平生文相の話も一通りして帰ったとあります（同上、一四二—四四頁）。以上は八月二十三日の原田の口述ですが、平生が文部大臣の職を賭してでも義務教育八年制の実現に向けて尽力していることが分かります。原田の口述は平生が辞職しないように包圍網をはっていることを如実に物語っているのです。

ところで八月二十五日の広田内閣の七大国策が閣議決定を見た午後原田は広田首相に会い皆が大体同意して無事に済んだとの広田の話聞き、その後、馬場蔵相を訪ねて平生文相の動揺していた気持が収まった話をし、船田に各務の所へ行くことを取り止めにおいていたとの話をしますが、馬場蔵相は「全然辞めないといふことも困る」と言い出す始末で、予算で大体目安がついて落ち着いたら議会前に辞職してもらった方が政府の為に都合が良い。なぜならば電力国営問題もあり、それに義務教育年限延長の問題になると文部省内の鳩山系の者がいて、政友会あたりが騒ぎ出し、また義務教育年限延長以外に教育刷新の問題があるのに文部省には何も準備がないので、必ずひどく攻撃を受けるので政府の為に、平生の為に、ある時期に辞めてもらった方が良いと述べるのでした。さらに広田首相が国策決定は無事に済んだと述べていたという話に対して有田八郎外相は原田に、馬場蔵相から陸海軍大臣とも国策については了解ができていたので閣議ではサインをしてくれれば良いということだったが、総理の説明の後に、署名を求めたところ、寺内陸相が突然、「自分はこんな漠然とした案に賛成して署名することはできない」とぐずぐず言い出したので、島田俊夫農林大臣や永野修身海軍大臣とともに寺内陸相を宥めてまとまったが、頼母木桂吉通信大臣と平生文部大臣などが陸相に追従して同様な意見を述べて喧しかった。結局賛成して署名をしたが広田総理も困惑していたので、「非常なへまをやつたもんだ」と蔵相は述べていることから、閣内一致が難しくなっており、その点からも、平生は辞任すべき、と蔵相は考えていたのでしょう。しか

し九月五日には「平生文部大臣の方はだん／＼まあよくなつて来るやうだが」と原田に語っていることから辞任要請の念は消え失せたと思われまます（同上、一四七―四八、一五六頁）。

ところで平生の辞任問題はこれで解決したわけではないようです。原田の十一月十八日の口述によれば、十一月四日に広田首相に会った際に「総合機関が出来れば、平生文部大臣は『大臣を辞めて、その機関の長官になる』と言ってをり、その後任者としてしきりに近衛公爵を推してゐる。陸軍大臣なんかもやつぱり『平生文部大臣が適任だ』と言ってゐる。今度は四相会議とか五相会議とかをやつて、人の配置をあゝしたのはやつぱり陸軍と具合のいゝ連中を結局一纏めにしたのであつて、即ち頼母木とか平生とかいふのを四相会議の中に入れたのである」と述べ、平生は陸軍受けが良く、しかも総合機関の長官への意欲を見て取つております（同上、一八四頁）。さらに九日には原田は平生に会つて総合機関の話をし、「結局もし貴下が引受けるやうな場合には、よほど人事を注意しないとイケない。余計なことのやうだけれども、一遍ゆつくり近衛公爵と一緒に三人で、まあ御参考までの話をしたいと思ふ」とい約束までしています（同上、一八六頁）。そこで十一月二十六日に近衛と原田が平生に招かれて、総合機関の長になる場合の諸々の注意をしたと原田は述べ、平生は「自分は大臣を辞して、要するに総理のブレインになるつもりで、今の調査機関局でなく、どこまでも総理を立てて行くものにしよう」という考えであるらしいとの原田の憶測を口述しています（同上、一九五頁）。原田は人の問題が大事であるとして、青木一男とか石渡壯太郎ら具体的人選について述べ、内がゴタゴタする吉田茂、外交官でない、や松井春生は入れない方が良いと述べ、近衛も同様であつたと述べています（同上、一九六頁）。

ところで寺内陸相は十一月四日に原田に内閣調査会長官の吉田茂を辞めさせて洋行でもさせ、そのポストに平生を無任所大臣として当て、軍部と内閣との間を取り持つ役割にしたい旨を語っていますが、首相広田は指導す

るより総理として閣僚間の統制を図って進むと言っているので、寺内はそれでは誰かが指導する閣僚を物色しなければならず、行政改革もしなければならぬので「それにはやっぱり平生がい、んぢやないかと思ふ。で、彼なら自分もよく話ができる」といことを頻りに言っている、と原田は口述していますから（同上、一七九頁）、それが綜合機関ということになるのでしょう。しかしその綜合機関の問題は、十二月二十一日に馬場蔵相が議会の空気が悪く、外交と税制についていろいろやられており、電力問題もうるさく、義務教育年限延長についても「相当喧しくはないか」と原田に向かって述べています様に（同上、二一七頁）、結局広田内閣は寺内陸相と立憲政友会の浜田国松議員との腹切り問答で、総辞職する破目に陥り、御破算になったようです。平生が「広田首相の懐刀」あるいは「広田内閣の大久保彦左衛門」といわれたのも、こうした背景があったからでありましょう（戸坂潤「彼、はたして新人なりや？—平生文相に与ふる書—」『自由』創刊新年号、一九三七年）。

こうして平生が歴史に名を残すことになった義務教育八年制への道はしかし翌年の六月四日第一次近衛文麿内閣の発足の翌日には解消となります。文部大臣は安井英二でありました。この義務教育八年制は、昭和十四年の平沼騏一郎内閣時の満十二歳以上十九歳未満の男子の青年学校義務化において見るようになりますが、前年の昭和十三年十二月八日に開会されました教育審議会に平生は委員として参加し、戦時教育のためナチス・ドイツの Volks Schule を範とした皇国民の錬成を目的とする国民学校に関する要項に、修業年限八年・義務教育とするところが明確に規定されているのを見て、「余が文相たりしとき高調力説して、政府関係、政党幹部、貴族院研究、公正二派は勿論、国民全体に対してもあらゆる機会と機関を通じて其必要を縷述せし処にして広田首相、馬場蔵相を迫りて之を肯諾せしめ、其一部を予算に加算せしめたるも、広田内閣瓦解のため実行せられざりしものなるが、今回教育審議会に於て確認せられたるものにして、之を実行すると否とは近衛首相の決断如何にあるが、近衛、

荒木兩相が果して之を實現するの勇と断あるや、刮目して見るべきである」と認め、その教育も知育偏重主義を避けて、教育を全般に亘って皇国の道に帰一し、訓練を重んじ、教授の振作、体位の向上、情操の醇化を図り大国民を作るとの教育趣旨に「余が永年願望して止まざる教育方針が樹立せらるゝの域に達したるを見て満足を禁ずる能はず」と記しています(⑩三三九)。こうして第二次近衛内閣の橋田邦彦文部大臣の下の昭和十六(一九四一)年三月一日に国民学校令が勅令として公布され、昭和十九年度から従来の小学校を国民学校と改め、初等科六年高等科二年の義務教育八年制を実施することとなりました。しかし戦時下に制定されたこともあり、その完成をみることはなく、戦後生まれた総理大臣所轄の教育刷新委員会の委員長安倍能成によって昭和二十一(一九四六)年十二月二十七日に義務教育九年制が建議され、翌三月三十一日には国民学校令が廃止され、新たに設けられた学校教育法によって翌日、新学制による小学校及び中学校の義務教育九年制の発足をみることになるのです。第一次吉田茂内閣の時でした。

漢字廃止論と義務教育年限延長問題が、年表ではありますが、平生の名を歴史に遺すことになったのですが、しかし広田内閣にとって最大の懸案事項は「文教を刷新し国民精神を作興すると共に国体と相容れざる思想を芟除し常に国憲国法の尊厳を保持する」ことにありました。そしてこの広田内閣の政綱は貴衆両院での広田の施政方針演説に示され、平生の答弁もそれに沿う形で大学の自由も放棄せざるを得ない立場に立たされます。特に広田にとっても岡田内閣からの継続事項である教学刷新評議会がその具体的内容を決定していくのでした。

## 四 国体論と尊王民衆主義

## 1 国体明徴と教学刷新評議会

教学を与る部局が文部省である以上、文部大臣は単なる陪食大臣に留まることはできません。平生の広田内閣への賭けも連帯責任で非常時に当たり相互連携して国務大臣としての職責を尽くすとの広田の呼びかけもありましたので、主要閣僚として臨むことになったに相違ありません。確かに広田内閣が岡田内閣を受けて国体明徴を前面に出すにしましても、平生自身は当初、それに消極的でありました。二・二六事件直後の日記には日本には外国に比類なき皇室があり天皇がいる。天皇に弓を引くものは二五九六年間、一人もいない。これが日本の国体であり、日本が永久に存在する理由もここにある。東京市民が平然として二・二六事件に直面したことを見ればこそ日本の国体を如実に現したものであり、国体明徴を云々する人々はこの事実を見て明徴の必要性がないことを悟るはずである。「我国民は以心伝心、心に国体の尊敬とありがたみを理解し居ることを見極めたるならんか」と認めているからです(⑮六五五)。実際、荷風も翌日の日記に「銀座通の日出平日よりも多し」と認めております(荷風前掲、二二二頁)。国体明徴はその意味では平生にとつて困った問題ではあつたでありましょう。しかしその概念の正統化を文部大臣として平生は行わざるを得ない立場にあつたのです。特に文部大臣は初等教育も預かつております。教育勅語から連想される天皇像と明治憲法に規定されている天皇像との相克に直面するはずであります。しかし時代は軍部や右翼が火をつけたといつても良い天皇機関説が政党をも巻き込んで問題化しております。国政を運用する秘訣としての天皇の権威と権力とを憲法その他に依つて限界づける制限君主としての立憲君主説、即ち天皇を国家最高の機関とする所謂密教的天皇像が、国民の多数が教えられている天皇親政論に通

じます天皇に無限の權威と權力を求める所謂顯教的天皇像によって、征伐される過程を示すに至っているのです。軍や初等中等教育機関で教育勅語や軍人勅諭によって絶対君主的側面の強い天皇像を学ばされ、極めて少数の支配層を送り出す大学、殊に帝国大学では憲法によって機関説に通じる立憲君主的側面の強い天皇像を学ばされていたのです（久野収・鶴見俊輔『現代日本の思想―その五つの渦―』岩波新書、昭和三二年、一三二―一三三頁）。

さて前岡田内閣から引き継がれた教学刷新協議会ですが、先の内閣の松田源治、川崎卓吉両文部大臣時代を含めて総会が四回、特別委員会が九回開催され、平生は第四、五、六回の特別委員会、第四回の総会に出席しています。前内閣からの引き継ぎ事項を踏まえまして、文部大臣としての平生が会長を受け継ぎ、最終的に「教学刷新二閣スル答申」及び「建議」を提出することになります。委員は東京帝国大学総長など当代の代表的知識人で構成され、特別委員もその中から選出されています。中でも東京帝国大学法学部教授寛克彦が最も多くの印刷物を提出し修正意見を述べております。平生は、欧米における社会思想は、ドイツ語の *Recht*（権利）が *Recht*（法）であるが如く、「権利」を基本とするものと見るのですが、日本の国体精神は「誠」を基底とするものでなければならず、忠孝はこの時登場しませんが、それを踏まえた憲法の構築でなければならないと言うのです（⑰―⑱四）。

天皇信仰の本源と仰ぎ、その信仰に帰一することが「まこと」を具体的ならしめるといのが教学刷新評議会の特別委員たる寛克彦の論理です（寛克彦『大日本帝国憲法の根本義』岩波書店、昭和十一年、四七、三三八頁）。会長たる平生の心中に寛克彦が銘記されたのでしょうか。

それとはともかく教学刷新評議会が設けられましたのは既に述べましたように天皇機関説に絡まる国体問題及びそこから派生する教育と学術の問題であります。即ち昭和十年三月二十日開議の貴族院で公爵近衛文麿議長の下、「政教刷新二閣スル建議案」が侯爵西郷從徳他五名、賛成者公爵鷹司信輔他四十名で発議され、全会一致の賛成

を見、さらに翌々日衆議院で「国体ニ関スル決議案」が浜田国松衆議院議長の下、満場一致で議決され、岡田内閣はそれらに応えるかたちで同年八月三日に「政府声明書」として国体明徴を声明、さらに美濃部の声明を受けまして同年十月十五日に「政府第二次声明」として、「天皇機関説ハ我国体ニ反スル」と声明を出さざるを得なくなり、その具体的解決策として教学刷新評議会が勅令で設けられることになったのです。

岡田内閣の文部大臣松田源治は設立第一回総会（昭和十年十二月五日）において、国内外の情勢が頗る多事多端であり、思想上、社会上、国際上の諸問題其の他に亘って適切な方策の下に善処するものが多く、これらの問題の根本的解決は「我が国体の本義」を基とする教育と学問の刷新と発展とによるとしまして、「我が国の教学を国体に基き日本精神に則り、常に国史の成跡に鑑みて、克く国礎を培養し国民を錬成し、以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることを根本義」とすると断じます。そして多年導入せられました西洋文化の咀嚼消化が不十分であったためからくる弊害が現れ、国民の自覚を伴った改善の要望が著しく、教学の精神と内容とに十分な省察を加へ、其の大本を確立すると共に、進んで外来文化の醇化撰取に努めて教育と学問との刷新振興を図る時機であると挨拶をしています。また歴史を回顧して、明治天皇が欧米文化の模倣の趨勢に宸襟を悩まし、閣臣に議論を起させ、大学に臨幸して教学の実情を知り、侍臣に教学の問題を問い質す等、その心配の念の程は、恐懼に堪へざるものがあつた。そこで明治二十三年に教育勅語が渙発され、「我が国教学永世不変の大本」が確立したと断じ、さらにその後大正昭和の聖訓が教学の方向性を示し、「我が国教育、学問の拠るべき大道は、いよいよ 弥々明らかなるに至つたのであります」と述べるのでした。そうして「我が国の教学」は、「聖旨を畏み、其の昭示し給へる大道に随ひ、仮初にも之に違ふことなく、益々正しく又弥々深く之を服膺し、以て将来永遠に其の歩を進むべきであります」と宣言するのです。さらに「凡そ我が国体は 皇統連綿として天壤と共に窮りなく、世々臣民は協心戮力、

克く忠孝を以て 上に奉じ業務に精励し、日夜努めて倦まざる所の一大活事実でありまして、決して単なる知識たるに止まるものではありません」として「万世一系の 皇統と、この 皇統を中心とする忠孝の生活とが、即ち我が国体の清華であり、同時に我が国教学の根基であります」と断じ、知識中心にしてその基底にあるものを忘れての知識偏重に戒慎を加えるべきであると述べるのです。喫緊の要務は「大いに国体の本旨、日本精神の真義を基として、誤れる傾向を匡正し、不徹底なる見解を是正し、守旧偏狭に陥ることなく、極端過激に趨くことを避け、克く教学刷新の意義を理會し、軽躁以て事を破らず、堅忍持続以て目的を達成するに努め、常に自覚的刷新と創造的發展とを念として、謬りたる国家観念を以て真の自由を害ふことなく、中正博大なる我が国精神の下に外国文化の摂取怠らず、氣宇を大にし視野を世界的ならしめ、東西文化の集大成を以て其の志となし、我が国文運永遠の發展を図るに足るべき正大なる見解の下に、現下の問題の解決努力すると共に、益々我が国教学の振興、国運の發展に向つて邁進すべきであると思料致すのであります」と論じ、「此の我が国教学の根本問題に就て、忌憚なく懷抱せらるる所を吐露し、以て教学刷新の根本を明にすると共に、文教上の方針並に必要な項目の議定の為に尽力し、本評議會をして使命を果す所あらしむるやう、格別の御尽瘁あらんことを切望する次第であります」と結ぶんでおります。

教学刷新評議會での諮問が教学の現状に鑑みてのその刷新振興を図る方策であつて、それは教育勅語を奉体し、国体観念と日本精神を体现することがその本旨であり、教学の現状を検討し、本末を正し、醇化摂取の実を挙げ、以て大いに其の刷新と發展とを図ることが緊切の要務と謳い、このことが諮問を提出して審議を求める理由としていのである。また教学についての内閣審議會の諮問事項との区別については阪谷芳郎の質問に対する文部次官三辺長治が答えているように、内閣審議會では学校教育、社会教育、又學術の振興、社会教化の徹底という教育

學術の制度、あるいは施設、または内容に亘る時世に適切な刷新の根本方策を審議する広い事項が議論されるのですが、教学刷新評議会では国体觀念・日本精神を基本とし、日本文化の内容を検討し、外来思想、教学の刷新醇化を精神として、教育学問の精神内容の刷新の方法を講ずるとしております。

文部大臣は松田の死後、川崎卓吉に代わりますが、二・二六事件後の内閣総辞職を受けて平生が文部大臣となり教学刷新評議会の会長となります。その最初の発言が昭和十一年九月七日午後一時四十五分に文部大臣官邸で開催されました第四回特別委員会での挨拶であります。第五回は九月十四日午後一時四十八分、同じく文部大臣官邸で行われていますが、平生は出席しますが発言記録はありません。

平生は帝国議會貴族院本會議での答弁に臨んで「天皇は統治権の主体であつて、統治権は一に天皇に存すと云ふ国体の本義に反したる学説の講義若しくは講演は、何処の学校に於いても絶対に禁止して居るのであります……又教学刷新のことについて……私と致しましては、我が国固有の国体に基づきまして、それから知育偏重に陥つて居ります教育方針を改めまして、人格の修養、健康の増進と云ふことを第一義として、知育と致しましては個性を尊んで天賦の知能を啓発するやうに致したいと考へて居るのであります……それから最も重要なことは人が人を造ると云ふことに間違ひがないのでありますから教学刷新と致しましては……先づ以て立派なる人材を教育界に招致すると云ふことをしなければ……」（五月六日貴族院本會議答弁）と述べて統治権が天皇にあるのが国体の本義であり、文教の場に於いてそれに反している講義などを禁止していることを述べ、教学刷新を甲南教育の理念で以て答へ、人物教育が教育の現場における人材の問題であることを述べて居ります。ここでの平生の発言は平生の持論でもあるのですが、一連の国体の本義を始め教学刷新協議会の動向をみてみますと、文部省思想局伊東延吉が終始指導していることが分かります。

平生は九月十五日に開会されました教学刷新評議会の第六回特別委員会に出席します。そこで委員の一人である立憲政友会の東武代議士の質問に答えています。それを紹介します。東は教学刷新委員会が設けられた遠因を一般の教育制度が日本精神に反し、反国体思想が世間に広まっていることであるとして、直接の原因はしかし六十七議会で美濃部達吉が貴族院で天皇機関説について一時間半の演説をして、それが問題化し輿論が紛糾し、岡田首相が天皇機関説を学説であるので分からないとの曖昧な態度を終始とり、このことが一波万波を生じて、天皇機関説が国体論にまで転化し、教学刷新委員会を設けることになり、教学刷新の実を挙げ、同時に機関説があればこれを排除し、国体に反する思想ならばそれを抹殺するという意味で教学刷新委員会が設立されたが、これは岡田内閣のカムフラージュであって、責任転嫁の代物である、とそれまでの経過を論じ立てます。そうしてそうであるがために政友会からは教学刷新委員会に委員を出さなかつたと論じます。次いで広田内閣で庶政一新と同様、国体明徴を中外に宣明し、真面目に日本精神を高調し、国体観念を益々明徴にする誠意ある方針と認められたので委員の末席に列したとしまして、教学刷新委員会を普通の学制改革と同様に考えることは誤りであると断言し、内閣調査会などの文部行政の主体などについての巷間の噂も引合いに出しまして、機関説に則っている刊行物に対して司法処分としては一段落したのであるが、文部当局の教学刷新から見て行政処分として如何なる処置を考えているのかについて先ず質問をします。そして次いで、機関説ないし学者の転向者への処分についても質問し、政治問題から文教刷新委員会ができた以上は、其の方針の徹底を見ないならば、それはカムフラージュの委員会に過ぎないと広田内閣も岡田内閣と同様である旨の質問を平生に投じて居ります。

平生の応答は、文部省でも天皇機関説に依拠する著書や学説を調査しているが処分は内務省の問題であり、その手続きで行っているというものでした。また学者の転向問題では、研究を進めれば機関説の放棄もあるのでそ

のままにしていると答える一方、他方において機関説を奉じている学者には大学総長と相談して罷免する手段を取りたいとも答えています。貴族院での答弁の趣旨と同一ですが、機関説論者と目されました美濃部の東大での後任の講座担当者である宮沢俊義の回顧によりますと、この点の事実はなかったようです。文部省が一方的に調査していたかもしれないとしております（宮沢前掲（下）、四四八頁）。

さらに東は文部省発行高等小学の国史の教科書に「北条氏の民政」とあって、後鳥羽・土御門・順徳の三上皇を流罪にした北条義時・泰時父子を礼賛しているが、教科書を編纂した文部当局の意見を、南北正閏問題が明治天皇の聖断によって解決を見た例を挙げながら質問をします。また国家の費用で反国家思想の学生を養成している矛盾を<sup>せんじょ</sup>削除していく必要があるとして、平生の決心を問い質しているのですが、北条問題は文部次官である河原春作が平生に代わって、それは神皇正統記、その他に史実として出ているので掲載してあると答え、大学教育の有様については平生は同感であるとして、大学においても教学刷新が必要であると答えています。

そうして十月二十九日の第四回総会において平生は議長としての開会と、これまでの委員会の経緯とそれに基づく教学刷新に関する答申と建議を議題とする旨、宣言します。また司会としての発言をして、最後のまとめの挨拶をするのですが、そこには答申の中心に流れる精神が国体の本義の明徴であることに加えて教育が国運進展の基本であるとの信念より来ているとの感想を述べ、文部大臣は伴食大臣であるとの渾名を覆すように広田内閣が国体明徴、教学刷新を本務と位置付ける程、教育重視の姿勢が理解できるようになり、教学刷新委員会の答申が満足のいくものであること、そして内容の多義性を考慮して関係諸機関との調整を成し、趣旨が達成されるよう尽力することを誓って、感謝の言葉で以て終えています。そうして教学刷新評議会第四回総会で「教学刷新二関スル答申」が採択され、それを踏まえて教学の指導と文部行政の改善に関する重要事項を審議するために内

閣総理大臣統括の下に諮詢機関を設けることを要望する旨を、教学刷新評議学会会長平生鈞三郎が文部大臣平生鈞三郎に提出するのでした（以上引用参照は『教学刷新評議会議資料』上・下巻（芙蓉書房出版、二〇〇六年）によっております）。これによって翌昭和十二（一九三七）年五月二十六日、広田内閣が一月に総辞職して居りますから林銑十郎内閣の下であります。勅令による文教審議会が設置され、平生はその委員になっております。同年十二月十日には文教審議会が廃止され、代わって新たに教育審議会が設置され、昭和十六年十月十三日までに戦時教育体制の基本を確立することになります。また同じ昭和十二年七月十日には文部省思想局が拡充され教学局が設置されまして、昭和十五年十一月十六日には勅令によって地方教学官が置かれることになります。また昭和十二年五月三十一日には、前年に開催された第六十九回帝国議会における五月十四日の衆議院、同二十一日の貴族院での予算委員会の平生の予算説明にもありますように、文部省は『国体の本義』を全国の学校・社会教化団体等に二十万部の配布を開始しました。同じく予算措置がとられた帝国学士院編纂『皇室制度史』の第一冊が公認発行所ヘラルド社から同年三月二十五日に刊行されています。『国体の本義』頒布の二か月前のことです。

## 2 『国体の本義』と『皇室制度史』

文部省配布の『国体の本義』の主題は既にみました松田文相の教学刷新評議会で冒頭演説と主旨が同様であり、先にも触れましたその評議会を実質的に指導した文部省の初代思想局長である伊東延吉の関与を窺うことができます。事実伊東が中心となってその編纂委員会が設けられ、伊東の主動の下、文部省思想課長小川義章と国民精神文化研究所の研究員で甲南高校第二回卒業生である志田延義がその中心的存在といわれております。志田は甲南を卒業後東京帝国大学文学部国文科に進み、久松潜一、佐々木信綱に師事し、国民精神文化研究所の研究員となっておりましたが、戦後は公職追放を受けました後に山梨大学や鶴見女子大学教授などを歴任し、日本歌

謡学会が志田延善賞を制定して居りますから相当な国文学者であったと思われれます。『新聞甲南』第二十五号（昭和十八年一月十五日）にも「大東亜戦争省察」を寄稿しております。志田以外の委員には教学刷新委員会の委員も務めた和辻哲郎も含まれていたようですが（ケネス・ルオフ著・高橋紘監修・木村剛久・福島睦男訳『国民の天皇―戦後日本の民主主義と天皇制―』岩波現代文庫、二〇〇九年、七四頁）、その原案は実質的には志田が起草し、小川と伊東がそれを修訂して纏めあげられたと言われています（『国体の本義』『世界大百科事典』第二版、平凡社）。明確な起草者は分かりませんが、いずれにしても伊東が中心となつて文部省思想局が自ら編纂した『国体の本義』の公式見解は「我が国体の本義を闡明にする書冊の編纂を計画し、昨年六月学界の有力者を委員、嘱託に委嘱し編纂に着手した。爾來編纂委員、同嘱託、並に本省員の間に、先づ編纂の方針とその要綱とに就て審議を進め、七月その決定を見、翌八月愈々之に基いて草案の執筆に取掛つた。その後約四ヶ月を費し十一月下旬漸く草案が出来上がった。以後該草案に対して主なる関係者は連続的に考究討議を重ね修補を加へ、稿を改めること数回、二月中旬委員会に於て最後の決定を見て編纂を完了し、直ちに印行に附すること、なつた」（文部省「国体の本義」の編纂配布に就いて）『現代史資料42 思想統制』みすず書房、一九七六年、一三三頁）とあります様に教学刷新委員会の答申作成過程と時を同じくし、緒言と第一章は答申前文とほぼ同様であります（掛川トミ子前掲資料解説、同上 x x v i i v i i 頁）。内容的には「西洋文化の根本的性格は、個人を以て絶対独立自存の存在とし、一切の文化はこの個人の充実に存し、個人が一切価値の創造者・決定者であるところにある。従つて個人の主観的思考を重んじ、個人の脳裡に描くところの觀念によつてのみ国家を考へ諸般の制度を企画し、理論を構成せんとする。……奉仕といふ道德的自由を忘れた謬（まちが）れる自由主義や民主主義が發生した。……国体を基として西洋文化を摂取醇化し、以て新しき日本文化を創造し、進んで世界文化の進展に貢献するにある」と謳

っておりますように、西洋から派生した個人主義及びそれに依拠する自由主義や民主主義を徹底的に批判し、国体に基づいた西洋文化を摂取醇化し、日本の文化を創造して世界文化に貢献することを主張しております。

教学刷新評議会が設立され、『国体の本義』が文相として平生が予算措置をとって刊行頒布される契機となったのは確かに美濃部達吉の天皇機関説事件に端を発した国体明徴運動ですが、興味深いことにそれと同じく予算措置が取られた帝国学士院編纂『皇室制度史』（ヘラルド社、昭和二年）、その編纂主任は帝国学士院以外の国家のあらゆる公職から追放されていた外ならぬ美濃部達吉でした（三谷太一郎『戦後民主主義をどう生きるか』東京大学出版会、二〇一六年、一五四頁）。そしてその第一巻は第一編第一章として「国体」が取り上げられ、その第一節が「国体総説」で、第一款が「国体の語義」、第二款が「国体の淵源」、そうして第三款が「国体の本義」で、以下「国体の尊厳」、「天皇と国土」、「天皇と臣民」と続いておりますが、その「国体の本義」は「我が国体の本義を論ずるには皇祖天照大御神が皇孫彦火瓊瓊杵尊すめまひこほのにぎのぎのすめをして此の国土に降臨せしめたまひし時に下したまへる神勅を以て其の基礎と為さざるべからず。何となれば此の神勅は天照大神の御子孫此の国に君臨したまひ万世一系、長へに我が国土及び臣民を治めたまふべきことを確定したるものなればなり」（『皇室制度史』第一巻、一二二頁）と綴って居ります。これは注や用例が多く、その意味では学術的であります。そこに国体の語の用例と異議とありますが、これは国体観念が「上古に於けると近世に於けると著しく相異なるもの有り」（同上、一頁）であったからです。

ちなみに戦時中アメリカ軍の日本語学習の教材にもなったことでも有名な『国体の本義』（東京女子大学丸山眞男文庫編『丸山眞男集別集』第四卷、岩波書店、二〇一八年、一〇七頁）は、「緒言」に始まって第一に「大日本国体」として「肇国」、「聖徳」、「臣節」、「和と「まごころ」」、第二に「国史に於ける国体の顕現」として「国史

演を一貫する精神」、「国土と国民生活」、「国民性」、「祭祀と道徳」、「国民文化」、「政治・経済・軍事」と並んで「結語」に至る構成となっております。内容的には国体観念の正統化を図るものであったのですが、しかし「神話もあれば歴史もある、宗教もあれば哲学もあるといふ風にすべて混同してゐて、まるでなんだかわけの判らないやうなことを書いて来てをる」と原田熊雄が揶揄し（原田前掲、三〇二頁）、平生が人格崇高、日本主義の道義観念に満ちた人物と高く評価し、拾芳会員で甲南高校の教員を勤めていたその弟子ともいえる守谷英次と共に面会し（⑭六一四）、甲南高校に学生主事として招聘しようとした三谷隆正（⑮五四九）によって、その内容の杜撰が指摘され、その方面の研究をしたいならばむしろ本居宣長『玉くしげ』（寛政元・一七八九年）を読み合った方が

良い（南原繁・高木八尺・鈴木俊郎編『三谷隆正全集』第五卷、岩波書店、昭和四一年、五二〇頁）と言われような、正に雑居性の「伝統」自体を自ら踏まえる類のものでした（丸山眞男『日本の思想』岩波新書、一九六一年、六三頁）。ついでに申しますと三谷は南原繁の娘婿であるニーチェ学者として有名な水上英広をドイツ語の教師として甲南に推薦し、後一高に移る際には平生に不快感を与えて居ります（⑯六一七、九一一〇）。しかし平生の三谷に対する弔辞はありませんが、死の報告を受けて「氏も又余崇拜者の一人なり」と記しております（⑰五四九）。三谷隆正は、研究者としての高い力量と共に高貴な精神に加えるに稀に見る洗練された人格を持ち合わせていたことで夙に有名でした。守谷は岡山の第六高等学校時代に三谷の教えを受け親炙しんしやくに浴していましたが、「先生が一度教壇に立たれると水を打ったように静肅になるのが常であった」と回想しております。守谷の父の葬儀が三谷の司会の下で執り行われ、多額の香典の辞退を申し出た守谷に「その代わり僕が死んだ時には葬儀委員長を頼むよ」と言われるほどの師弟関係であったのです。先生を想うと肅然として襟を正したくなくとも述べ「裡うちに純潔と清楚とを湛えた、あの先生の温谷は接する私共に清らかな喜びを与へずには措きませんでした。

併し、更に忘れられないのは、あのにじみ出る様な先生の深いお慈しみです」と後に回顧しております。尚、昭和十一年に平生が文部大臣に就任した際に、後任校長として三谷が候補に挙がっていたと、三谷の世話で夫に先立たれた甲南生相手の私設学寮の寮母となっていた東京帝国大学経済学部教授江原万里の妻江原祝は記しています。平生は学生主事としていますが、それは校長に匹敵するものであったのでしょう。平生が三谷のことを「日本主義の道義観念に満ちたる」と人物として描いておりますのは、『武士道』の著者新渡戸稲造、前にも触れましたが平生は新渡戸を非人格者としておりますが、その弟子に相応しい道義観念を論じているからだと思えます（南原繁・高木八尺・鈴木俊郎編『三谷隆正―人・思想・信仰―』岩波書店、昭和四一年、一三三―一三三頁）。尚、平生の弔辞は名文です。平生は英国生活が長かったとは言いませんが、当地の新聞に出てくる死亡記事からそれを学んでいるかもしれません。それだけを集めても立派な人物評本になると思います。

話がそれましたが『国体の本義』はしかし想定されるほど欧米思想の排撃を謳っているものではありません。くり返しになりますが国体を明らかにして、それに沿う形で西洋文化を摂取醇化し、日本文化を創造して世界文化の進展に貢献することを目的としたもので、批判と排除の対象となっているのは「西洋近代思想の根底をなす個人主義」であり、そこから派生する自由主義などの諸々の思想です。これに比して『皇室制度史』における「国体の本義」は記紀から始まって大日本帝国憲法義解にいたる国体の用例を詳細な注を踏まえて論じている史料価値の高いものです。福澤諭吉の国体論は登場しませんが。平生が予算計上した二文獻ではありますが、平生のその後の国体論をみれば、自らの立ち位置も考慮していたこともありましょう、『国体の本義』の影響が大きいに思っています。

## 3 里見国体論

むろん平生は早期から国体については考えております。大正九（一九二〇）年の十月三十日の日記には、「本日は教育勅語発布三十周年の当日なり。今や泰西の思潮岸を拍ちて、人心の帰趨、動もすれば其平を失はんとするものもあるも、幸ひ斯の万世不磨の聖典の嚴として存するありて、国体の清華と民性の醇正じゅんせいと克く其融合同化を致し穩健なる進展、采長舎短さいちやうしゃたんの美を濟しつゝ、あるの矜持と愉悅を感じずんばあらず。謹で勅語を写す」（④二〇九）とありまして漢文勅語を転記して居ります。そうして「我國の歴史を案ずるに、如何なる外来思想も一旦我國に入りては我國体国情に同化せられ消化せられて我國民性に渾化こんかして其形骸を止めずして、其神髓にして我國体国情の發育に資する部分は必ず我國民性の組織内に摂取せられて滋養物として本務を尽くすに至ることは、實に我が国体の長所にして他国他人種が追従するに能はざるところにあらずや」と論じているのですが、「我國民性の源泉たる忠孝一本主義に醇化せしめ」ることがヨーロッパ産の新思想を同化させ「我國体の清華」を益々發揮せしめるものでした（④二二五）。先の『国体の本義』の趣旨と比較してみてください。さらに同年の十二月三十一日には「本年に於て余の思想上に堅き一信念を生ぜしことは余の尤も祝福するところなり」としまして「そは日本主義即ち忠孝主義が人類社会の基本を形成するにあらざれば人類は恒久的安怡こうじゆうあんいを得る能はざるべしとの信念是なり」と記しまして、勅語の前半にある国体の清華を自らの信念としております。平生は親子間の情愛を經として男女間の恋愛を緯としていますので、忠概念を明確にいたしません、父子の愛がまた赤子たる国民への天皇の愛と解釈しているのかもしれない。「大義親を滅す」（『左伝』隱公四年）や武士道論にまま見られます「失ありて得なき忠」である諫争（湯浅常山『常山紀談』中巻、岩波文庫、一九三五年、一七七頁）は登場しませんが、何れにしましても忠孝が社会や日本の国家組織の根本にして国体の清華として、皇統連綿にして外敵に侵されてこな

かった理由としております（④一五六）。日記ですので議論の混乱はありますが、すでに後年の国体の本義の主張に近いものがあつたことは否定できません。

また平生は先に若干言及しました里見岸雄の『日本国体学概論』を手にして、二八四頁まで読み進んでいます。平生は時に？を記しながらも、書き込みをしながら昭和元（一九二六）年十二月三十日の日記にその要点を記しながら国体論との関係で漢字廃止論の糧を得ています（⑧四六五―六六）。また東京帝国大学教授にして史料編纂官、それに日本エスペラント協会の中心としても活躍しました黒板勝美の『国体新論』（博文堂、大正一四年）も書き込みをしつつ熟読していることが確認できますが、日記に登場するのは里見の本であります。平生の読書過程と平生の里見国体論との関係については煩雑ですので省略しますが、二三興味深い書き込みを紹介しておきます。

ペリーが来訪して五六十年にして日本は国際的進展目覚ましく、内に聖名の天子がましまして祖宗の遺訓を立法化して憲法を発し、外は日清戦争を論じて秀吉以来始めて国力を賭して外国と戦端を開いた。日清戦争は第一に日本の独立自衛上、やむを得ない理由があつたからであり、第二に弱小国韓国に対する強大国清国の不法な権力圧迫の不正を挫くための正義の戦であつた。これらの叙述の秀吉のところに「×」が付され、上余白に「×自己中心主義ノ意義」と記し、「？」を記入して、対外戦争が自国中心の自衛上によるも、同時に正義であることがあり得るであろうかと疑問を呈していることが分かります（里見前掲、一六頁）。さらに『日本書紀』巻第三にある「聞く東に美き地あり、青山四に周れり。その中に亦天の磐船に乗りて飛び下れる者ありと。余謂ふに、彼地は必ず以て、天業を恢弘し、天下に光宅するに足らん。蓋し是れ六合の中心か」の上余白に「他国ヲ征服スルノ意味」と読める書き込みがあり、他国征服の正当性を確認しているようであります（同上、一一八頁）。また神人

一如の原理を「神と神の心たる道と神の意志の客観的延長なる天皇と、この三全く三位一体なる事、法華経本門の久遠本仏（仏寶）と仏所護念の妙法五字の本法（法実）と本仏同体本法所持の大土たる本化（僧寶）と全く差別なき一体三寶であるのと変わりはない」との上余白に「○」を記し、キリスト教、仏教、それに天皇の有様が同じ旨であることを里見が論じているところに平生は着眼しています（同上、一四〇頁）。平生が時に日蓮主義を奉じ、国体論との結合を試みて居ることを思いますと、里見及びその父である田中智学を通じた日蓮の影響が考えられます。平生は智学の日蓮上人の伝記を読んで、その正義のための強いパトスを持つていたことにも感動しております。また里見が説く祭政一致に神武天皇が述べたとされる征夷即祭祀を示しているという文言「退き還つて弱きを示し、神祇を礼祭して、背に日神の威を負ひ、影に随つて圧躡せむ」に平生は、「国家財政ヲモ顧ミズシテ漫リニ海軍拡張ヲモ強ユル軍閥者一考スベシ」と判読できる感想を上余白に記し、ロンドン海軍軍縮条約を廻る財政を無視した海軍軍拡論者への批判を込め、一旦は退いて軍備縮小政策をとる必要性を改めて認識している平生の姿が目につかびます（同上、一四八頁、尚、平生の文字の判読には本学講師の諸岡知徳氏を煩わしました）。

平生日記には、「今朝余は里見岸雄氏の日本国体学概論の一部を讀了し、勅詔に対し一層敬虔の感を抱くと共に、我國民が上下心を一にして詔勅の意を奉伝し、以て革命的形式に依らずして昭和維新の実を挙げんことを希望するの念、熾なるを覚へたり」（⑧四六九）との読後感を認めています。里見の国体観の影響もありましょう、平生は後年憲法も日本独自の憲法が公布される以前、外国教師によつて教授された学生が西洋の憲法をそのまま修習し、これを基礎として、その後には公布された日本憲法を講説しようとして「天皇機関説の如き謬説」が行われたと演説するに至ります（⑱二五〇）。平生は里見の見解を知ることについても日本の道義頹廢の原因が中国思想の排斥

の結果として、漢字再興を以て民心再興、道義肅正の急務と高叫する漢字論者を滑稽とまで揶揄しております。国体と相容れない思想を説述して漢書を唯一の文化宣伝の機関として平然としている人がヨーロッパより齎らされた社会主義や共産主義の所説所論を忌諱<sup>きぎん</sup>してその研究を妨げようとしているのは如何なる意味があるのか、とも述べるのです(⑧四六六)。尚、里見岸雄は民間学者ではありませんでしたが、立命館大学法学部でも教鞭をとっており、後に国体法に関する大部の著作をものにして、所謂天皇機関説とも所謂天皇神権説とも異なった特異な国体論に基づく憲法解釈、例えば「権」は手段であるが故に可変的にして可遷的であり、「経」や「実」に対して相対的であるから「統治権」があるならば当然「統治実」がなければならぬとして、両者を区分して分析する憲法論を提示しておりますが、『国体憲法学』訂正八版、創造社、昭和十一年、二六三頁、『国体法乃研究』、錦正社、昭和十三年、六七四—九四頁)、平生がそれらを読んだ形跡は今のところ確認できておりません。美濃部はといえば里見は相手にするほどの学者には思えなかつたのでしようが、しかし美濃部を取り調べた検事戸沢重雄が後年語っています様に、詔勅批議の問題で美濃部が勅語の批判は構わぬ、それは国務に関する詔勅だからと言っていましたのを、戸沢が名前を伏せて里見の軍事・経済・政治・外交に関する批判は構わないが、国民の道德に関するものについては批判することを許さない、と解釈できる説を述べたところ(里見『国体憲法学』三二〇頁)、美濃部はそれを俗説として、「そんなばかなことは絶対ありません」と言い張ったのですが、昼食をはさんだ午後尋問では政治・経済・軍事・外交といった類の詔勅は批判しても良いが、国民の風教・道德に関する詔勅に対しては臣子の分として絶対に批判を許さない、と訂正を求めたというのです。この瞬間において俗説は俗説ではなくなつたのです(宮沢前掲(下)、六五〇—五二頁)。美濃部ははしなくも俗説であるとした里見の論を自らの解釈としたのです。ちなみに戸沢は同期である養田がしつこく来訪して時間を取られたことに憤慨しています

(同上、六四七頁)。

平生の国体論は帝国議會での機関説批判の根拠となりました教育勅語の前半部分及び憲法発布勅語と第一条を基本とするものに相違ありませんが、文部大臣時代の教学刷新評議會での議論を踏まえた、その意味では官製ないし正統の意味合いを持つ『国体の本義』に依拠するものが大きいと思われます。従いまして平生の教育論における個性論も、例えば昭和十三年三月五日の卒業式の訓示や昭和十五年の朝礼にみられますように、その部分を除いております。日中戦争下にあることもあるのですが、尽忠報国に重心を移し、個性論は、後に再度登場しますが(⑱三〇六)、トーンダウンを余儀なくされるに至っているのです。『国体の本義』にありますように「西洋伝来の利己主義、個人主義を排斥して、国体の精神に順応し、己を忘れ自を棄て、国難に赴かざるべからず」と説くことになるのです(⑯五四―五五、⑰四一八)。個性論に通じます自我の完成、人格の完成、個人の発展完成、個人の創造性の涵養、個性の開発などを事とする教育は個人に偏し個人の恣意に流れ、延いては自由放任の教育に陥り、日本の教育の本質に適かなわないとされているからであります(文部省編纂『国体の本義』内閣印刷局、昭和一二年、一二一―二三頁)。ただ個人の恣意を排し伝統に生き型に従うことを踏まえた上での芸道での個性論、また没我の精神による国家の分として各々の分を担い国家に帰一する特性としての個性論は首肯されることとなります(同上五一、九七―九八、一二四頁)。そうして戦時下には国体の清華は国体と結びつけられた武士道であり大和魂とも銘打って主張されるに至ります(⑰四九七)。武士道と国体論が結び付けられるに至るのです。

武士道を広めました新渡戸稲造、先にも触れましたように平生は奨学生推薦依頼の件で良い印象を持って居りませんでした、その日本語訳『武士道』が明治四十一(一九〇八)年に櫻井鷗村の訳によって出版されます。

そこには「上英文武士道論書」も邦訳されており、それには「皇祖皇宗の遺訓と、武士道の精神とを外部に伝へ、以て国恩の万一に報い奉らんことを」とありますように「衆庶をして忠君愛国の徳に帰せしむ」ものであります（新渡戸稲造著・櫻井鷗村訳『武士道』丁未出版社、明治四一年、一、五頁）。この新渡戸の天皇への献辞を読みますならば、武士道が国体と結び付けて考えられていることが窺えます。むろん新渡戸の武士道が実在の武士とも江戸期に見られた武士道とも無縁であったことは太田雄三（『太平洋の橋』としての新渡戸稲造）（みすず書房、一九八六年）に活写されております。ただ矢内原忠雄が岩波文庫として出しましたのは昭和十三（一九三八）年の日中戦争下にありました。当時、矢内原は前年に『中央公論』に発表予定の「国家の理想」が反戦思想であると軍部などから指弾され全文削除を余儀なくされて東京帝国大学経済学部教授を辞職して居りました。このことを慮りますと、むしろ矢内原には新渡戸武士道論を改に翻訳することによって喧しく唱えられるに至っている国体論と武士道との違いをむしろ強調しようとしているのではないかと思われれます。さらに付言することをお許し願って言いますと、矢内原が改めて訳し直しましたのは、日中戦争が宣戦布告なき戦争、最後通牒はございましたが、常識的に見ますとアンフェアであったことと関係するのではないかとも思います。新渡戸武士道論の第一章には既に触れましたが、トム・ブラウンの願いの前に、“Fair play in fight”なる一文がございます。これは桜井鷗村の訳では「喧嘩なら堂々とやれ！」となっております（新渡戸著・櫻井訳前掲、一一頁）。トムが中学生から高校生ぐらいの生徒であったことを思えば、これが適訳でありましょう。しかし、恐らく矢内原は百も承知で敢えて「戦闘に於けるフェア・プレー！」と訳したのではないのでしょうか（新渡戸著・矢内原訳前掲、二七頁）。盧溝橋での日本軍の行動は植民地論を講じていた矢内原にはアンフェアに映ったに相違ありません。武士道を国体と結びつけようとした明治の新渡戸とは相反してその弟子はむしろそれを切り離して敢えてフェア・プ

レーを武士道とした新渡戸の *Bushido: The Soul of Japan The Code of the Samurai* (1900) を改めて世に問うたと思われます。その意味では時局に対する抵抗の訳書ということとなります(中田喜方「近代武士道がうまれるとき―新渡戸稲造以前」、遠藤薫編『日本近代における〈国家意識〉形成の諸問題とアジア―政治思想と大衆文化―』勁草書房、二〇一九年、四一、五九頁)。

平生は実父より武士的精神と考える高潔にして犠牲的精神、それは奉仕と犠牲、それにフェアを重んずる思想を生み出すものですが、中年に至って日蓮に着眼します。日蓮の正を踏んで怖れない勇邁なる行動に感銘しこれに則るとまで宣言しております(⑩一三五)。日蓮上人は明治天皇を除いて日本が生んだ最大偉人にして平生に在っては尊崇すること深厚でした。日蓮は法華経を以て世界を統一船と考えた人であり、それを実行せしめようと決意し命を張って活動していると見るからです。釈迦の予言中にある上行菩薩こそ自己と自覚して超人的になることができるかと平生は考えるのです(⑩二七二)。まさに「日蓮上人は一天四海皆帰妙法といふ motto を目標とし、この宗義を世界に宣布して世界人類を統一教化せんとする高遠なる志望に燃へつつ、身を捧げてあらゆる艱難と闘ひ、辛苦を破りて一生を終わらしたる人である」(⑮九二)であったのです。それはキリスト教におけるペテロの布教行為とも親和性を以て平生には映っています。平生は *Quo Vadis* の教会堂の写真を奨学生の同人誌である『拾芳』の冒頭に掲載するにあたりまして、ネロの迫害に屈してローマでの布教を断念した時にクリストが十字架を背負ってくるのを見て「主よ何処に行き給ふや」と問いかけたときに夢覚めて、翻然として自己の心弱きを悟って踵を返して再びローマにはいて伝道に従事し逆磔の極刑に処せられたペテロに、人類共存の大義を實踐して他に及ぼさんとする我々はこの事跡に学ばねばならない、と言うのです(⑩五〇九、⑮三四七―四五)。

尚、平生は *Quo Vadis? (Whither Goest Thou?) A Tale of the Time of Nero*, by Henryk Sienkiewicz, London:

George Routledge を読んでいたことが、その平生手沢本から分かります。平生が日蓮とペテロを挙げて評価しております時、またまた登場させて申し訳ないのですが、矢内原忠雄は『余の尊敬する人物』として師でもある内村鑑三の『代表的日本人』（一九〇八年）の影響もあるのでしょう、内村が挙げた日蓮を矢内原も尊敬する人物として描いております。同じ内村門下で前にも触れましたがその夫人が三谷隆正の世話に依って甲南の私設寮母となった江原万里も日蓮に習って嘗て僧日蓮は鎌倉の辻に立って立正安国論を唱え国難に際し此の国を救うものは只一卷の法華経あるのみと叫んだことに触れ、偉大なる信仰家の精神を以てこの鎌倉の地を世界的日本の真精神の発言地として仮令身は窮迫、死に至っても日本のキリスト教を叫び一卷の聖書を我国民に伝えずば已まないとエレミヤの研究をしながら、皇室中心主義を生活原理としないマルクス主義者の台頭を前に論じて居ります（原繁・矢内原伊作編『江原万里全集』第一巻、岩波書店、昭和四四年、五六八、五七〇、六一八頁）。日蓮は法華経にある「依法不依人」という語を見出し、「法に依りて人に依らず」で何が正法であるかは人に依らないで経に依るといふのです。正法が真理である以上は、法は国よりも師よりも親よりも高いという訳です。日蓮は国を法に依って愛したのであり、法を国に依って愛したわけではありません。このように矢内原は説き、国は法に依って立ち、法は国に依って立つのではないと明言し、「鎌倉時代の日蓮は、真理の為に真理を愛し、真理に依って国を愛し、真理の敵に向かって強く「否」と言ふことの出来た人であります。さういふ人が昔の日本人の中に居たといふことは、私共の慰めであります」と結んでおります。矢内原は日蓮の目的は宗教ではなく宗教的国家であり、国家の為の真理ではなく真理的国家というのです。これはまた預言者エレミヤや使徒パウロに比すべきもとして、矢内原は戦争への道に利用され、ともすれば親和性を持つ八紘一宇の日蓮主義に抗している訳であります（矢内原忠雄『余の尊敬する人物』岩波新書、昭和一五年、一〇四—〇六、一一七頁）。平生と矢内原は共に日蓮を尊敬

している訳であります。そして共にペテロと比較すべき位置にありますが、ベクトルは異なっているよう  
であります。話を戻しますが巖父田中時言ときりから叩き込まれたと言う平生の思い描く武士道と新渡戸のそれとは共  
通する面もありますので平生がそれを手にして読んでいる可能性は否定できません。事実、平生の蔵書には書き  
込みなどのノートこそありませんが、英文『武士道』がございませう。ただ国体論と結び付ける武士道の要素を新  
渡戸から得ているかという点、部分的には言えるかもしれませんが、疑問が生まれます。

さらに加えますならば、平生は文相在任時に教育制度の沿革を調べさせて知ることになるのですが、明治二  
（一八六九）年二月五日（旧暦）に新政府が掲げました府県施政順序十三項目中の「小学校を設る事」にござい  
ます「専ら書学素読算術を習はしめ願書書翰記牒算勘等其様を闕さらしむへし」と読み書き十露盤とその実用性  
に言及して居ります文言の後に在ります「又時々講談を以国体時勢を弁へ忠孝の道を知るべき様教諭し風俗を敦  
くするを要す」との、明治天皇の言葉と平生が認識している、国体と時勢に関する話を通して忠孝の道の涵養に  
ついでに法令を加えることも出来ましょう（『明治二年、法令全書』内閣官報局、明治二〇年、六〇頁、⑬一四  
一）。平生にとってこの一文は新たな発見であり、教育勅語に先立つ忠孝国体論として、以後言及することになり  
ます。平生には大学で国体講座を置いて学生を教導しても効果はないとの認識があり、そうであるが故に三つ子  
の魂百まで持つと言われる如く国体の神髄を時勢の理解と共に小学校で児童に教え浸潤させ脳裏に刻ませれば国  
体明徴を高調する必要はないとの認識を持つに至っているのです（⑬一四一）。そうして戦時体制が進むにつれて、  
次に述べるようになりますチェンバレンの指摘ではありませんが、平生の国体論は明治天皇の御製で一層彩られ  
祭政一致を唱えるようになっていきます（⑬三九―四一、四四―四五）。

## 4 国体明徴講座

尚、平生が帝国議会予算委員会での答弁にもあります「日本文化に関する講義施設等」によつての国体明徴のための講座が昭和十二年十二月二十七日には京都帝国大学文学部に日本精神史講座として、翌一月十五日には東京帝国大学文学部に日本思想史講座として勅令で設置され、昭和十三年四月に開講をみました。東大での担当者軍部や右翼にも影響力のありました平泉澄ひらいみです。国体明徴講座ではないと当事者は述べて居りますが、翌年の昭和十四（一九三九）年三月には東京帝国大学法学部に政治学・政治学史第三講座として東洋政治思想史が設置され、翌年の秋には、最初の講師として東洋文化を否定し、日本と中国との文化上生活上の相違を描いた『支那思想と日本』（岩波新書、昭和一三年）の著者であります早稲田大学文学部教授津田左右吉が招聘されました。原繁が開講の辞を述べ、津田は「先秦時代の政治思想」と題しまして十月から十二月にかけて六回ほど講義が行われたのですが、その最後の講義に組織的に学生の質問に名を借りた例の蓑田胸喜らの原理日本社に通じる右翼学生が津田攻撃を始めました。津田への攻撃的質問攻めを制し津田を講義室から連れ出しました法学部助手丸山眞男は夕食を共にした津田から、「ああいう連中が日本の皇室を滅ぼしますよ」との言辞を聴くことになります。翌日には蓑田の息のかかりました新聞『帝国新報』に津田の講義について掲載され、蓑田を先頭とする一派の総攻撃が始まり、翌年の一月十一日に津田は早稲田大学教授を辞任、二月十日には『古事記及日本書紀の研究』が発禁処分にあい、三月八日に出版法違反で津田左右吉と出版者岩波茂雄が起訴されるに至っています（丸山眞男・福田歓一編『聞き書 南原繁回顧録』東京大学出版会、一九八九年、二三六―五八頁）。

ところで蓑田は平生が文部大臣になるや「平生文部大臣閣下、広田内閣の施政奉行方針は三月十七日政府発表の声明によつて中外に宣旨されました」に始まる「平生文部大臣への公開状」を出し、明治天皇の御製を引用し

ながらの平生へのラブコールをなし、平生に接近しております（『原理日本』第四号五月号）。平生は美濃部の弁明演説に反駁すべく蓑田の「天皇機関説の邪論を駁す」との署名記事を切り取りもして着眼はしていましたが（⑮七四—一五）、後には蓑田に満州国を社会主義国家にせんとする昭和会の動向を国体蔑視の不忠の臣であると述べたところ、蓑田も同意している旨を記しております（⑰八）、また蓑田の著作発行費の補助もしております（⑰二一四）。平生は天皇機関説を取り上げ美濃部攻撃の急先鋒となった菊池武夫の背後に蓑田がいることには露ほども知らなかったようです。平生は美濃部を後に謬説妄論として機関説を批判すると共に里見や蓑田を念頭に置いていたのでしょうか、民間の憂国者による機関説の誤謬が高調されて祭政一致の理念が具現化されている彼らの見解に満足の意を表しています（⑱四一）。平生は蓑田が「国体に関し非常なる研究者にして熱心なる国体擁護者」として、「氏の如き熱烈なる国体明徴論者ありてこそ永く忘却せられ、欧米の哲学に心酔して、一にもへーゲル、二にもカントと欧米の学者の主張にのみ感染して心理や哲学を講説せし、我国の学者、大学教授の妄を正し蒙を啓くに熱中せる蓑田氏の如きは政府もまた大に援助すべきである」と大いに蓑田を評価しておりますが（⑰二一四）、しかし蓑田の激越な国体護持のための「思想闘争」すらW・ヴントやA・ローゼンベルグの援用で埋められていたのです（丸山前掲『日本の思想』八頁）。平生にその点を知る術はなかったようです。蓑田が頻繁に要人に会い、陸軍の機密費に加えるに出版助成費として財界人からの献金を要求していたことは良く知られていたようですが（宮沢前掲（下）、六一七、六四九頁）、蓑田が津田左右吉について平生に報告したのは、津田が東大で講義を担当している期間の十一月十日であります。平生にしてみれば文部大臣時代に予算計上した所謂国体明徴講座の責任感もあったのでしょう、蓑田の報告を書きとどめています。蓑田は平生に津田の『古事記及日本書紀の研究』を取り上げ、神武天皇から仲哀天皇は伝説であり実在しない、この間の歴史を抹殺していると平

生に説明します。そして津田を日本臣民として不敬極まるものと断罪し、不敬罪を以て処分すべき大罪人を講師として採用した東京帝国大学は調査不行き届きであり、これを許可している文部省も不問に付しているなど無責任と平生に述べたのでした。平生の蓑田報告に対する見解は日記に認められていませんが(17)四六)、先に見ましたように文部省の対応は迅速で正に急転直下でありました。津田の後を受けて東洋政治思想史を担当しましたのは東北帝国大学法文学部の村岡典嗣<sup>つねつぐ</sup>でした。村岡の講義は国体思想の淵源と発達を主とするものでありましたから(村岡典嗣先生講義プリント『東洋政治思想史(一)』昭和十五年四月―夏休暇前 東京帝国大学法学部講義)、帝大プリント連盟、昭和一五年、一―一〇四頁)、その意味では国体明徴講座であったと言えます。

然しながら村岡が講義の本論を始める前の序言で取り上げたのは、「我国の国体觀念が如何に發達して来たかは明瞭なる如くして実は中々困難である」として、その実例に英国の日本学者であるバジル・ホール・チェンバレン(Basil Hall Chamberlain)の著書「新宗教の發明」(*Invention of Religion*)、明治四十四年帰欧して直ぐに著し、*Things Japanese*、(第五版 appendix, 1927)にある趣意でありました。そこには「今日日本の国民精神の中核をなす忠君愛国の思想は明治の新官僚が民心統一のために發明した宗教であると云ふことである」と論じております。宗教は僧侶の發明であると述べたボルテールを引き合いに出しながら、その言葉が取るに足らないとは言えない例として日本を挙げるのです。チェンバレンは福澤諭吉が無宗教を任じたように日本人は元來宗教的国民ではないが、世間的实际的目的のために一つの宗教、Mikado-worship, Japan-worship は自然に發達したものでなく、新しく作られたもので、新しいばかりでなく未熟なものでもあり、支配階級の利益のために、しかして一般大衆の利益の為に意識的に又は無意識的に支持されていると論じます。明治二十一年頃までは、明治憲法制定一年前のことですが、欧米崇拜熱によって上下のギャップが無かったのが、極端な欧米崇拜が起るに及んで官僚

の地位が危うくなり、日本の古典学者が誇りとする皇室尊崇の神道に依拠するに至ったのである。この間に日本の政治が栄え、新思想の要塞として歴史が利用され、歴史はその立場から教えられ、学問的研究は許されなかった。儒教的色彩を持った思想が皇室崇拜の思想となり、忠孝武士道も同様で太古から存在したものと説かれた。これは治者階級が必要上から手段を尽くして観念的に作り上げたものに外ならず、厳密に日本の歴史を見ると古来日本ほど元首を *cavalierly*、横柄にことう意味合でしょうか、に取り扱った国はなく、武士道の如きも最近の発明であって明治二十三年以前の辞書には全然見当たらない。註として武士道なる言葉は見当たらずが士道なる言葉は古くから使われている、山鹿素行なども使っている。そうして近々数十年の間に日本人の新宗教が出現し、その効力としては日露戦争が示している、として「この日本の新宗教が国体思想、即ち 神聖なる皇孫及皇祖の崇拜、日本の国が最も傑れた神国であるとなす思想となつた」。また日本にも宗教が必要でありそれは天祖崇拜の思想だけであると言ひ、また海老名弾正などもキリスト教と神道を結び付けようとしている。かくして一般国民殊に進取の気象ある人々の間にこの新宗教が信仰されるほどになった。しかも東洋人種の特徴として元来真理の為の真理探究の精神の薄いところに愛国心が加わって愈々軽信されるに至つた。このような事実を知らないで教育され成長して行く若い世代があるが、この新宗教には經典がないので、それに代わるものが詔勅と御製である。この新宗教は日本人を欺いても外国人を欺くことはできないと思われながらも、彼らは好奇心に富んでいるため、新しく興隆してきた日本には何か特殊なるものがあると思ひ、無批判的にこの新宗教を日本に特殊なものと思ひ込んでしまふ。ただこゝした新宗教は *Jew* の宗教、啓蒙時代の *Rousseau* の理神教などの例がある。新宗教を相対化して日本人の中にも欧米的教育を受けた文化人にはその宗教を好まないで自由な学問的研究をなそうとするが、自由主義者は非国民として扱われるので、思ったことを口に出さないし、官僚も自分たちが作つた

ものを信仰する気にならないかもしれないが、信仰した方が利益である場合は信ずる。このように村岡はチェンバレンの「新宗教」を紹介するのですが、さらにそれが *Japan Daily Mail* に転載されて大いに問題となり、欧州の新聞記者は日本で彼への待遇が悪かったから不満の感情からでたものではないかと評していることも紹介しますが、村岡はチェンバレンを良く研究してみるとそうでないことが分かります。それだけ当時の日本人には国体観念に関する研究が無かった証であるかと村岡は論じ、「自由と科学的正確とを神とする」というチェンバレンをして十分に首肯せしめる学問的研究に立ち至っていなかったことをこそ思い致さなければならぬ、と云うのです（村岡同上、二一〇頁）。これは先秦時代を講じた津田よりもより直接に当時の国体論をチェンバレンに託して批判しており、その意味では津田事件が津田の講義よりも津田の学問的業績にあったことが分かります。村岡が津田と同様なめに会っていないようですから。ちなみにチェンバレンは明治十九年から明治二十三年まで帝国大学文科大学教授として日本語と言語学を講じ、四年半教鞭を取り、英語学者の岡倉由三郎や国文学者の佐木信綱や芳賀矢一、歴史学者の三上参次、日本の言語学の基礎を築いた上田万年（かすじ）などの大家を育てています。ちなみに村岡が講義で取り上げました「武士道—新宗教の発明」が収録されている *Things Japanese, Sixth Edition Revised, London & Japan, 1939* は、日本ではその削除版しか入手できず、昭和二十年の敗戦までそれは日本に於いては印刷不能の禁書でありました（高梨健吉「解説」『東洋文庫131 日本事物誌1』平凡社、昭和四四年、三六一頁）。そうして助教授となりました丸山眞男が講座を担当したのは昭和十七（一九四二）年からであり、内容は翌年度の講義内容から類推しまして、江戸期の儒学を中心としたものであったようです（宮村治雄「解題」『丸山眞男講義録「第一冊」 日本政治思想史1948』東京大学出版会、一九九八年、二六八—二六九頁）。記紀神話が国体明徴論に必ず言及されるのに比較して江戸期を中心とする講義の歴史的立ち位置が如何なるものであ

演 講  
たかをそれは示しているように思います。この点、昭和十五年に日本精神との関わりにおいて西田幾多郎が「古義堂を訪う記」において仁齋や徂徠の復古学が真淵や宣長の国学に刺激したとの感想を記していますことと併せて考えますと興味深いものがあります（上田閑照編『西田幾多郎隨筆集』岩波文庫、一九九六年、一九三頁）。そう

して津田左右吉が戦後憲法発布以前に国民的結合の中心にして国民的精神の生きた象徴として皇室の存在意義を強調した「建国の事情と万世一系の思想」を『世界』昭和二十一（一九四六）年四月号に発表し早稲田大学総長に選出されるも固辞し、丸山眞男はその次号に「超国家主義の論理と心理」と題して明治憲法体制の思想構造な

いし心理的基盤を分析摘出し、美濃部達吉は憲法改正不急論を主張し、手続論の外に国体の変革を伴う象徴天皇制に反対するべく同年六月八日に開催されました枢密院での憲法改正案の決議に一人反対し、同二十九日の憲法改正案を可決しました枢密院本会議には欠席したのであります（家永三郎『美濃部達吉の思想史的研究』岩波書店、昭和三九年、三一四—二七、三五三頁）。

## 5 象徴天皇制

象徴天皇制については法学者の間では理解が困難であったようです。象徴という名辞自体は中江兆民が訳しました『維氏美学』下冊（文部省編輯局、明治十七年三月印行、『中江兆民全集』3、岩波書店、一九八四年）に「○第一章象徴○彫刻術に於ける象徴の効益」（同上、七九頁）、及び「物形に象りて以て徴と為し者」（同上、八〇頁）と登場しますが、エジプトの古代文字を説明して「その神像を鑄るや、専ら宗教の説に依り、一種の象徴を定めて以て神の一徳を著はすことを求む、此れ其彫像の澹泊空寂の觀を免れざる所以なり、何となれば神の一徳を著はさんと欲して、先づ一種の象徴を求む、是に於て乎一挙手、一投足、一俯一仰、皆深遠の寓意有らざること莫し」（同上、九三頁）にある象徴が直接にはその最初の用例でありまして、これはウージェーヌ・ヴェロン

原著『美学』Eugé Veron: *L'Esthétique* (井田進也「解題」、同上、四五二―五三頁)に出ております訳であります。「象徴」が(symbolisme)の訳語として使用されたのを皮切りに、森鷗外自身の『審美新説』においてはそれが「象徴主義」となり、上田敏の『海潮音』では「象徴」となり、定着していったようであります(木村毅「編輯後記」『明治文化全集』補巻(一)日本評論社、一九七〇年、四三〇頁)。しかし、明治十八年十二月出版の『英和双解字典』棚橋一郎訳、丸善商社蔵版では「綱領。説略。元。表号。記号。符号。徴候。譬画。」と訳されています(七一九頁)、その他、この時期の英和辞書をみましても象徴なる用語は登場しませんので、その定着はもっと後の事のように思われます。

象徴としての天皇は天皇の代替わりになり即位礼も最近行われ、現在改めて議論されておりますが、戦後まもなく設けられました東京帝国大学憲法研究会では和辻哲郎のみが天皇の具体的人格ではなくて全体性を表すものとして象徴天皇を首肯したといわれております。多くの研究者は疑問を呈していたのです(松沢弘陽・植手通有・平石直昭編『定本 丸山眞男回顧談(上)』岩波書店、二〇一六年、三二六―一七頁)。明治期に翻訳され福澤諭吉『帝室論』(明治一五年)においても援用されているW・バジョット『英国憲法論』(一八七八)を繙けば国王が目に見える統合の象徴(a visible symbol of unity)であること、また多くの読者をもった先にも触れました新渡戸稲造『武士道』(一九〇〇)に引用されているフランスの教育者M・フートミーが英国の王室の尊厳について、それは権威のイメージのみならず国の統合の創始者にしてその象徴(the author and symbol of national unity)であるとの記述を読みますならば、明治期の邦語に「象徴」との訳語はなくても象徴としての天皇は理解できたように思われます。しかも新渡戸は、それは英国以上に二、三倍にも日本の皇室に適合的であると論じているのです。先にも述べましたように、東京帝国大学経済学部を失職した矢内原忠雄は恐らく「国体の本義」な

どで謳われている皇室論の批判を込めて昭和十三年に岩波文庫で出版した邦訳には“symbol”を「象徴」と訳し、「シンボル」とルビを振ったと思われます。ちなみに櫻井鷗村の明治四十一年に出版されましたそれには「標準」が当てられ（新渡戸著、桜井訳前掲、一九頁）、福澤はバジヨットの該当箇所を「人心収攬の中心」と意訳しています（慶應義塾編『福澤論吉全集』第五卷、岩波書店、昭和四五年、二六五頁）。こうした見地もあつたのでしよう先に触れました特異な憲法学者里見岸雄は皇位を統治の「実位」とし、天皇の「統治実」に即して構成される「象徴位」として「日本民族至高至尊の帰依象徴として幾千年の歴史を通過してきている」と昭和十年代には里見なりの象徴天皇制を説いていましたが（里見前掲『国体憲法学』二八四頁）、美濃部は英国の諸植民地の統合の象徴として国王が君臨すると言われていることや法律用語としても一九三一年に各自治領の代表者の会合の結果制定されたウェストミンスター法に象徴が使用されていることを認識するも、装飾的儀礼的地位の象徴天皇には納得が行かなかつたようです（高見勝利編『美濃部達吉著作集』法学社、二〇〇七年、二九一頁）。しかし結局は国民が尊崇敬愛の義務を負い、何人もその尊厳を冒瀆（ぼうとく）すべからざる義務を負うものとして象徴天皇を受け入れ（美濃部達吉『新憲法逐条解説』日本評論社、昭和二二年、一九―二〇頁）、昭和二十三年の没年には平生と同じ勲一等旭日大綬章を受賞しています。一連の事件に深く係わっていました荻田はといえば故郷熊本で昭和二十一年一月三十日に縊死（いし）したのでした。

## 6 一視同仁と共存共栄

平生は今日から見ますと驚くほど天皇に対する敬愛心を持って居りました。特に明治天皇を武士道を教えてくれました実父田中時言、正しく強く生きる精神を学ばせてくれました日蓮上人と共に否、彼ら以上に最も尊敬する人物としてしばしば言及して居ります。その具体的な現われは言うまでもなく教育勅語であります。元田永

孚や井上毅、あるいは山県有朋など、その起草者や助言者は念頭にありません。また欧米と肩を並べるに至った近代日本の建設者あるいは父としてでもあります。そうして平生は尊王民衆主義を説くに至っておりますが、それは何よりもその一視同仁の思想であります。官尊民卑の思想を排除し、四民同等一視同仁主義を徹底することを書き（⑩四五九）、人類は共存すべきものであつて神の前では一視同仁でありこれは動かすべからざる真理と断言し（⑮六三八）、王政復古と共に一視同仁の仁政が布かれたと平生は見るのです（⑮六四〇）。しかも一視同仁は憲法で以て保障されるに至つていとも認識します（⑮二四四）。確かに維新の精神は自由と平等を謳つていりわけでありまして、その完成とも目される明治憲法も『憲法義解』には「国家既に法廷を設け、法司を置き、正理公道を以て平等に臣民の権利を保護せしむ」、あるいは「士族の殊権を廃し、日本臣民たる者、始めて平等に其の権利を有し其の義務を尽すことを得せしめたり」とあります（伊藤前掲、四三、四六頁）。デモクラシーはメリットに即して公平に取り扱われる主義であつて、メリットを無視した平等主義を唱える共産主義は公平ではないからデモクラシーの精神に悖る、というのが平生の見解であります。従いまして世襲的地位（華族）及び世襲財産（父祖伝来の）の占有を平生は認めがたいとして、資産階級に属する人々は利益分配に心を配ることを強調します（大正八年二月二十七日・③二四〇―四一）。そうして国民に選挙権を与え、教育により国民に政治思想を涵養して選挙権の貴重なることを解せしめるようにするには（①三三三、②三三七）、代議政体を尊重する教育が必要であり、国民に公民としての必要な教育をと説いている佐々木惣一の説に同意するわけであります（①二四二）憲法政治を知らない国民は、英国の如き政党政治が国体国情に適するの、それともドイツ流の超然内閣が適するの、懐疑的になりつつあるからこそ、政治教育が必要というのです（①四四三）。こうした平生の見解は三谷隆正の平生評にもあるように、常に大衆の味方と同情者として清き篤き同情者であり、またそうした人物の手に

なる甲南は自由主義にして規律整然たる日本主義教育をしているとの評価を得ることにもなったのです（昭和九年四月二日・⑭六一四―一五）。

一視同仁の思想は、帝国議会でも昭和十年頃には華族制度廃止の根拠として衆議院で取りあげられており、ので、広く認知されていたと思います。それは唐宋八家の一人であり、韓愈、字は退之ですが、八世紀から九世紀にかけて活躍しました文章家にして詩人ですが、その韓愈が親疎の差別をしないで、総ての人を一樣に平等に見て偏頗なく公平に等しく仁愛を施すことを天子の天子たる所以としたことに始まります（「原人」。日本では伊藤仁斎が『童子問』（宝永四・一七〇七年）で朋友の間では各々一視同仁の心を尽くすということで使用し（伊藤仁斎著、清水茂校注『童子問』岩波文庫、昭和四五年、一三八頁）、福澤諭吉も『文明論之概略』（明治八・一八七五年）で「一視同仁四海兄弟の大義」と「報国尽忠建国独立の大義」とを対比させて偽善者の典型に仕立てた韓退之の言葉と『論語』にある子夏の言葉とを結びつけて国際関係における友好の意味で使用していますが（福澤前掲第四卷、九四、一九一頁）、福澤はまた『帝室論』（明治一五・一八八二年）において「帝室は無偏無党億兆に降臨して我輩人民は其一視同仁の大徳を仰ぎ奉る可きものなり」と帝室の一視同仁を説いて帝室が政党に關係することを強く批判しております（同上第五卷、二七八頁）。皇学者流の国体論や立憲帝政党なるものが闊歩することを恐れての一視同仁論であった訳です。それは、その後に発表された『尊王論』（明治二一・一八八八年）においても「帝室は独り悠然として一視同仁の旨を体し、日本國中唯忠淳の良民あるのみにして、友敵の差別を見ることなし」（同上第六卷、二五頁）と述べ、そうであるが故に「帝室は政治社外のものなり」というのであります。また先に見ました様に「万世無欠の全壁にして人心収攬の一大中心」であります。それを一部の人間が国体の名を占有して有無を言わず政敵を倒す類の「党派政治」即ち政党政治がもたらされては福澤にとって

たまったものではありません。帝室の隷属にして帝室と政府との間に分界がなく、帝室の威光の下、党を造り官権党を名のつての党派政治では立憲政治にはならないと言うことです。それは福澤に言わせれば「畢竟保守論者皇学者流の諸士は、其心術忠実なるも経世の理に暗きが為に、忠を尽くさんと欲して之を尽くすの法を知らず、恩に報ひんと欲して其恩徳の所在を知らざる者のみ」、あるいは帝室を尊崇する余り社会の百事を帝室に帰し、政治の細事までも一所に帝室に執らせようとする有様は、福澤に言わせれば孝行息子が父母を敬愛する余りに百般の家政を父母に任して細事に当たらせ却って家君の体面を失わせることになるのです。正しくバジヨットではありませんが「尊嚴的部分」と「機能的部分」との区別に立った「帝室は万機を統<sup>す</sup>るものなり、万機に当るものならず」であるのです。皇学者流は尊崇するの余り宗旨論に陥っていると指摘するのであります（同上第五卷、二六三、二七三—二七五頁、Walter Bagelhof, *The English Constitution*, Glasgow: Fontana / Collins, 1963, p.617）。福澤の言う「官権皇学者」は先に見ました天皇機関説排撃論者を想起するのに難しくはありません。津田左右吉や美濃部達吉はその意味では福澤の論の継承者といえるかもしれません。平生は「天皇の御親裁こそ尤も公正にして一点の疑を挟むべきものにあらざること、天皇こそこの世界に於いて尤も無私なる主宰者、主権者なればなり」(⑮四六一)としばしば述べますが、これは福澤をして言わせるならば宗教論に近く天皇親政論にも通じ、政治社外と規定しての尊王論とは似て非なるものに映ります。機関説が一掃され、国体の名の下での君国本位の政治や経済は中華思想の変容ともコミンテルンの世界戦略の移入の変容とも、あるいは十九世紀的文明と野蛮との対比に依る帝国主義の正当化理論にも、はたまたナチスのアーリア民族を中心とする世界新秩序論にも似通ってきます。東亜新秩序ないし大東亜共栄圏構想は近衛新体制の時に唱えられますが、平生の取り分け文部大臣以降の言動は限りなくそれに近いものがあることは否定できません。平生はそれ以前にも「故陛下の御遺徳長しへに

我々臣民の上に洽くして、日本帝国の国威は六合に普及し、日本は万世一系の皇統の下に道義的に世界を統一するの使命を全ふするを得ば、独り我々日本臣民の榮譽のみならず世界民族の幸福なりといふべし」(③三五九)。

とか「余としては日本の国体及び国民性よりして日本は他日道義的に世界を統一すべき運命を有するものにして、之を欲得し之を予見せしは七百年前に顕はれたる傑僧日蓮其人なり。日蓮は法華經の真理を以て世界を統一すべき使命を有するものは日本人なることを宣言したり」(③四四〇)と日記に認めて居ります。しかし大正十二年十月十日「思想の伝播を防止せんとして武力腕力を用ゆることは、古往、圧政家固陋の徒の常用するところなりといへども、是れ尤も愚なる手段にして嘗て奏功せしあらざることは歴史が明示するところなり」(⑤四五二)と関東大震災後の甘粕大尉の行動を批判して記してもいますので(⑤四五二)、平生の思想が日中戦争を完全にまで肯定する意味をもっていたかどうかは疑問であります。さらに軍国主義の軍人の美辞麗句に満ちた日本東亞盟主論による世界平和論の如き大言壮語による自家陶醉の態を「実に狂酔者の謔言」ともいつております(昭和八年一月一日・⑬五三七)。平生の思想を円錐体で進めますならば、垂直軸として国体論があるとしても水平面にはそれを踏まえてはいますが人類共存主義がございませぬ。ロータリークラブに積極的に参加し、その精神の必要性を常に説いていたことはその水平面の現れでありましょう、そのロータリーのサービスや世界平和に通ずる思想も忠孝に尽くす犠牲的精神と人類共存の大理想との親和性を説いてはいますが(⑩一二五—一二六)。ただ垂直軸の頂点から水平面にいたる辺が理想論から現実化に至ってしまったかもしれませんが、一部の日蓮教徒のように。「我人は個人主義、利己主義を以て処世の指針として教養せられたるにあらず、寧ろ共存主義、愛他主義、進んで武士道の如く犠牲主義を以て修身の鑑として教導せられたる国民なれば、労資は相融和して一となるべきことを了解し得ること、決して難事にあらず」(③四四〇)と述べていることは水平面での国体の価値を述べているとも

言えます。また中流以下の庶民が「疾病の苦悩から解放すべく甲南病院を開設しましたのもその具体化でありましょう」(15七一一七二)。

平生は「余は我国の将来は尊王民衆主義の政治こそ我建国の精神に合致し、維新直後に渙発せられたる明治天皇の五カ条の誓文に順応するものと思ふ」(11二四一)と昭和五年二月十一日の皇紀二五九〇年の建国の日を迎えて認めて居ります。平生にありましては「我国は世界無比の国体にして、皇室は無始よりより無終に至る迄皇統連綿、陛下は国父にして人民は赤子なり。君民一団となりて国体の精髓を為す。国あって民あるにあらず、民あって君あるにあらず、君と民とは同化して分離すべきにあらず。左れば聖代の君主は無為無心にして民庶の憂を憂とし、衆民の樂を樂とし給ふ。人民は生まれながらにして忠君愛国の情に富む。実にこの国体あつて我国は永久に存在し、終に世界を同化して其霸王たるべき運命を有するものなり。故に我国に於て最も排斥せざるべからざるものは、自己の權勢を保持せんが為め、自己の功名心を満たさんが為め、聖名を擁蔽して君民の間を離間せんとする權臣と、我国体国情を解せずして乱りに欧米に於ける危矯なる哲理及學說に心酔して、狂激なる新説を唱へて愚民を眩惑せんとする恒心なき儕輩とす」(1四八四)との国体論を早期に持し、それが世界に通用するとしている点は、後の戦時体制における聖戰論にも通じますが、「低級の位階勲等を以て官吏以外の功勞者を賞せんとする如きは、官尊民卑時代の余習にして今や四民同等の精神全国に澎湃たる時に於いて、この事例を繰返へざる、如きは聖代の恨事とす」と論じて大隈重信内閣總理大臣の人氣取り政策を「真に惜しむべし」と批判して居ります(1四八七)。平生の一視同仁は國際社会にまで拡大するのですが(16五五五)、それはまた共存共榮と連結して、さらにその根柢といたしまして天壤無窮の八紘為宇との書紀の思想とも連結して聖戰論にまで高まつていきます(18七八―七九)。

## 7 精神的機軸としての皇室

ただししかしこの点では福澤や伊藤博文とも共通するところがありますが、平生には思想の自由の前提としての尊王論がありますのでそれを一瞥してみましよう。平生は英国人や米国人が宗教的精神に富むことを挙げ、そうであるが故に英国や米国は思想の自由を謳歌していると述べて居ります（昭和十二年十一月三十日・『如水会々報』一六九号）。ところが日本には欧米と異なりキリスト教に相応する精神的機軸がなく、それに代わるものとして伊藤博文が「我国に在て機軸とすへきは、独り皇室あるのみ」と天皇臨席の下で開始された枢密院での帝国憲法草案審議での発言ではありませんが（清水前掲、八八―八九頁）、日本にあっては皇室に精神的機軸を求めざるを得なかつたのです。福澤も伊藤以前に『帝室論』で西洋諸国は宗教が盛んにして人心を收攬して徳風が存在しているのに比較して日本の宗教は功德俗事に達することができず寺院の中でのみ説教をする程度であるとして、宗教のみを以て徳風を維持できないので帝室に依頼することが有益であると論じ、「我帝室は日本人民の精神を収攬するの中心なり。その功德至大なりと云ふ可し」と結論を下して、精神的機軸としての帝室像を打ち出していると言つても過言ではありません（福澤前掲、二六三、二八〇頁）。

こう見てきますと平生が国体論を初等教育で教導する必要性の強調も、外国語や立憲思想あるいは国防や産業を担う技術の修得可能な基礎教養の取得の強調と共に、そこからくるものとも言えなくはないのです。平生は昭和十二年十一月の日独伊防共協定成立祝賀会に英米が参加しないのは初等教育で社会の進歩と共に国民意識の水準を高めるのに熱心であり、そのため思想の自由も可能であるとの感想を吐露して居ります。日本では国民意識を高める教育がないので大本教など忽ち何十万という信者が生まれ、一犬吠えて万犬吠を伝える国と言うのです。英米は防共だが、共産主義勝手に来いという訳です。大学では知識を授けることはできて人物は出来ない小平

生は教育に従事している一橋のOB組織である如水会会員の質問に答えているのです。義務教育八年制に拘ったのも形式的に欧米先進国と肩を並べるためのもののみではなかったのであります。

## 五 おわりに

平生が文相を務めていた時代は学歴社会の到来と相まってか齋藤隆夫も含めて知育批判が多く、徳育が盛んに喧伝されてきました。平生のそれへの手段は少しも変わっていません。即ち徳育の手段としての体育です。徳育を体育に求める平生に比して、この時期、徳育一辺倒に意義を唱えた学者がいました。平生が「天祐として天恵」として迎えた甲南高等学校の後継校長天野貞祐です(⑩四五六)。既に見ましたように天野は平生が文部大臣として帝国議会で徳育の重要性を訴えていたほぼ一か月後に「知育の徳育性」を起草し、七月には『学生評論』にそれを発表して、徳育の名に依る知育批判を批判しております。その『学生評論』は京大滝川事件後に「学生運動の合法的機関誌」として昭和十一年五月に創刊されたものでした。滝川事件の発端は京都帝国大学法学部教授であった滝川幸辰(たきがわゆきち)の『刑法読本』が問題視され滝川が「赤化教授」の烙印を押され、時の文相鳩山一郎率いる文部省から辞職勧告を受けたことが発端のようですが、事はそれに先立つ学友会に属する講演部の部長を末川博に代わって滝川がなり、最初の催しとして河上肇が昭和四(一九二九)年二月に学生たちの熱狂的歓呼で迎えられたことがあり、そうして六月には蓑田胸喜が講演に呼ばれたことに起因します。講演部長にも相談なく蓑田を呼んだことに滝川は腹を立てたようですが蓑田の講演は河上批判で始まったのですが、揚げ足取りの批判に終始する蓑田に聴衆は罵声を浴びせ、茶話会でも蓑田は容赦なき批判を浴びたということです。蓑田は当然、腹の虫がおさまりません。『京都帝国大学新聞』に河上批判をし河上も同紙で反批判を展開することになるのですが、蓑田の

矛先は学生部長の滝川に移ったのです。これが要因となって滝川事件が起きた可能性があります（伊藤孝夫『瀧川幸辰―汝の道を歩め』ミネルヴァ書房、二〇〇三年、九六―一〇一頁）。

この京大事件について甲南高校第一回卒業生にして、甲南でも公民科の教鞭を取っていた少壮学者にして法社会学の先駆者であったといわれます京都帝国大学法学部講師加古祐二郎をして「最後の自由主義の闘い、潔く花と散る我々の態度を万人は恐らく諒とするであろう。世には大義名分を余りに知らざる者多きを悲しむ。この時我が法学部一同の一致協力的行動は全く他の何れの大学にも見えざる正しき最も勇敢なる態度であり、かかるとき、かかる決定的な態度に出ることをえた我が恩師の行動を我々もまた初めより圧倒的に支援し、後援して来た」（大橋智之輔・名和田是彦・福井厚・藤田勇・村田淳編著『昭和精神史の一断面 法哲学者加古祐二郎とその日記』法政大学出版局、一九九一年、二三〇頁）と認めさせております。加古は同じく甲南で同期の加藤正、著作集三巻が刊行委員会編でユニテから出ておりますが、その加藤とエンゲルスの『自然弁証法』も昭和四年に上巻を、十二年に下巻を訳しておりますが、自身の著作として『近代法の基礎構造』（日本評論社、一九六四年）を遺しております。平生はこの時、学問の自由の名による国体破壊に通ずる思想の宣伝や培養には黙過すべからざるものありと危惧しております（⑭一一二）。また甲南の教育理念に違反するとして昭和三年三月十五日に起きました共産党事件に連座して不起訴になった学生を平生は退学処分にして居りますが、その処分に反対する学生のパンフレットは「個性尊重」と「自由な学風」の合言葉に反するとして「甲南の歴史は自由剝奪の歴史の典型だ」とまで憤慨する文面で飾っております（⑩九九―一〇一）。時代はマルクス主義やその影響下にある学生生徒の動向に神経を尖らせる時代でありました。昭和三年一月二十日には専門学校令が改正され、その目的に人格の陶冶及び国体觀念の養成を加え文部大臣の監督権が強化されております。しかし当時に見られた学生に対する対処法

を見て、平生は『論語』や『源氏物語を』以てマルクス主義やサンデイカリズム、社会主義に対抗するが如きは飛行機から落下する爆弾に小銃や弓矢で以てするが如きで国語や漢文の先生がマルクス主義の宣伝者に対峙することは及ばざるや遠しと揶揄して居ります(⑩一一三)。平生の批判はマルクス資本論を鵜呑みにして学生に講読して学生も心酔、翻訳的講義をする大学教授に向けられるのでした(昭和二年十月二十一日・⑨二六七)。そうして森戸辰男のクロボトキン学説研究についても、国家の費用で設立された官立大学で教鞭を取る官吏であるから制裁を受けるも妥当とし、学究の多数は曲学阿世の徒輩で官権に阿るもの以外は時好を追って衣食の資にし、自己の学説の爲め超然として自由行動を取るが如き崇高なる人格者は何処にあるや、と問うのでした。学に忠なる事は武士が君に忠なるが如きでなければならなかつたのです。自由思想家は自由人ならざるべからず。学問の自由、研究の自由を得ようとするならば国家の束縛を受けるが如き職を去るべしというのであります。マルクス主義、サンデイカリズム、アナーキズム、国家社会主義など欧州に萌芽し蔓延している思想も一概に排斥すべきものではありませんと、平生はその肯定的部分には賛意を表しますが、国体国情を無視して日本にも行うべきものと即断して宣伝普及に熱中する学者は気の毒であり、学問の研究に忠実なる人や自己の名利を棄てて人類の爲に貢献せんとする人は濫りに外来思想に耽溺せず、我が国が古来幾多の外来思想を咀嚼し消化したる歴史に鑑み、我団体及び国情に応じてこの思想中の滋味を撰取することに努力することが国家に忠実たらんとするものであると結論付けております(③五一—一一二)。

こうした渦中であつて創刊されたばかりの『学生評論』に天野は「知育の徳育性」を發表したのでした。そうしてそれが収録されている『道理の感覚』が出版されたのはその一年後の盧溝橋事件、日中戦争の始まつた昭和十二年七月七日の三日後であります。相沢事件、二・二六事件と続く軍の横暴の目に余る時期であるのですが、

その書評を書いた東京帝国大学文学部の出隆の言葉を借りますならば、非道の暴力と無節操な屁理屈とが横行し、道理の感覚の欠乏時代、不道理横行御免時代である。その時に道理の支配を信じ、真剣にこれに奉仕する道理の行者、道理の媒介者を見出し、「彼の前に肅然として襟を正さざるを得なかった」との評価をするのでした（『帝國大学新聞』一九三七年九月六日）。この本は版を重ねて四刷、総部数は一万二千部にも達しましたが、しかし軍事教練全面否定の趣旨と読み取られ、京都帝国大学の配属将校や師団司令部に衝撃を与え、天野自身、戦争への進行を阻止しようとする書であったと認めていますように、それがために翌十三年の三月十五日には絶版を余儀なくされたのであります。この天野事件の背景には天野が後に語っている様に軍部というよりは右翼であったといえます（小尾俊人『本は生まれる。そして、それから』幻戯書房、二〇〇三年、一五二―一六二頁）。ここでも京大滝川事件、これを起こした契機ともなっているあの蓑田胸喜の影が映ります。平生はむしろ蓑田の天野評価を知る術はないことはなかつたはずで、蓑田は平生も資金援助して出版したと思われ、『學術維新』（原理日本社、昭和十六年）において天野の『道理への意志』や『学生に与ふる書』（岩波新書、昭和十四年）などを九頁に亘って批判しております。平生は後継校長としてその天野を招聘することになるのですが、平生はカント学者天野の『学生に与ふる書』を読み、所論の多くがドイツの学者によるものとして、東洋や日本の学者や哲学者によるものがなく、特に国体に関する見解が分からないとの疑義を拾芳会員で甲南高校の教授となっている守谷英次（17）に問うています（17）一八二）。ドイツではなく英国であつてほしかったかもしれませぬ。しかし平生は天野を校長として招き得たことを天佑とし天恵としております（17）四五六、18）六一七）。

尚、昨年でしたか一大ベストセラーになりました漫画本、その原作である吉野源三郎の『君たちはどう生きるか』という本があります。これは昭和十二（一九三七）年七月に山本有三編になる『日本少国民文庫』の一冊と

して刊行されたものですが、その第一冊は山本の『心に太陽をもて』でありました。小国民とありますからつきり小学校が国民学校として新たに発足し、「ボクラ小国民」と謳われた昭和十六年頃の時代の出版かなと思っていました。小国民というのは平生が時に論じた立憲思想などを初等教育で教え、国の問題を自分の問題として考える教育を受けるべく意味が含意している、その小国民のことです。しかしこれは渾名がコペルニクスからくるコペル君を主人公としたもので、知育に対する徳育が強調される時代にあつて知育の徳育性を分かりやすく説いた物語と読めます。コペルニクスが天動説ではどうしても解釈できない事象が、地動説で考えた場合に解決できたとの話は、自分が中心になって世界が回っているとの子供によくみられる例を出しまして、しかし大人の世界にもそれは見られるとの視点は、自国中心主義で世界を見ていく当時の日本の精神状況に対する鋭い批判となつて現れている様に思われます（吉野源三郎『君たちはどう生きるか』岩波文庫、一九八二年、二二―二七頁）。刊行年を見ますと、正に天野が『道理の感覚』で知育の徳育性を訴えた時期と重なります。そうしてこの少国民文庫も太平洋戦争が始まると刊行が難しくなつたのです（同上、三〇―四頁）。平生の悲劇とも関係しますが、平生には人格の修養を学問ないし知育と結び付けるベクトルが小さかつたように思われます。明治の精神を代表するとは言いませんが、福澤諭吉は『文明論之概略』、明治八（一八七五）年に刊行されたものですが、ここに「智徳の弁」という一章を設けて居ります。前後も含めまずと智徳論は三章に亘りますが、智と知とのニュアンスはありますが、そこに「徳は智に依り、智は徳に依り、無智の徳義は無徳に均しきなり」とのテーゼを出して居ります。なかなか含蓄のある言葉ですが福澤は文明を智徳の進歩とみて居りますから、徳としても智がなければその輝きは増すものではないし、徳を導くものは智であると身近な例を挙げて論じて居ります（福澤前掲第四卷、一〇二―一〇三頁）。平生の個性に在つた知育もマラソン競争よろしく一生を通じて育むものではありますし、

短期決戦宜しく俄か勉強で済むものではありません。卒業と同時に学問からも卒業というのではそれこそ徳性の喪失を意味するであります。平生の知育論は確かに個性論と結びつくものですが、継続性を意味していることを考えれば、徳性を踏まえたものと解釈しても全く的外れとは言えないと思われませんが、如何でしょうか。

前にも触れましたが平生の英国教育賛美はしかしギリシャ語とラテン語の修得を必須としていたパブリック・スクールやそれを踏まえたオックスフォードやケンブリッジの古典重視の教育は、その効用を認めながらも導入しておりません(⑦一六)。これには漢字廃止論者としての平生像が浮かびます。平生にとつて漢字はギリシャ語やラテン語に相当し、それは貴族性を帯び、一般庶民に理解でき難いと映ったからと思われれます。また中等学校に漢文を設けることは文部省が旧思想に囚われた謬見にして文教に当たる人間が時勢を見るの明がなく、それを廃止する勇気がないのが原因で、研究者以外にそれは必要なく、時間に余裕があれば英語その他の科目を充てるべきであるとも言います(⑤二九八)。将来大学入学後及び社会に出でたる後に無用なる学科は省略し、基礎的学科と人格品性の修養に重きを置くというのが平生の考えでもありました(⑤五〇〇)。専門学者ならともかく一般には古典は現代語訳で良しとしたのであります。

平生は「現在日本に於ける教育は形式に拘泥し、各学校共に干渉好きの文部省の意向に投せんことに汲々とし、形式に顕はれたる点に於いて文部省の訓令内示に迎合せんことを力む、之教育にあらずして教師屋の仕事のみ、余は如此き教育家に薰陶せらる、学生は同一の模型に依るものなるを以て度量狭小、品格陋劣なるものを生じるのみ」と述べ、甲南学園は「寛厚にして気品高尚なる紳士の雛児を養成せんとするもの」であるので、その意を以て校長の任に当たられることを望むと甲南小学校の新任校長今村景明に託して述べております(大正三年九月四日①一五二)。「世界に通用する紳士たれ」とは平生の日記その他揮毫も含めても全く登場しませんが、平生が

紳士にこだわりを見せていることは武士道との関連で一貫しております。甲南に限らず旧制高校生は自らをジェントルマンとみなし、専門学校生をセミジェントルマンと揶揄していたといわれます。平生のいう紳士は先に見たラグビー精神によく表れております。余談ですが、平生が文部大臣をしていた頃の昭和十一年に英国で在外研究をしております政治史専攻の東京帝国大学法学部助教の岡義武は、ケンブリッジとオックスフォードの方針が学問を中心とし、尚且つ学問を手段とした人格教育であると認識し、如何にもイギリスらしい面白い考え方である、と認めております。そしてそのことがイギリスを指導しイギリスに貢献する人物が特にこの二つの大学の出身者から出たことは決して偶然ではないとし、学生が各コレッジに分かれて寄宿生活をし各コレッジで教授を中心に食事を共にする制度もその具体化であると記して居ります。コレッジを中心とした学生と教授との美しい和やか親しみも良いとし、ドイツ人の教授の英語が聴き取り難いというので学生が騒ぎ出したところ、その教授が「諸君はジェントルマンなのだからジェントルマンらしく振舞わなければいけない」と一言放つたら忽ちシーンとなったという話を綴っております（篠原一・三谷太一郎編『岡義武ロンドン日記1936〜1937』岩波書店、一九九七年、一八九―一九〇頁）。学問の徳育性を指摘すると共に、行動が非紳士的であっても「紳士たれ」と言われると紳士的になるということでもあります。確かにA・スミスやE・ギボンを失望させ落胆させもした学都は、しかし訪れる者をも「I can here play the gentleman, enact the student.」と言わせしめる情景が漂っていたのです（Charles Lamb, *Essays of Elia Last Essays of Elia, Every man's Library, London, 1962, P.10*）。平生が憧憬の念を抱いた所以であります（⑦一八）。

さて広田内閣の政治史的意義をここで振り返ってみましょう。広田の国策の一つが国体明徴の具体的方策にあったことは確かでありましたとしましても、それよりは戦後極東軍事裁判に於いて文官で唯一絞首刑になった悲

劇の宰相広田への嫌疑の一つであります五月十八日の勅令で以て公布された陸海軍大臣・次官を現役とする所謂軍部大臣現役武官制の復活と日独防共協定の締結こそが考えなければならぬ事跡であります。平生はそれを内閣構成員としてどのように見ていたのでしょうか。具体的史料に乏しいので明確には判断しかねますが、平生は大正十一（一九二二）年二月二十六日に「余は一日も早く陸海軍大臣は軍人ならざる可からざるの制度が廃止せられ、世界的達観を有する人がこの地位に就かんことを希望せざるを得ず」（④五〇〇）と認めていますことは既に紹介いたしました。内閣の生殺与奪の権を軍部の手中に収め、軍部の政治的発言を確保しておくものが軍部大臣現役武官制であります。軍部は二・二六事件直後の肅軍を断行するには現役制を復活しない限りそれは不可能と言い出し、政府は政府で軍部大臣の責任の下でそれを実施し督励する立場にありました。現役制でなければ辞職した軍人たちがまた復活して派閥を作る可能性があるのも徹底的に肅軍ができないと軍部は言うのでした。広田はそれを飲まざるを得なくなり、閣議で諮るもさしたる議論もなく簡単に通過したと言われています。とうことは連帯責任を持つ平生も承諾したということがあります。しかし十一月六日の閣議では政党出身者の閣僚がそれは政党を抹殺するものと批判して紛糾しておりますが（前掲『広田弘毅』、一九六―九七、一四三頁）、平生の立ち位置は不明であります。いずれにしろ軍部大臣文官制を主張した平生の嘗ての姿をそこにみることはできないようです。

第二は日独防共協定締結です。これは十一月二十五日、秘密協定・秘密書簡でベルリンにおいて調印されたものですが、それは攻守同盟ではなく防共の他に深い意味のある同盟ではないということである。楽観視されていたようです。西園寺公望は英米とならともかくドイツとの協定はドイツに利用されるだけで日本は非常に損をするとの懸念を述べています（原田前掲、一九八頁）。それは特に反英米的なものであるとの情報が宣伝として伝わってい

たからです。事実、英国側の対日感情は悪化し対英国交調整計画は無期延期となってしまいました。また対ソ関係も当然悪化し、日ソ漁業条約もソ連側の調印拒否にあい同条約は実現することなく、それにともなって日独防共協定は国内政治の問題となり、広田内閣は輿論の批判を浴びることになってしまったのです（前掲『広田弘毅』二三八―三九頁）。平生はといえば親英米派であったことは分かるとしてもドイツに対してはオリンピックのベルリン開催の話にも出ている様に、ドイツの武士道ともいべきドイツ魂を評価していました。しかし昭和十四年九月十八日の甲南での訓話には「ドイツかぶれの日本人が防共協定を結びたるの故を以てドイツを以て盟邦となし、進んで軍事同盟をも締結せんとのドイツの提案に対し政府に於いて両意見の対立を生じ、荏苒日を送る中ドイツは密かにソ連と交渉して、突如（ドイツとしては突然にあらざるも）独ソ不可侵条約を締結して、日本が国体に於いて相納れず、不倶戴天の好適ともいふべきコミンテルンの本山ともいふべきソ連と不可侵条約を結びて日本を出し抜き平然たるに於いては、実にあきれ果てたる不徳義、不信義の国である」と厳しく論難し、独ソ不可侵条約は白色人種の利己主義を赤裸々に示すものであり、国体によって涵養された大和魂を持つ日本人としては憤慨ものであったと論難しております（⑩六八五）。「欧州情勢複雑怪奇」と平沼内閣が総辞職せざるを得なくなりましたが、平生はむしろドイツの不徳義不信義こそが問題としているのです。ここから判断すれば平生は時にドイツに対して稀に好意的であったとしても常に警戒感をもっていたであろうことが分かります。そうして濫りに排英仏熱を煽ぐことに反対し、ヒトラーやムッソリーニのやろうとしていることは他山の石と見なし、国家主義、即ち皇室中心主義とは独伊の帝国主義や国家社会主義とは異なると論じておりました（⑩二〇三）。むしろ大いに将来大陸に進出せる大国民としての心得方を述べて学生らの注意を喚起しております（昭和十三年十月三日・⑩二六二）。しかしその平生も戦時体制が進むにつれて東亜新秩序の建設と東亜数億の民衆をして皇徳の恵

に浴せしめ、彼等もまた日本の臣民と同様に陛下の赤子として無限の敬意と誠心を尽くし犠牲を共にし、ヨーロッパ諸国の羈絆より東アジアを脱せしめて「東亜の自由を天照大御神の皇孫に下した神勅」の実行を囃れと云うにいたります（昭和十五年四月二十九日・⑰二一九）。そうして新体制の根本義は滅私奉公であるとして『国体の本義』で批判しているように、西洋伝来の個人主義、利己主義を排除して国体の精神に順応して己を忘れ自らを棄てて国難に赴けと呼びかけるのです（⑰四一七—一八）。ここに承詔必謹の意を体して、欧米の個人主義、利己主義、功利追求主義を根基とする思想を機関説と共に批判し、祭政一致の理念の顕現を語るのでした（⑰四二）。神武天皇の東征神話を援用して支那事変は一転して東亜共栄圏の確保、欧米人を駆逐して十億の無辜の民を解放して人類共存主義を以て救済し神武天皇肇国の詔や八紘為宇の詔の如きを論じるのです（⑰五〇、五四）。そうして聖戦論となつて皇軍は悪魔の剣にあらずして隆魔の利剣である、殺人の剣にあらずして一殺多生の活人剣であるとも語り、「大和魂の精神こそ機械力と戦略のみに信頼せる欧米軍に対し常に優勝する所以であります」（⑰七八）とまで精神論に満ちた言辞を吐くこととなります。名誉の戦死をした甲南卒業生のために贈った吊歌には「君がため命を捨てし若人は 国の柱と人は言うなり」（⑰三〇〇）とありますが、「共存共栄、一視同仁、常に陛下の御仁愛なる御懿徳の恵沢に浴せしめ……皇軍は敵地に侵入して土族を虐待制圧し搾取せんとするが如き英米流の利己主義を發揮したることなし」（⑰七九）と断じ、ついに平生が学んで止まなかつたイギリス、そしてアメリカに批判の矛先が向くに至っております。確かに日本人は一気呵成に事を遂げるを得意として日清・日露・満州戦争に勝ち、長期戦で勝利したためしはない。中国人は呑気、ロシア人はそれ以上に呑気、英国人は文化的生活において世界の第一人者にして常識に富む国民で遠望深慮して決して軽率妄動しないで、必ず勝利あるを見参戦し、挑戦に応じないで持久隱忍して勝算の見込みを見て時機を待つ国民であり、一旦戦争をするなら勝利

するまで戦うとして、百年戦争、三十年戦争の例を挙げます。日本国民は線香花火的に派手な成果を得意とするが英国国民を考えよ、長期抗戦に対しては幾年の歲月にも煩悶せず沈着にして剛健に最後まで勝利を期すべきであると英国賛美は消え失せてはいませんでした(16七—八)、そこには英人の reciprocity principle 互惠主義を肯定的に評価していたからであります(17五四〇)。平生の英国へ赴く愛娘とその主人への書簡にはその点は活写されております。「天皇の統治は和魂の作用に外ならぬのである」(18四七—四八)とか、明治天皇の御製を經典として愛誦し、祭政一致の意味を駆使する姿は、客観的に見て平生の視点から見ても敗戦止む無しと映りますから、自己に言い聞かせるように映り、悲劇的ですからあります(18四四—四五)。

平生が「余は親しく教を受けざりしも明治文明の先覚者福澤先生」(17二七五)と称えましたその福澤は日清戦争における日本の勝利を文明の野蛮に対する勝利とみしました。思う心は岩をも通す類の「教理外の力」に依拠し自らを尊大に構えて中華を誇る満清政府に対して日本は「文明実学の教理」に起因する「恒存性の勇氣」による戦であったから勝利したと言います(福澤前掲第十五卷、一三—一五頁)。八紘為宇的聖戦論との大きな違いが此処にはあります。半世紀後の日中戦争の論理と倫理を比較してみてください。さらに愛国心の問題に付いてもその後退性が見られます。平生は「日本人は未だ社会とか国家とか人類とかいふ觀念は伝統的に養はれて居らない民族です。封建時代に於て武士は自己が奉公せる藩主に忠勤を抽んずることを以て本領として国家觀念を有せず。農工商に至りては全然かかる考は持たず、君国に対する忠義の念もなかったのである。……単に自己の生命財産の保全の外何事をも考慮せざりし民衆の子孫が今日存在し居るもの」と、士民共ども社会公共の為に醸金しないことを嘆いておりますが(11二九)、これは福澤の言う「日本には政府ありて国民なし」との認識に相通じる考えであります(福澤前掲第三卷、五二頁、同第四卷、一五四頁)。さらに愛国心で言えばトクヴィルの『アメリカに

おける『デモクラシー』における「天稟の愛国心」と「推考の愛国心」と比較して考えればどうか。福澤は小幡篤次郎の邦訳を引用して、前者即ち「本能的な祖国愛」を「一種の宗旨にして道理上より来るものに非ず。専ら信仰熱心の感激するところなり」とし、後者即ち「思慮ある愛国心」を「人智の推考に源して道理に適ふものなり」として、後者の前者に勝る事、後者が文明の進展に必要なことを説いております（福澤同上、二七五―七七頁、トクヴィル著・松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』第一巻（下）、岩波文庫、二〇〇五年、一一八―二二頁）。一個の明治の精神であります。時代が下るにつれて限り無く「天稟の愛国心」に、それなりに思慮しておりますが、唱えるに至っている昭和の精神をみることもあるいはできると思います。福澤が明治初期に唱えた『学問のすゝめ』三篇に「ごさいます」「一身独立して一国独立す」（福澤前掲第三巻、四三―四七頁）は今や、昭和十年代ですが、個人主義排斥の名の下、否定されるべきテーゼとなったようです。「国家を個人の内面的自由に媒介せしめたこと―福沢論吉といふ一個の人間が日本思想史に出現したことの意味はかかって此処にあるとすらいへる」との昭和十八年に記された一文の持つ意味を噛み締めるべきではなかったのではないのでしょうか（丸山眞男「福沢に於ける秩序と人間」『戦中と戦後の間―1936―1957―』みすず書房、一九七六年、一四四頁）。

ところで駐日アメリカ大使であるジョセフ・C・グルーは絶対的に確実なのは日本でもニューディールが行われなければ相沢裁判の弁護人が予言したように同じ類が繰り返しおこるであろうと指摘し、これにあたる内閣総理大臣はフランクリン・ルーズベルトが就任した時に遭遇したのと同じ巨大な好機をもっており、効果的にこの問題を解決すれば大政治家として歴史に名を遺すであろう、と期待していました（ジョセフ・C・グルー著石川欣一訳『滞日十年』上、筑摩書房、二〇一一年、二九二頁）。広田弘毅がしかしその名を残したのは悲劇の宰相として東京裁判で文官として唯一絞首刑になったことにおいてでありました。平生はその後の広田に批判的でした

が(16四五一)、スズ日記に見られます様に、文部大臣を辞めてスッキリしたようです。

然しながら御国の為の奉公は文相辞任後も変わることはありませんでした。寺内との関係はといえば、財政も経済も分らない寺内が北支派遣軍の総司令官になるや、その部隊付経済顧問になるのです(16一七一—一八)。平生が信頼してその経済顧問ともなった寺内に対する平生の認識はしかし甘いものがあつたようです。凱旋將軍として昭和十三年十二月十二日に寺内は帰京し、平生も感激してその光景を見るのですが(16三四二)、寺内が北京滞在中に芸妓を官邸に囲み淫欲を恣に、また支那婦人を官邸に幽閉して強姦をなすとの驚くべき風説が流布しているのを知って愕然とします。そしてそれは厳正果断の寺内を貶めるデマであると決めつけますが、しかし内閣諸公や枢密顧問官もそれを真実として信じているのには、支那事變の長期抗戦の危惧の念と共に絶望したであらう(昭和十四年三月二十日・16四七五)。寺内はその後、南方方面に赴きますが、平生はその後、寺内とライバル関係にあつた東條英機に重用されるにいたります。鉄鋼統制会会長などに任じられているのはその証であります。さらに時に政治家への献金を辞め政治家から距離をおくとしていましたが(17二〇五)、貴族院議員を務め、大政翼賛会総務、あるいは産業報国会長などの要職に就き、東條英機内閣の時には枢密顧問に親任され、昭和二十(一九四五)年八月十五日の終戦を迎えることになったのです。以後、平生はその生を全うした同年十一月二十七日の朝を除き、毎朝九時、終戦の詔勅を威儀正しく正装して毎日朗読したのでした(津島純平「拾芳会その他」、「疎開から終焉まで」、津島、一七五、一八八頁)。それは一枢密顧問官として昭和天皇と一体となつて自らの立ち位置を省みながらの責任を自問自答しているかの如き姿に私には映ります。あるいは「正は必ず邪に勝つは自然の道理」(16五一三)と説き、小乗的ナショナリズムを排して大乘的インターナショナリズムを主張し(14九三)、個人主義と共存主義は一致すると断じた(16五一三)自らを顧みているかにも思えます。

平生は文部大臣以降、その思想と行動をみますとその時代の精神状況を体現しているかに見えます。そうして確かに平生もメモしたポツダム宣言に「民主主義的傾向の復活・強化」とありますのは(18七二五)、起草したアメリカの日本専門家ユージン・ドゥーマン元駐日大使館参事官の手になるものと言われますが、英国案によって「復活」の文字が挿入されていることを考慮しても(藤田宏郎『米国と日本の天皇制—1943—1946』晃洋書房、二〇一八年、一九一頁)、それは平生も謳歌した浜口内閣に体现された政党政治、若槻や幣原クラスの国際的コミュニケーション可能な民主主義的傾向を代表した政治家を念頭に置いてでありました(三谷太一郎『近代と現代の間 三谷太一郎対談集』東京大学出版会、二〇一八年、一七二、二一六—一七頁)。

振り返りまして戦後に教育勅語に代わるべく制定されました教育基本法には個性に通じる個人の尊厳を謳っています。平生は、独立独立歩自主的精神を重んずる「個」と社会人類に貢献する「全」との相克を意識しつつ、人類相愛し相救るヒューマニズムの涵養の「全」の重視から尽忠報国を意味するその強調へと時代が下るにつれて重点が移っていくとしましても(1二〇八)、『国体の本義』が批判した個人の尊厳に通じる個性は、「教育は須らく自由にして個性を尊重し人物を作るを以て主眼とせざるべからず」(5二二〇)とした甲南高等学校の設立に当たって宣言した個性との親和性があり、人格の教育の意味内容に変更があるとしてもその強調と共に、象徴天皇制の下、蘇ったといっても良いのではないのでしょうか。

また平生は感化教育の為せる結果が偉人輩出理由としております。その具体例を平生は吉田松陰が獄中で囚人相手に語り教えた通称『講孟余話』を昭和九年刊行の岩波版『吉田松陰全集』第二巻収録本で精読していることが、その手沢本によって知ることができます。講義とはいえ松陰の人物教育が具体的に如何なるものであったかを、それを読むことによっても想像をめぐらし、人格教育が単に文献や講義によってのみ能くするものではなく

人と人との接触、即ち寝食を共にし、朝に薪を取り夕に水を汲み、草を摘み、茶を啜り、親しく感化される面前的の教育を伴って始めて可能であることを改めて認識したことでありましょう(13三九〇、15三〇四)。そこには眼中師弟なし、ただ朋友のみの同志者の結合という師弟同行教育もあり(徳富蘇峰『吉田松陰』岩波文庫、一九八一年、一六三頁)、松下村塾のこうした教育も平生に感銘を与えたのであります。「苟も文王の楽を楽んとならば、父子相楽み、君臣相楽み、兄弟親族朋友郷党相楽むの境を自得せば、豈楽からずや。然れども今諸君と獄に繋かれ、此楽み万々望みなし。但相共に斯道を研究し、縲紲牢狴の何物たるを知らざるに至らば、豈楽に非ずや。願わくは諸君と偕ともに是を楽まん」(吉田松陰『講孟余話』岩波文庫、一九三六年、二〇頁)はその冒頭部にある言葉です。吉田松陰、中江藤樹、新井白石などの門下に有為な人材が輩出したのは教科書でも教授法でもなく先生其人の人格に在ることの証明であり、他藩に有為な人材が出ないのは感化力ある先生がいなかったということだ。「学は人たる所以を学ぶなり The most important thing to learn through studying is what is valuable as human beings, and how we should live our lives.」これはこの人なかりせば甲南は存在し得なかつたと晩年の平生を言わせしめました(18三三〇)、その意味で甲南に計り知れない貢献をしました久原房之助、その生誕一五〇年を記念したシンポジウムに誘われ、この夏久原の故郷萩を訪れましたが、そこにある松陰塾の跡に記念碑として「志」として刻まれている一文です。出典は「松下村塾記」で、英訳は誰の手になるか定かではありませんが、諾なるかなと平生を想いつつ思いました。関連して言いますならば、平生の人生行路に多大な影響を及ぼした矢野次郎も感化教育による大先生であったといえるでありましょう(5四八二、17二七五―七六)。

自然を重んじ個性を尊ぶ教育が真の人間を養成する教育(5三〇五)、形式と画一を尊ぶ官僚式・軍隊式教育を排して個性を尊重し自由を尊重する教育主義を樹立するために創立し情実を排して実力主義の時代の到来を確信

しております平生は、「官僚的教育形式的教育に反抗して自由主義自発主義の教育を本願とせる学校の設立を断行し、以て其主義の実顕を試みつつあること……官立大学は凡て職業大学にして毫も人物の養成人格の修養を主眼とするものあらざればなり」(大正八(一九一九)年五月二十八日)と述べておりますが(⑤三〇八)、そうした教育理念はむしろ第二次世界大戦後に甦るものであったと申しても過言ではないのでしょうか。また天野貞祐が甲南教育の一つの特徴とみました教師と生徒が同じテーブルを囲みまして午餐をしながらの会話教育も、天野が文部大臣であった第三次吉田茂内閣の時、他の反対閣僚を押し切って全国の小中学校に給食制度を実現させましたが(『天野貞祐全集』第三巻、栗田出版会、昭和四六年、一八四―一八五頁)、これも平生の教育理念が全国の小中学校に行きわたっていると見ても良いのではないのでしょうか。

話があちこちに飛び脱線も多く、散漫であるとの誹りを受けるかもしれませんが、お許しください。御清聴ありがとうございます。

(本稿は令和元(二〇一九)年十一月十二日、甲友会館で開催された甲南大学法学会開催の講演「現代日本と平生鈺三郎―甲南学園創立百周年記念―」に基づき、大幅に加筆修正したものであります。)